

第7次西尾市総合計画

(案)

平成24年9月18日

第7次西尾市総合計画（素案）

目次

第1章 序論

1 計画策定にあたって.....	2
2 計画の性格.....	3
3 計画の構成と期間.....	4
4 時代潮流.....	5
5 西尾市の概況.....	8
6 西尾市のまちづくりの課題.....	12

第2章 基本構想

1 まちづくりの理念.....	16
2 将来都市像.....	17
3 基本目標.....	18
4 基本指標.....	20
5 土地利用構想.....	22
6 施策の大綱.....	25
7 重点プラン.....	29

第3章 基本計画

基本目標1 活力と魅力あふれる産業づくり（産業振興）.....	35
基本目標2 利便性と快適性を高める基盤づくり（社会基盤）.....	47
基本目標3 地域を支える文化と人を育む環境づくり（子育て・教育・文化・スポーツ）.....	63
基本目標4 安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり（健康・福祉）.....	77
基本目標5 安全とうるおいのある環境づくり（自然環境・生活）.....	91
基本目標6 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり（市民・行政）.....	113

資料

協働まちづくりプランナー提言書.....	124
----------------------	-----

第1章 序論

- 1 計画策定にあたって
- 2 計画の性格
- 3 計画の構成と期間
- 4 時代潮流
- 5 西尾市の概況
- 6 西尾市のまちづくりの課題

1 計画策定にあたって

総合計画は、市民と西尾の未来の姿を共有し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行財政運営を図り、社会経済環境の大きな変化の中においても共有した将来の方向性を見失うことなく、市民と力を合わせて確実に目標に向かって進んでいくための指針です。

近年、世界的な経済不況や少子高齢化の急速な進行、環境問題の深刻化など、社会経済情勢はこれまで以上にめまぐるしく変化しています。また、地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限と責任が高まる一方、市民ニーズはより一層多様化・高度化の様相を呈しており、地方自治体を取り巻く環境や期待される役割も大きく変化しています。

さらに、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、被災地をはじめわが国全体に想像を超える甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでも変える大きな衝撃を与えました。このほか、円高問題やTPPへの参加協議の開始、タイの大洪水など、国内のみならず国際社会においても、市政に大きな影響を及ぼす出来事が起こっています。

こうした大きな時代の変化の中で、本市は、平成23年(2011年)4月、西尾市・幡豆郡三町の合併により新・西尾市として新たなスタートを切りました。これまで1市3町では、それぞれが定めた総合計画にもとづき、さまざまな分野においてまちづくりを推進してきましたが、合併後の新たなまちづくりのため、旧市町の総合計画や西尾市・幡豆郡三町合併協議会が策定した新市基本計画の考え方を踏まえ、新・西尾市としてはじめての行政運営の指針となる新しい総合計画、第7次西尾市総合計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては、審議会への公募委員の参画、職員と公募市民委員による協働まちづくりプログラムの開催、市民意識調査の実施といったさまざまな市民参画の機会を設け、広範な市民の声を取り入れながら計画づくりを行いました。

2 計画の性格

本計画は、これからの西尾市における新たなまちづくりを推進していくため、次の3つの役割をもつ計画として策定しました。

(1) 市の最上位計画であり道しるべとなる“まちづくりの羅針盤”

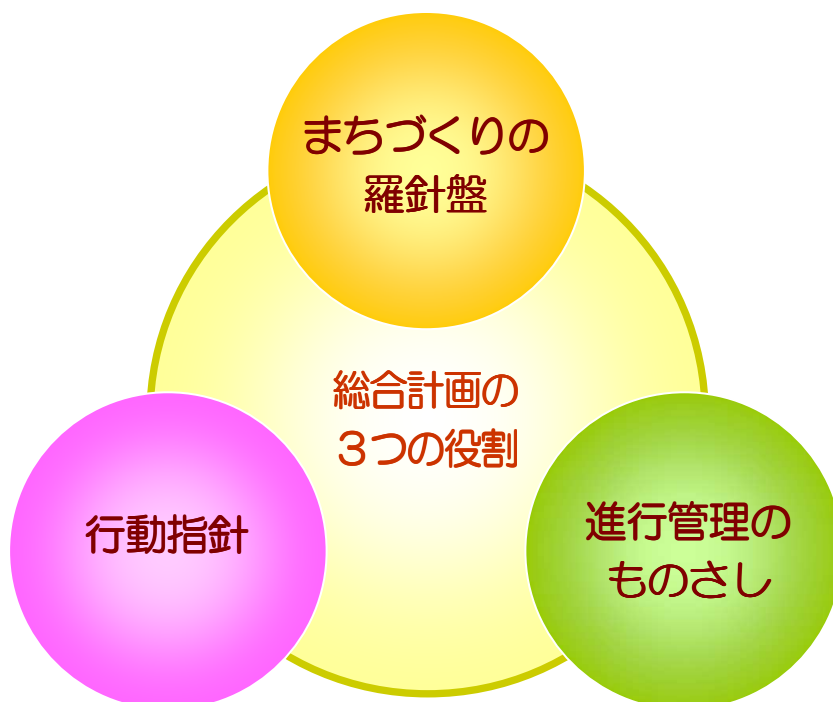
総合計画は、本市で取り組むすべての施策の基本となり、本市が目指す将来都市像を描き、その実現に向けた取り組みの方向性を指し示す「羅針盤」としての役割を持っています。

(2) 市民の参画と行政との協働による“行動指針”

総合計画は、市民と行政が協働の心を持ち、対話や交流を重ね、お互いへの理解と共感を大切にし、協力し合う関係を生み出し、本市が目指す将来都市像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する「行動指針」としての役割を持っています。

(3) 計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”

総合計画は、本市が目指す将来都市像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取り組みの進行管理と評価を行うため、達成を目指す目標と、その目標の達成度を測る「ものさし」としての役割を持っています。



3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

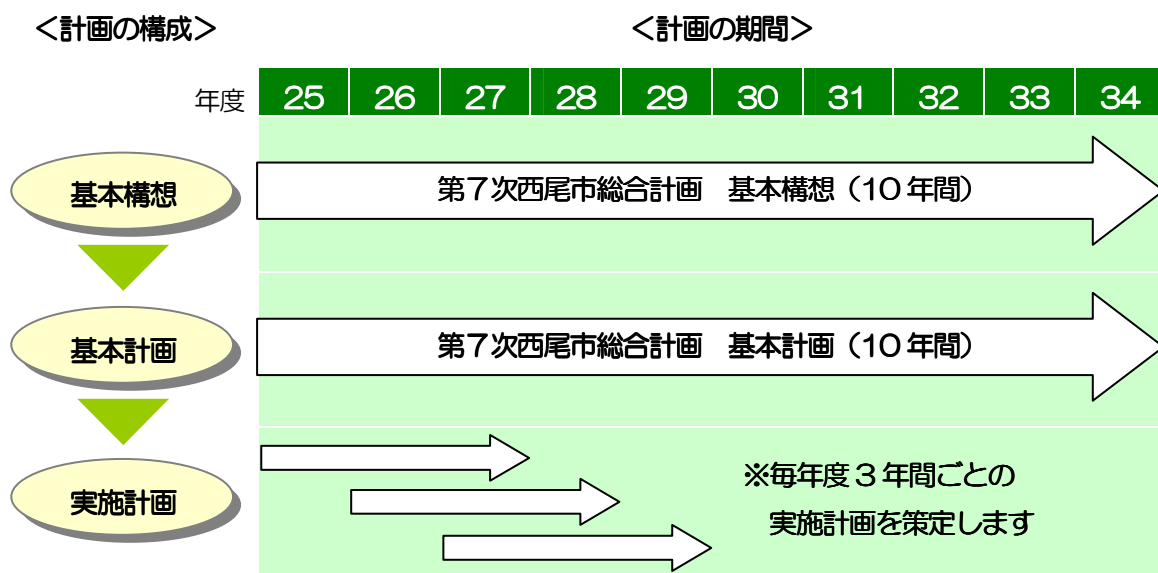
本市の将来の望ましい都市像を掲げるとともに、これを達成するための施策の大綱を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、基本計画や実施計画の基礎となるものです。計画期間は、平成25年(2013年)度を初年度として平成34年(2022年)度を目標年度とします。

(2) 基本計画

基本構想に示した施策の大綱に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めたものです。計画期間は基本構想と同じく、平成25年(2013年)度を初年度として平成34年(2022年)度を目標年度とします。

(3) 実施計画

基本計画で定められた施策について、向こう3年間で実施する具体的な事業内容を定めたものです。毎年度見直しを行うローリング方式を採用し、社会経済情勢の変化や財政の見直しを踏まえながら、事業内容及びスケジュール等を明らかにし、選択と集中をもって事務執行及び予算編成の指針とするものです。



4 時代潮流

(1) 人口減少・少子高齢社会の到来

わが国の総人口は、平成16年(2004年)の約1億3千万人をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計によると、今後も減少が続き、平成27年(2015年)には約9千万人になると見込まれています。加えて、少子高齢化が一層進行し、総人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は、平成17年(2005年)には20%程度であったものが、平成27年(2015年)には40.5%まで上昇すると見込まれています。

こうした人口減少や少子高齢化は、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会の様々な面での影響が懸念されます。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、核家族化や共働き世帯の増加など、世帯構成にも変化が見られ、介護や子育てなどの生活不安を増大させています。

(2) 地方分権社会の進展

平成12年(2000年)の地方分権一括法の施行以来、地方分権の推進に向けて、国における構造改革や三位一体改革、地方における行財政改革などが進められてきました。近年は、市町村合併による自治体の再編や道州制を見据えた議論が進むなど、地方分権は新たな段階に差し掛かっています。

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己責任、自己決定の重要性はますます高まり、住民に最も身近な市町村にあっては、これまで以上に市民のニーズを的確に把握し、より効果的で効率的な行政事務を行っていくことが求められ、健全な財政基盤を維持し、近隣市町村や県との広域的な連携も見据えて、地方分権時代に対応できる体制を整えていくことが求められます。

(3) 地域経済を取り巻く環境の変化

グローバル化が進み、経済活動の機会が拡大する一方、新興国の急速な経済成長の影響なども受け、経済活動における国際間・地域間の競争は激しさを増しています。経済情勢はバブル崩壊以降回復基調にありましたが、平成20年(2008年)の世界同時不況によって大きな打撃を受け、景気の先行きは引き続き楽観視できない状況になっています。平成23年(2011年)になっても、円高問題や欧州の経済不安が続き、タイの大洪水によって日系企業にも大きな被害が出るなど、世界的な経済不安は解消されていません。また、TPPへの参加協議が開始され、農業をはじめ、医療や福祉、教育、金融、通信など国内産業への影響も不安視されています。

労働環境では、非正規雇用や外国人労働力の増加など雇用形態が多様化し、賃金格差の拡大なども社会問題になっています。また、団塊の世代の大量退職により労働力人口が減少する中、女性や高齢者、外国人の雇用のあり方についても議論が深まっています。

(4) 環境問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、循環型社会・低炭素社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識、関心が高まっています。愛知県においても、平成 17 年(2005 年)に開催された愛知万博「愛・地球博」を契機に環境意識の浸透が図られ、市民活動団体等による環境保全活動が活発化しているとともに、平成 22 年(2010 年)には、生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP 10)が開催され、環境への意識は一層高まりをみせています。

また、平成 23 年(2011 年)に発生した東日本大震災は、福島原子力発電所にも大きな被害を及ぼし、わが国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。

こうした環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーやごみの発生抑制、再利用、資源化など、環境に配慮した低炭素・資源循環型社会の形成に向け、国、自治体、事業者、市民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

(5) 地域の歴史、文化を活かしたまちづくり

21 世紀はここらの時代とも言われており、地域の風情や趣き、独自の生活風景を大切に、市民が誇りを持って継承していくことがまちづくりに求められるようになりました。

平成 16 年(2004 年)には景観法が制定され、法に基づく景観行政団体も多く誕生しています。また、平成 20 年(2008 年)には、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が制定され、地域の固有な歴史文化を活かしたまちづくりが求められています。

(6) 価値観や生活様式の多様化

市民の価値観や生活様式は多様化しており、物質的な豊かさや効率性の追求などの価値観に代わって、ゆとりや安らぎ、癒しや健康といった心の豊かさを重視する傾向が強まっています。個々の価値観や志向に応じて多様な生活様式の選択が可能になり、働き方や住まい方、学び方が多様化しているとともに、仕事と生活の調和を重視するワークライフバランスの考え方も広まっています。

また、男女共同参画やノーマライゼーション、多文化共生など、性別や年齢、国籍などにかかわらず、多様な価値観や個性を尊重し、共生することの重要性も高まっています。

(7) 市民参画・協働意識の高まり

市民の価値観の多様化や社会貢献意識の高まりなどにより NPO 活動やボランティア活動が一層の広がりをみせており、行政への市民参画や市民と行政の協働によるまちづくりの意識が高まっています。

用語の解説

- **ノーマライゼーション** 障害者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会が正常な状態であるという理念のこと、また、そうした社会の実現を目指した考え方や活動を意味しています。

そうした中で、個人でできることはまず自らで行い、個人ではできないことは家庭や隣近所、地域で行い、それでもできないことは行政が行うという自助・互助・共助・公助による「補完性の原則」が再認識されています。特に、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が指摘されることも多く、助け合いながら共に暮らしていく互助や共助の重要性が高まっており、国や地方自治体において、家族や地域の絆を再生・活性化する取り組みも盛んになってきています。

また、市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働によってより良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まっています。

(8) 安全・安心意識の高まり

平成 23 年(2011 年)に発生した東日本大震災は、被災地をはじめわが国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでも変える大きな衝撃を与えました。また、台風などによる局地的な集中豪雨によっても被災地域に大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、豪雨による土砂災害などの発生を契機として、人々の防災意識は急速に高まっています。愛知県を含む東海地域においては、東海・東南海・南海の三連動地震の発生が懸念されており、甚大な被害が予測されていることから、東日本大震災の教訓を踏まえて、これまで以上に計画的な防災対策を講じていくことが求められています。

また、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺なども多く発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。加えて、食品偽装や薬物混入など「食」の安全をゆるがす事件が多発し、国では消費者庁が新たに設置されるなど、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

(9) 情報通信技術の発展

インターネットをはじめとする情報通信技術の発達は、働き方や余暇活動、消費行動など生活の様々な面で大きな影響を及ぼしています。平成 23 年(2011 年)には、デジタル放送への完全移行が行われたほか、携帯電話ではスマートフォンが急速に普及し、W i f i などの通信環境も整うなど、家庭や地域の情報通信環境はめまぐるしいスピードで発達を続けています。

まちづくりに関連しても、インターネットや携帯電話、G I S (地図情報システム)などを活用した地域情報化の取り組みが進められ、様々な分野で市民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

(10) 教育や子育てに対する関心の高まり

近年、子どもの学力の低下や生活習慣の乱れなどが社会問題化しており、いじめや不登校などの問題についても、急務の課題としてその対応が求められています。こうした背景を踏まえ、教育基本法の改正や新教育指導要領の実施など教育改革の取り組みが進められています。

核家族化や少子化、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く家庭や地域環境の変化が、家庭や地域の教育力の低下の大きな原因となっています。家庭や地域の教育力の再生に向け、児童生徒や地域の実態等を踏まえ、生徒の個性を生かせる創造的で柔軟な「特色ある学校づくり」が求められています。

5 西尾市の概況

(1) 位置と地勢

西尾市は、愛知県のほぼ中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、面積は 160.34km² で、愛知県全体の 3.1%を占めています。

中部圏の中心である名古屋市の 45km 圏域にあり、東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市と接し、南は三河湾に面しています。

矢作川が形成した岡崎平野の最下流域にあり、矢作川のかつての本流（現矢作古川）に沿って形成された標高 10mまでの低地が広がっています。東部は標高 348.8mの主峰三ヶ根山を頂点とする山地で、また三河湾内には、有人離島の佐久島や無人離島の梶島、前島、沖島が点在しています。

(2) 自然・歴史

①自然

気候は太平洋側気候で温暖です。真冬でも氷点下を下回ることはまれで、降雨量もそれほど多くなく過ごしやすい地域です。

三ヶ根山並びに湾内の諸島を含む一帯は、三河湾国定公園に指定され、風光明媚な行楽地となっています。

②歴史

矢作川の堆積作用で形成された肥沃な平地には、その温暖な気候と相まって古くは縄文の頃より人の暮らしが営まれていました。市域の各地にはこの地方を代表する遺跡や古墳の数々が残っており、古代から栄えた土地であったことを今に伝えています。また中世には足利一門の名家・吉良氏の所領として発展し、ゆかりの優れた文化財や美術工芸品からはその栄華のほどがしのべられます。さらに戦国時代には、今川氏・徳川氏・織田氏らが覇権を争う主戦場ともなりました。

江戸時代には西尾藩とその周囲の様々な領主の所領となっていました。西尾藩は明和元年(1764年)に松平家の居城になると六万石の城下町として大いに賑わいをみせ、今も当時の城下町の名残を残しています。

西尾市の歴史は古く、歴史的な史跡や名所が点在し、伝統的な祭りや芸能が数多く伝承されていることも特徴です。

(3) 人口・世帯

①総人口

国勢調査によると平成 22 年(2010 年)の本市の人口は約 16 万 5 千人です。人口は増加を続けており、平成 17 年(2005 年)と比べると約 2 千人の増加となっています。地域別では、西尾地域と吉良地域は増加傾向にありますが、一色地域と幡豆地域は減少傾向にあります。

なお外国人人口については、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日現在で 5,360 人となっています。

②世帯数

国勢調査によると平成 22 年(2010 年)の本市の世帯数は約 5 万 4 千世帯です。世帯数は核家族化や単身

世帯の増加などによって、増加を続けています。

③年齢構成

国勢調査による平成22年(2010年)の本市の年齢3区分別人口では、65歳以上の老年人口比は20.9%と増加傾向となっており、15歳未満の年少人口比は14.9%と減少傾向となっており、少子高齢化が進展しています。15歳以上65歳未満の生産年齢人口についても平成2年をピークに減少を始め、平成22年(2010年)には64.2%まで低下しています。

ただし、少子高齢化の進展は全国の値と比べるとやや遅いといえます。

(4) 市町村民所得

平成20年(2008年)度の本市の市内総生産額(旧行政区による合計値)は7,048億円で、前年度から1,400億円程度の減少となっています。1人当たり総生産額は508.6万円で、愛知県の値を少し上回っています。

また同様に、本市の市町村民所得(旧行政区による合計値)は5,211億円となり、これも前年度から700億円程度の減少となっています。1人当たり市町村民所得は351.3万円で、1人当たり県民総所得の359.2万円をやや下回っています。

(5) 産業

①就業構造

産業別就業構造については、もともと第2次産業の集積が高いことが特徴でしたが、徐々に第3次産業の割合が増え、平成17年(2005年)には第3次産業が第2次産業を上回りました。

なお第1次産業の就業者数は減少を続けていますが、全国・県の値と比較すると構成比は高く、農漁業が比較的盛んな地域でもあります。

②農業

農家数は、自給的農家の数は増加していますが、販売農家の数は一貫して減少を続けています。その中で一農家あたりの農業産出額は約460万円で県全体の値よりもかなり高くなっています。主な農産物は、米・麦のほか、日本一の生産量を誇る抹茶に代表されるお茶の生産は有名で、また洋ラン、バラやカーネーションなどの花き園芸、イチゴやキュウリ、トマトなどの施設野菜といった多様な農産物が生産されています。

③水産業

水産業は、三河湾、伊勢湾、渥美外海を操業区域とする沿岸漁業とウナギ養殖業を主体とする内水面漁業が営まれています。海面ではノリ、アサリをはじめとする多くの種類の魚介類が水揚げされています。近年、漁場環境の悪化などにより漁獲量は全体的には減少傾向にありますが、アサリやウナギは全国一の生産量を上げています。

④工業

工業については、西三河地域において戦後著しい発展を遂げた自動車産業に関連する事業所が多数立地しており、輸送機械、生産用機械の生産額が大きいことが特徴です。

経年的にみると、事業所数は徐々に減少していますが、従業者数や製造品出荷額等は着実に増加してきました。平成20年(2008年)には世界的な経済不況の影響を受けて、本市の工業も落ち込みましたが、その

後は回復の兆しをみせています。

自動車関連産業のほか、エビせんべいをはじめとする水産加工や漁網製造などの漁業に関連した工業の集積も特徴となっています。

⑤商業

商業については、平成 11 年(1999 年)以降商店数、従業員数ともに減少しています。人口 1 人当たりの年間販売額をみても平成 16 年(2004 年)の 169.3 万円から平成 19 年(2007 年)には 168.8 万円と減少しており、さらに平成 14 年(2002 年)と比較するとその減少幅はより大きなものとなっています。商業を取り巻く環境は厳しい状況を迎えています。

⑥観光

観光資源・施設別の観光入り込み客数をみると、本市において最も大きな集客力をもつ観光地は一色さかな広場で年間約 90 万人を集めています。これに次いで、憩の農園の約 84 万人、愛知こどもの国の約 36 万人が大きな集客力を有しています。このほか 20 万人以上の集客力を持つところとしては、ホワイトウェイブ 21 の約 28 万人、三ヶ根山の約 26 万人、吉良温泉の約 24 万人、西尾まつりの約 23 万人となっています。

なお平成 17 年(2005 年)度には、“未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選(主催：水産庁)”に一色干潟が選出されています。続いて平成 20 年(2008 年)度には、“にほんの里 100 選”(主催：朝日新聞社)に佐久島が選出されています。

(6) 交通

産業道路としての性格の強い国道 23 号が本市の北東部を通過しているほか、国道 247 号が三河湾沿岸を通過しています。

高速道路(自動車専用道を含む)は通過していないため、高速道路のインターチェンジまでのアクセスに時間がかかります。

鉄道は名鉄西尾線が新安城と吉良吉田をつないでいるほか、名鉄蒲郡線が吉良吉田と蒲郡をつないでおり、本市の中で吉良地域、幡豆地域がその沿線に含まれています。

平成 16 年(2004 年)までは、碧南と吉良吉田を結ぶ名鉄三河線が運行されていましたが廃線となりました。代替交通として「ふれんどバス」の運行をしていますが、公共交通の利便性は決して高いとは言えず、移動の多くは自家用車に依存しています。

(7) 公共施設

①生活基盤施設(上下水道・都市公園)

上水道の普及率は、平成 24 年(2012 年)度末で 99.8%となっています。また、離島である佐久島は、南知多町水道事業から水道水が供給されています。

汚水処理人口普及率は、平成 23 年(2011 年)時点で 75.5%となっています。地域別では、西尾地域では 77.3%、一色地域では 60.1%、吉良地域では 79.8%、幡豆地域では 82.5%と、普及率にやや差が生じています。

公園については、市内全域で 45 か所の都市公園が整備されています。

②教育施設(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)

学校教育施設については、幼稚園6園、小学校26校、中学校10校があります。また県立高等学校が5校あります。

③文化・体育施設

文化会館・中央公民館、図書館、民俗資料館といった文化施設は、旧行政区別に1つずつ整備されています。体育施設は野球場、テニスコート、体育館が旧行政区別に1か所以上あり、プールについては、旧西尾幡豆広域連合が整備したプール（ゴミ焼却場の余熱利用による温水プール）を備えた総合型レジャー施設ホワイトウェイブ21が吉良地域に、温水プールやアリーナなどを備えた一色B&G海洋センターが一色地域にあります。

④保健・医療・福祉施設

医療・福祉施設については、保健センターが幡豆地域を除く旧行政区別に設置されているほか、総合病院が1か所、診療所が1か所、休日診療所が1か所あります。また、保育所が36か所、児童館が4か所、老人の家が9か所、高齢者交流広場が7か所あります。

（8）財政

本市の標準財政規模は、平成23年(2011年)度において約342億円となります。

財政上の自立の程度を示す財政力指数をみると、平成21年(2009年)～23年(2011年)度の平均で0.97となっています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、平成23年(2011年)度で87.8%となっています。

（9）定住自立圏

本市では、合併前の平成22年(2010年)に、西尾市、一色町、吉良町、幡豆町において、共通した生活圏を有する「中心市（西尾市）」と「周辺市（一色町、吉良町、幡豆町）」が相互に協力・連携することによって、定住に必要な生活機能を確保するとともに、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、魅力的な地域を形成することを目指して、西尾幡豆定住自立圏共生ビジョンを策定しました。また、合併後の平成23年(2011年)には西尾市定住自立圏形成方針を策定し、引き続き定住自立圏構想に取り組んでいます。

6 西尾市のまちづくりの課題

新市基本計画の考え方を踏まえ、これからの西尾市における新たなまちづくりを推進していく上での主な課題を、次のように整理します。

(1) 多様な地域資源を活かした地域の魅力づくり

合併によって広がった市域には、海から山までの多様な自然環境があり、恵まれた自然環境の中で、地域に根差した多様な文化や産業を育んできた歴史が蓄積されています。多様性に富んだ自然や歴史・文化などの地域資源を活かすことで、新たな産業が創出され、農業・工業・商業・観光の連携によるさらなる活性化の可能性も高まります。

合併前は、それぞれの市町が各々の特性を活かしたまちづくりに取り組んできましたが、今後は、広がった市域の中で多様な資源を有効に組み合わせ、より一層魅力ある地域づくりを進めていくことが求められます。

それには行政の取り組みだけでなく、市民がまちの良さを理解する学びや地域の資源を活かして取り組む活動が重要であり、地域への誇りと自信を醸成させていくことが必要です。企業を含め市民と行政が一体となって本市の新たな魅力づくりを進めていくことが重要です。

(2) 交流を支える交通ネットワークづくり

本市は、名古屋都市圏における基幹的な交通幹線である、高速道路や自動車専用道路、JR東海道本線や名鉄名古屋本線からは離れた位置にあり、広域的な交流といった観点では地理的に不利な状況にあります。これからの地域の発展には、経済や文化といった面からも交流の促進を図ることが重要であり、他の地域との交流を活性化するための交通ネットワークの整備が必要になります。

また、市内での市民や来訪者などの活発な交流や円滑な移動を支えるためには、既存の鉄道やバスなどの公共交通機関の維持と利便性の向上を図ることが不可欠であり、より一層の交通利便性を高めていく上では、今後の新たな公共交通サービスの提供についても検討する必要があります。

(3) 企業誘致と産業の付加価値の向上

本市は、花きに代表される農業、ウナギ養殖に代表される漁業、自動車関連産業に代表される製造業、そして三河湾国定公園を核とした観光などに代表されるサービス業など、地域の特色ある素材が豊富にあります。こうした地域の素材の付加価値を高めるためにも、地域ブランド化に努める必要があります。

また、本市が今後も持続的な発展を遂げていくためには、さらなる産業の振興を図り、新たな雇用を生み出すことも重要になります。広がった市域を有効に活用することで、企業誘致の可能性が広がり雇用の創出も期待できます。既存の産業の底上げを図るとともに、市域全体の土地利用を総合的な観点から見直した上で、企業誘致を展開していくことが求められます。

既存産業の振興に関しては、従来の農業や漁業などを観光に結びつけた交流・体験型の新たな産業の展開も考えられます。足腰の強い経済基盤を確立するためには、地域に根ざした産業の育成を図ることが重要となります。

(4) 定住しやすい安全安心な暮らしの実現と自然環境への配慮

三河湾に接する本市は、温暖で住みやすい気象条件にあり、豊かな自然環境にも恵まれており、定住満足度の高い生活圏を形成する好条件を備えています。安全で安心して暮らせる環境の中で、人と人の心のふれあいや人と自然のふれあいなどを通して、市民が心の豊かさや暮らしの満足感を得て、ずっと住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていくことが重要です。

安全な定住環境を確保していくためには、災害に強いまちづくりを推進するとともに、犯罪や交通事故の撲滅に向けた取り組みなど、市民の生命と財産を守る防犯・防災の取り組みについても強化していく必要があります。

さらに、本市の豊かな自然環境は、現在を生きる私たちだけのものではなく、次の世代にもしっかりと継承していく責務があります。そのため、自然環境保全についての意識の高揚を図るとともに、環境への負荷の軽減や自然との調和を考えた土地利用などに取り組んでいく必要があります。

(5) 少子高齢化への対応

本市の平成22年(2010年)時点の老年人口比は20.9%で、全国値の23.0%と比べると低い率ではありますが、確実に高齢化が進行しており、今後もさらなる上昇が見込まれます。

これまでも介護予防や自立支援、生きがいづくりに向けた取り組みなど、高齢化社会に対応した施策を展開していますが、今後も引き続き、人口減少と超高齢社会を見据えた新しい社会の仕組みづくりが求められます。また、保健、医療、福祉などのサービスが安定的に提供されるよう、人材の確保やサービスの充実を図ることにより、安心して暮らせる地域社会の実現に取り組んでいくことが望まれます。

高齢化とともに少子化の進行も顕著であり、本市の平成22年(2010年)時点の年少人口比は14.9%で、全国値の13.2%と比べると高い率ではありますが、年々低下しています。若い世代が安心して子どもを産み育てられるよう、若い世代への定住促進や子育て支援施策などにも取り組んでいくことが必要です。

(6) 次代を担う人づくり

まちづくりは人づくりと言われるように、魅力あるまちづくりを実現していくためには、担い手となる人づくりを行うことが不可欠です。

本市では、これまで市民が主体となった生涯学習体制を基本に、生涯学習や生涯スポーツを支援する人材の育成やその仕組みづくりに取り組んでおり、その結果、いくつもの活動団体・グループが組織され、意欲的な活動が生まれています。これからのまちづくりを推進していく上では、こうした主体的に活動する団体・グループの協力は不可欠であり、生涯学習を単に個人の知識習得の場としてとらえるのではなく、まちづくりの推進役となる人材育成のための施策としてとらえていくことが期待されます。

合併によって市域が広がっただけでなく、多彩な人材の確保や幅広い市民活動の展開などの可能性も広がっています。性別や年齢、国籍などの違いにかかわらず、市民一人ひとりの学習の成果が魅力的なまちづくりに活かされるように、市民主体の生涯学習をはじめ男女共同参画や多文化共生の推進などを支援し、次代を担う人づくりを目指す必要があります。

(7) 自立したまちづくり

地方分権の進展により、行財政運営の自立性が強く求められています。地域でできることは地域で行うという自主自立の考えに立ち、市民と行政の協働によるまちづくり、住民自治のさらなる発展がこれまで以上に必要となります。

市民と行政が協働でより良いまちづくりを実践していくためには、市民と行政がともに自分のまちに関心を持つことが重要であり、一人ひとりがまちづくりに対する意識やモラルを高め、協働のまちづくりの担い手として役割を発揮していくことが求められます。そのため、行政と市民、団体、地域コミュニティ組織や事業者、大学などが協働体制を構築し、相互の意思疎通を深め、信頼関係の土台となる情報の共有化を図ることが求められます。また、経営資源である資金や人材、地域資源を最も効果的に活用できる行政経営のシステムを構築していくことも必要です。

第2章 基本構想

- 1 まちづくりの理念
- 2 将来都市像
- 3 基本目標
- 4 基本指標
- 5 土地利用構想
- 6 施策の大綱
- 7 重点プラン

1 まちづくりの理念

西尾市の新たなまちづくりを進めるにあたって、「活力・創造」「安心・便利」「自立・協働」の3つのまちづくりの考え方と、それらを結びつけつなぎ合わせる「融和」を基本理念と定めます。

(1) 活力・創造 ～地域の個性を活かして新たな魅力を創造する～

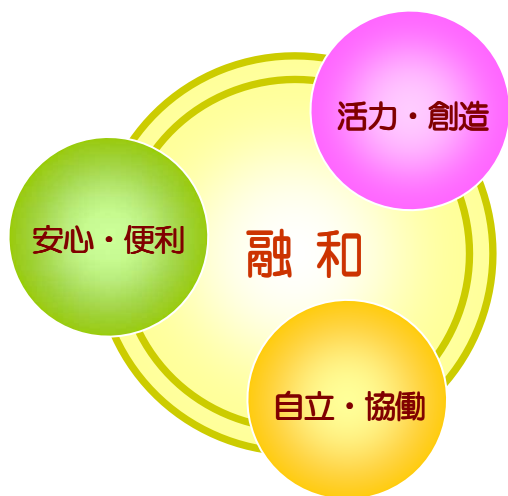
本市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史、文化、産業など他都市に誇れる固有の魅力を備えています。また、市内の各地域には、これまでの歴史やまちづくりを通して蓄積されてきた個性があります。こうしたまちの魅力、地域の個性を大切に、そこから新たな価値を創造することにより、市民が誇りや愛着を持ち続けられる活力あるまちを目指します。

(2) 安心・便利 ～市民の暮らしを守りゆとりある暮らしを育む～

市民にとって、日々の暮らしを安全・安心に過ごすことは、将来に向けた普遍の権利です。災害や犯罪の不安を軽減することはもとより、家族や地域のつながりを深め、支え合いによって安心を確保することの重要性も高まっています。市民一人ひとりが、住みなれた地域で安全・安心を実感しながら、心豊かにいきいきとゆとりある暮らしを実現できるまちを目指します。

(3) 自立・協働 ～誰もが活躍できる市民主体のまちづくりを進める～

まちづくりの主役は市民であり、本市においても、まちづくりの担い手として市民の役割は、今後ますます大きくなっていきます。地域活動や市民活動が活発に行われ、市民一人ひとりが、地域への参画や行政との協働を通して、自立して主体的に活動し、まちづくりのさまざまな場面で役割を發揮して活躍できるまちを目指します。



融和

合併後の新たなまちづくりの第一歩を踏み出すにあたって、旧市町の垣根を取りはらい、市民も職員も、それぞれがお互いに信頼関係を築き上げながら協働することによって、地域間の連携や交流を進め、西尾市全体が調和しバランスの取れた発展を遂げることができるまちづくりを目指します。

2 将来都市像

基本理念を踏まえ、西尾市が目指す将来都市像を次のように設定します。

自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾

本市は、三河湾、矢作川、三ヶ根山といった海、川、山に囲まれた、自然豊かなまちで、古くから多種多様な文化、伝統、産業を生み出してきました。これらは、西尾市の暮らしに深く密接なかかわりをもつものであり、他都市に誇れる本市固有の資源であるとともに、次代を担う子どもたちのためにも、大切に守り、活かし、受け継いでいかななくてはならない貴重な財産です。また、こうした自然や文化が市民生活にとけこむことで、暮らしにゆとりやうるおい、やすらぎを与え、心豊かに暮らせるまちとなります。

そこで、本市の目指すべき将来都市像を「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」と定め、本市の魅力である自然や文化の保全・活用・継承に努めるとともに、市民生活との一体性を深め、誰もが心豊かな暮らしを実現できるまちを目指します。

3 基本目標

将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本目標を設定し、これまでに積み重ねてきた各地域でのまちづくりの成果と特色を相互に結び付けながら、新たな人と人の交流の輪を広げ、夢と誇りの持てる地域（郷土愛）を築き、豊かな自然環境を大切にしたい調和と活気あふれる交流都市の実現を目指します。

(1) 活力と魅力あふれる産業づくり（産業振興）

合併により、西尾市は、豊かな自然と多様な地域資源に恵まれ、新たな産業の創出や、農漁業、工業、商業、観光などの産業を有機的に連携することにより、まちのさらなる活性化の可能性が高まっています。

この恵まれた地域資源を有効に活用し、ここに住む人たちが、健康で文化的に生活できるように、活力と魅力があふれる産業づくりを進めます。

(2) 利便性と快適性を高める基盤づくり（社会基盤）

合併により広域化した地域間の連携と交流の基盤となる道路ネットワークの構築や、生活を支える地域公共交通の安定確保に努めます。

また、市民と行政の連携による中心市街地の活性化や地域特性を活かした住環境整備を推進するとともに、既存施設を有効活用し災害にも強い都市施設の整備を行うことにより、利便性と快適性を高める基盤づくりを進めます。

(3) 地域を支える文化と人を育む環境づくり（子育て・教育・文化・スポーツ）

子どもを産みやすく、育てやすい環境を整えるとともに、次代を担う子どもたちが自分で考え行動できる「生きる力」を身につけるために、家庭・地域・学校が連携して、子どもたちの確かな学力、健康・体力、豊かな人間性を育てていきます。

また、人々が心身豊かに暮らせるように、歴史・文化を継承しながら、スポーツを通じた健康づくりや知識・教養を深める講座の開催など、幅広い学習の機会の提供することにより魅力ある生涯学習を推進します。

(4) 安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり（健康・福祉）

地域の医療体制を支える基幹病院としての役割を担い、多様化する患者ニーズに応えるため、医師及び看護師の確保を進め、市民病院としての機能を充実します。

生活習慣病の予防など一人ひとりの健康意識を高め質の高い健康生活が送られるように健康づくりをすすめて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域ケア体制の充実や障害者を支える効果的で重層的な協働のネットワークが構築された健康・福祉のまちづくりを目指します。

また、公的保険医療制度や公的年金制度の公的保障制度の周知を図ります。

(5) 安全とうるおいのある環境づくり（自然環境・生活）

自然環境保全のための緑化推進やリサイクル等4Rの推進、地球温暖化防止対策に取り組みます。公園・緑地整備や海岸・河川等の改修の際には環境に配慮した整備を行います。

また、安全安心な暮らしのために消防・防災・防犯・交通安全意識の向上を図り、地域ぐるみの活動を推進するとともに、対策を充実するとともに、関係施設及び対策の充実を図ります。

(6) 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり（市民・行政）

市民活動が活発化し、地域課題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが住みやすい地域社会を目指します。

また、市民と行政による協働を推進し、すべての市民が、住んで良かったと感じられるまちづくりを進めます。

厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行政体制を確立し、健全な財政運営に努めます。

用語の解説

- 4R ごみ減量のための4つの行動や考え方を示すものです。Reduce（減らす）、Reuse（再使用する）、Recycle（再資源化する）を3Rと呼び、これにRefuse（いらぬものは断る）を加えて4Rと呼びます。

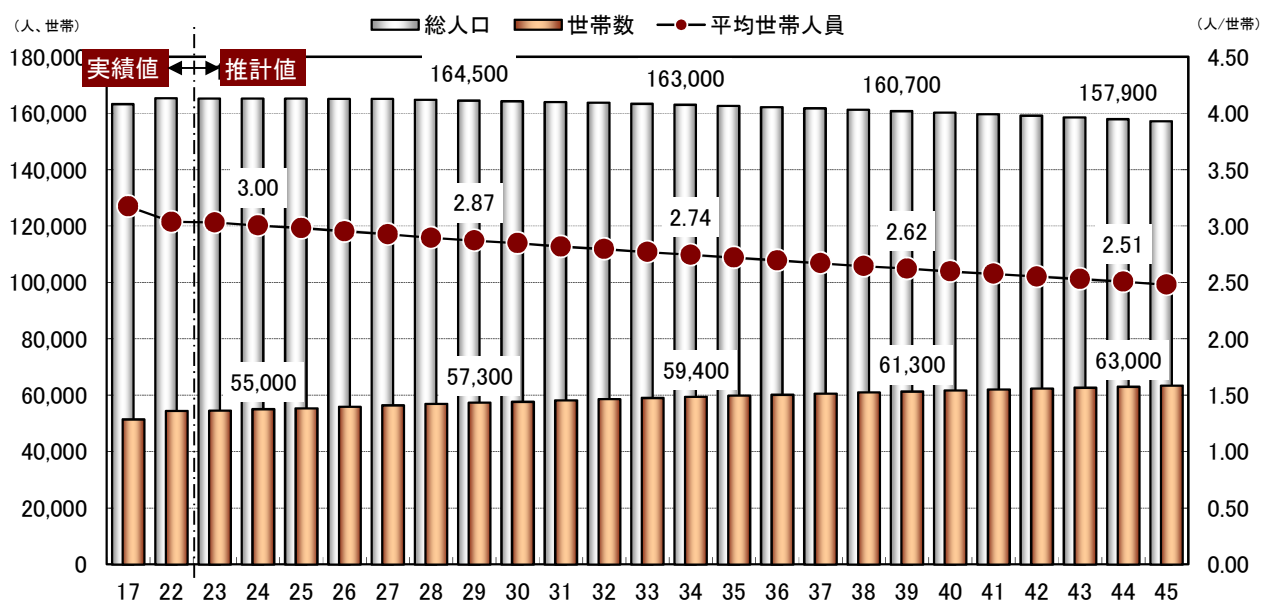
4 基本指標

(1) 総人口

平成 34 年における目標人口 163,000 人 59,400 世帯

本市の人口は、これまで一貫した増加傾向が続いており、国勢調査によると平成 22 年(2010 年)では 165,298 人となっています。しかし、近年は人口の増加率は鈍化してきており、今後の推計結果においては、人口はまもなく減少局面に転換し、平成 34 年(2022 年)には 163,000 人(平成 22 年よりも約 2,300 人減)になると見込まれます。

また、世帯数及び世帯当たり人員は、平成 22 年(2010 年)の 54,435 世帯、3.04 人から、平成 34 年(2022 年)には 59,400 世帯、2.74 人になると推計され、世帯は増加傾向、世帯当たり人員は減少傾向にあると見込まれます。



資料：実績値は国勢調査

(2) 年齢別人口

3区分別人口では、15歳未満の年少人口と15歳以上65歳未満の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。

年少人口は、平成22年(2010年)に24,617人であるものが平成34年(2022年)には19,700人まで減少、生産年齢人口は、平成22年(2010年)に105,941人であるものが平成34年(2022年)には99,800人まで減少するとみられ、地域経済活性化対策が今までにも増して重要な課題となります。

5歳階級別に平成22年(2010年)から34年(2022年)の人口の変化を見ると、男女ともに、40代後半から50代前半、70代以上は増加し、30代以下は減少する見込みです。

図 3区分別人口割合

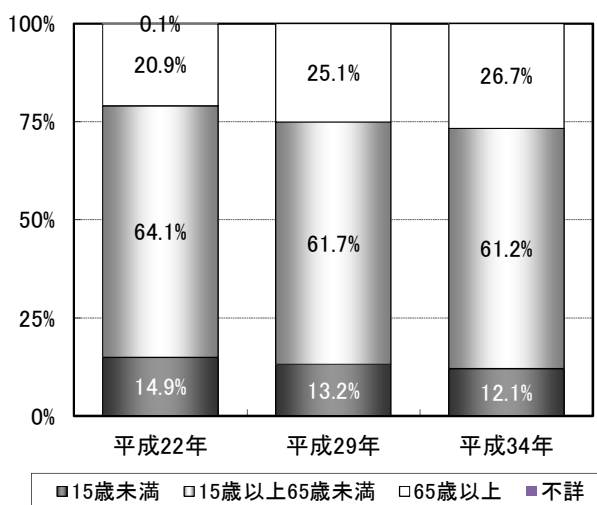
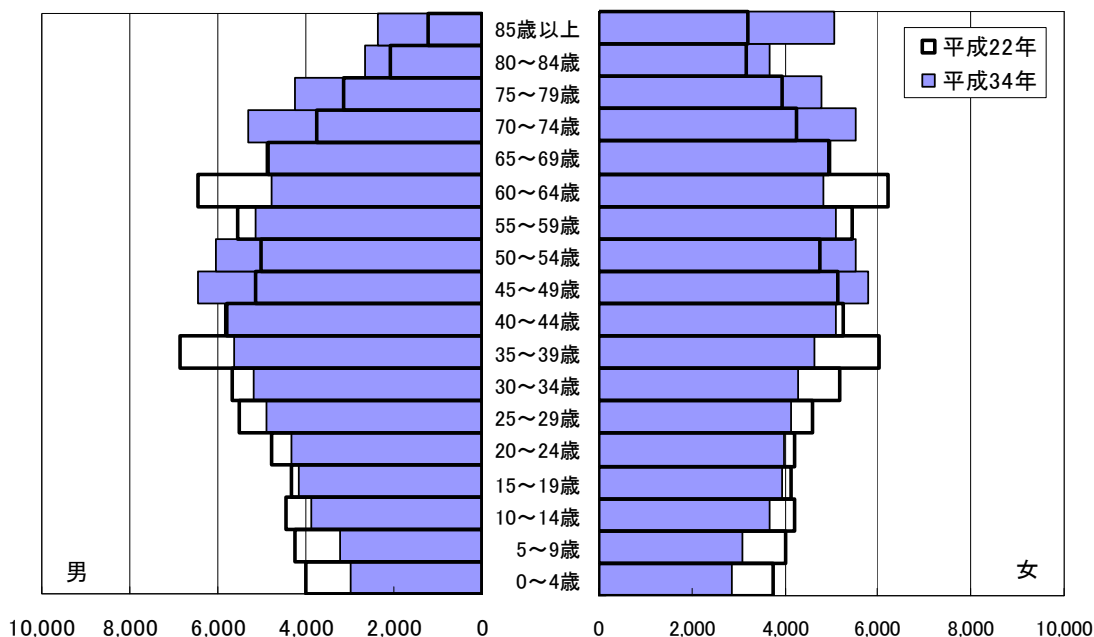


表 3区分別人口

	平成22年	平成29年	平成34年
合計	165,298	164,500	163,000
年齢不詳	179	-	-
65歳以上	34,561	41,300	43,500
15歳以上 65歳未満	105,941	101,500	99,800
15歳未満	24,617	21,700	19,700
	実績値	推計値	

資料：実績値は国勢調査

図 5歳階級別人口割合



5 土地利用構想

各地域で目指してきたこれまでの土地利用方針を踏まえつつ、西尾市全体としての一体感の醸成と、良好な環境を維持し、土地を有効に保全・活用することを目指した土地利用を推進します。

(1) 基本方針

本市では、それぞれの地域が魅力ある特徴や資源、それに可能性を有しています。これらの恵まれた資源を活用し、活力を高めていくとともに、それぞれの地域が抱える課題に的確に対応することにより、調和のとれた発展を目指します。

将来都市像の実現に向けて、地域を「住宅ゾーン」「都市サービス機能ゾーン」「産業ゾーン」「農業ゾーン」「自然環境保全ゾーン」「水辺潤いゾーン」の6つのゾーン区分にもとづき適正な土地利用誘導を行い、各地域の特性を活かしながら市全体が調和のとれた一体的な土地利用を図ります。また、都市の活力創出や観光交流の一層の促進を図ることを目指し、西尾駅周辺を本市の中心的な拠点として「都市拠点」に位置づけるとともに、市内の交流、地域外との広域的な連携・交流に資する道路や鉄道を「都市・交通軸」に位置づけました。

(2) 土地利用の方向

1) 住宅ゾーン

- 市街地及び鉄道駅周辺の住宅地は、土地区画整理事業などの面的整備を行い、生活道路や公園など都市基盤の整備を図ります。
- 災害に対する備えや環境衛生及び生活利便性の向上を図り、安全・安心・快適な居住環境の創出に努めます。
- 市民の定住促進と新規居住者の受入れを促進するために、多世代が居住する快適で余裕がある住宅地や、歴史的・文化的な資源を活用した文化性が感じられる美しい住宅地を形成します。

2) 都市サービス機能ゾーン

- 中心市街地や各地域の中心地においては、市役所や支所を中心とした日常生活を支える市民サービスの充実を図ります。

3) 産業ゾーン

- 幹線道路の結節点や沿道、土石採取跡地などにおいては、周辺環境や自然との調和に配慮して製造業等の産業集積を図ります。
- 海洋、島、温泉や歴史的なまちの資源や産業観光資源を活用した観光の展開を図ります。
- 西三河南部地域の中核都市として、財政基盤の確保と社会経済環境の変化に対応できる新しい産業構造の形成に向けて、積極的に企業誘致を図ります。
- 福地南部地区における農業観光施設等の整備を検討し、農業と連携した体験・交流型観光等の推進を図り、地域農業の振興に努めます。

4) 農業ゾーン

- 農業を振興させるため、優良農地の確保や農業関連機能の整備を進め、営農環境の維持・向上を図ります。また、農業の持つ多面的機能をまちづくりに生かしながら、都市空間と調和した農地の保全に努めます。

5) 自然環境保全ゾーン

- 矢作川・矢作古川の水辺環境の保全や水質浄化を進めるとともに、三ヶ根山などの山や丘陵の自然環境を保全し、水と緑の環境軸を形成します。
- 三河湾に浮かぶ佐久島を始めとした、のどかで自然豊かな島しょ景観の保全に努めます。

6) 水辺潤いゾーン

- 河川や海岸は、防災機能として堤防の強度を高めるとともに、親水空間としての景観保全や水質浄化を進め、漁業の振興や観光・レクリエーションの場として、魅力の向上や積極的な利用促進を図ります。
- 多様な生物が生息する干潟や沿岸海域は、高い水質浄化能力を有し、良好な漁場であると同時に、野鳥の飛来地としても重要であり、後世に引き継ぐ貴重な環境資源として保全に努めます。

(3) 拠点・軸

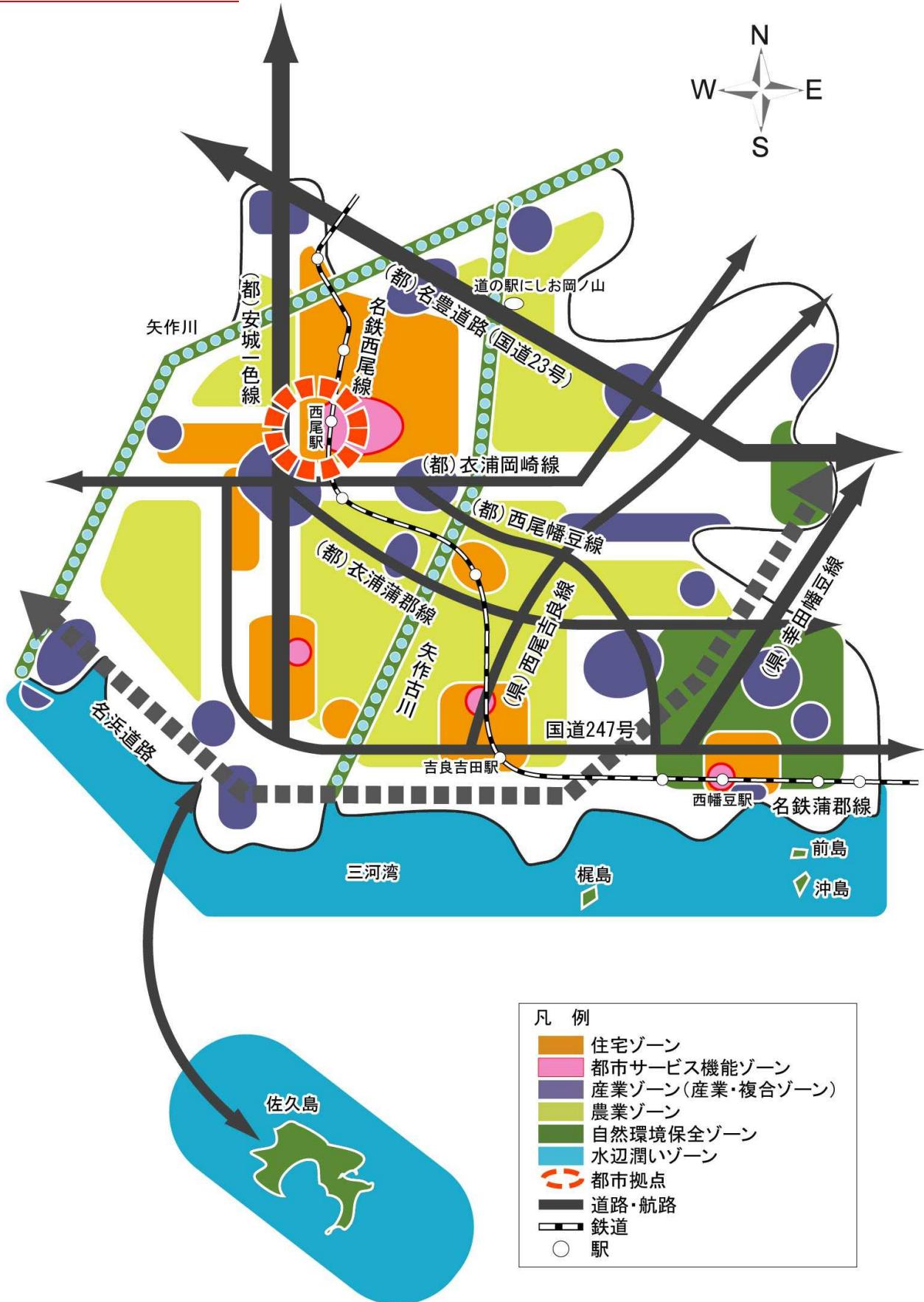
1) 都市拠点

- 西尾駅周辺地区は、市民が誇るまちの顔として基盤整備を推進し、商業・情報交流機能の集積を図るとともに、西尾市の玄関口にふさわしい緑と文化の調和した景観を形成するための土地利用を図ります。駅周辺から歴史公園及び岩瀬文庫にわたるエリアは、小京都のイメージを利用して歴史的雰囲気漂う街並みを創出するとともに、質の高い都市空間の形成とより魅力的な商業施設の誘導を図ります。

2) 都市・交通軸

- (都)名豊道路(国道23号)と(都)衣浦岡崎線、(都)衣浦蒲郡線、国道247号を東西軸として、(都)安城一色線、(県)西尾吉良線、(都)西尾幡豆線、(県)幸田幡豆線を南北軸として整備促進を国、県に働きかけます。
- 南北軸強化のために西三河南北道路(都)安城一色線の整備促進を、東西軸強化と中部国際空港とのアクセス確保のために名浜道路の整備促進を国、県に働きかけます。
- 名鉄西尾線・蒲郡線など公共交通の利用促進と維持を図ります。

■ 土地利用構想のイメージ



6 施策の大綱

西尾市が目指す将来都市像「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」の実現に向け、次の通り「施策の大綱」を掲げ、総合的、計画的なまちづくりを展開します。

自然と文化と人々がとけあい
心豊かに暮らせるまち
西尾

1 活力と魅力あふれる産業づくり

- 自然と文化の観光交流圏づくり 【観光】
- 特産品開発と地域ブランド化 【地域ブランド】
- 魅力ある商業の展開 【商業】
- 農業・漁業の振興 【農・水産業】
- 企業誘致と新産業の振興 【工業・新産業・雇用】

2 利便性と快適性を高める基盤づくり

- 幹線道路網の整備 【道路】
- 安全で災害に強いまちづくり 【災害対策】
- 利便性の高い公共交通ネットワークの形成 【公共交通】
- 快適で魅力ある市街地の整備 【市街地】
- 上下水道の整備 【上水道】 【下水道】

3 地域を支える文化と人を育む環境づくり

- 子育て支援体制の充実 【子育て】
- 生きる力を養う学校教育の充実 【学校教育】
- 生涯学習の推進と歴史文化の継承 【生涯学習】 【歴史文化】
- みんなが元気になるスポーツの振興 【スポーツ】
- 地域で取り組む青少年の健全育成 【青少年健全育成】

4 安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり

- 安心を支える地域医療体制の構築 【地域医療】
- 健康づくり 【健康づくり】
- 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実 【高齢者福祉】
- 障害者（児）の自立を支える福祉の充実 【障害者福祉】
- 安心のための社会保障 【社会保障】 【消費者保護】

5 安全とうるおいのある環境づくり

- 市民が憩う公園・緑地の整備 【公園・緑地】
- 自然とともにあるライフスタイルの推進 【自然環境】
- 河川・海岸の総合的な環境整備 【河川・海岸】
- 地球環境保全活動の推進 【地球環境】 【環境衛生】
- 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進 【防災】 【防犯・交通安全】 【消防】

6 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり

- 市民と行政の協働のまちづくりの推進 【市民協働】
- 市民と行政の情報共有と情報公開の推進 【情報共有】
- 活発なコミュニティ活動の推進 【コミュニティ】
- 身近で便利な市民サービスの充実 【市民サービス】
- 効率的で健全な行財政運営の確立 【行財政運営】

(1) 活力と魅力あふれる産業づくり

1) 自然と文化の観光交流圏づくり

- 自然や歴史文化、産業などの豊富な地域資源を活かした観光振興を図り、県内外から多くの来訪者が訪れる魅力あふれる観光交流圏を形成します。

2) 特産品開発と地域ブランド化

- 特色ある地域産品の発掘や開発を進め、「西尾の抹茶」や「一色産うなぎ」に続く新たな地域ブランドを創出し、西尾市のPRや知名度アップを図ります。

3) 魅力ある商業の展開

- 経営環境の強化や商業基盤の整備を進めるとともに、市民の参画による魅力ある商店街づくりを推進し、地域に根ざした魅力ある商業を展開します。

4) 農業・漁業の振興

- 経営環境の強化や生産基盤の整備を進めるとともに、担い手の確保・育成を図り、地産地消や地産他消を推進するなど地域の特色を活かした魅力ある農業・漁業を展開します。

5) 企業誘致と新産業の振興

- 既存工業の振興や市内企業の流出を抑制するとともに、企業誘致や新産業の育成を積極的に進め、多様な業種が支えるバランスのとれた地域経済の発展を図ります。

(2) 利便性と快適性を高める基盤づくり

1) 幹線道路網の整備

- 地域高規格道路や主要都市計画道路などの幹線道路から身近な生活道路まで、地域経済や市民生活を支え、広域的な交流を促進するうえでも不可欠な道路網の整備・充実を図ります。

2) 安全で災害に強いまちづくり

- 自然災害から市民の生命や財産を守り、経済被害を軽減するため、地震・津波対策や水害・土砂災害対策を講じ、安全で災害に強いまちづくりを進めます。

3) 利便性の高い公共交通ネットワークの形成

- 鉄道、バス、渡船などの地域の交通資源の有効活用と連携により、総合的な地域公共交通を構築し、利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

4) 快適で魅力ある市街地の整備

- 中心市街地や市街地外縁部、住宅密集地域など、地域の課題に応じた市街地整備を推進するとともに、地域特性を活かした景観形成を図り、快適で魅力ある市街地を形成します。

5) 上下水道の整備

- 上下水道の整備を計画的に推進し、安全で安心な水道水を安定的に供給するとともに、雨水や汚水が適切に処理された快適で安全・安心な住環境を形成します。

(3) 地域を支える文化と人を育む環境づくり

1) 子育て支援体制の充実

- 多様なニーズに応じた子育て支援を推進し、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

2) 生きる力を養う学校教育の充実

- 教育内容や学校施設の長寿命化や充実を図り、児童生徒が心豊かに安心して学習や生活できる環境を整え、生きる力を養う学校教育を推進します。

3) 生涯学習の推進と歴史文化の継承

- 市民が生涯を通して生きがいをもち、文化的で心豊かな生活を送ることができるよう、多様な学習機会を充実するとともに、歴史文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。

4) みんなが元気になるスポーツの振興

- スポーツができる施設整備や活動機会の充実を図り、市民の健康づくりや地域づくりにつながる生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興を図ります。

5) 地域で取り組む青少年の健全育成

- 家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭、学校、地域が連携・協力し、一体となって取り組む青少年の健全育成を進めます。

(4) 安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり

1) 安心を支える地域医療体制の構築

- 市民病院と地域の医療機関の連携を強化し、地域医療体制の充実を図るとともに、医師や看護師の育成を通して、市民が安心して質の高い医療を受けられる環境づくりを進めます。

2) 健康づくり

- 市民の健康づくりを支える地域の取り組みを推進するとともに、母子保健、成人保健の充実や予防接種などの感染症対策を推進し、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。

3) 高齢者が安心して暮らせる福祉の充実

- 地域で高齢者を支えるネットワークや支援体制を整えるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

4) 障害者（児）の自立を支える福祉の充実

- 日常生活や災害時における安全・安心の確保や福祉サービスの充実、人権や権利擁護の推進などにより、障害者や障害児が自立して心豊かに暮らせる地域づくりを進めます。

5) 安心のための社会保障

- 国民健康保険や国民年金、福祉医療制度などの適正運営と充実を図り、市民が安心して生活できる社会保障を確保します。また、消費者問題への対策を講じます。

(5) 安全とうるおいのある環境づくり

1) 市民が憩う公園・緑地の整備

- 市民の憩いの場となる公園・緑地の計画的な整備を推進するとともに、既存公園についても市民との協働のもとで維持管理や利用促進を図ります。

2) 自然とともにあるライフスタイルの推進

- 海、山、川などの多様な自然環境を保全し、適正に管理するとともに、自然にふれあう場や機会の充実を図り、市民が自然を身近に感じられる地域づくりを進めます。

3) 河川・海岸の総合的な環境整備

- 治水・浸水対策や津波・高潮対策など防災面からの整備に加え、親水空間や産業用地などとしての利用も含めて、総合的な観点から河川や海岸、港の環境整備を進めます。

4) 地球環境保全活動の推進

- 新たなエネルギーの利用や省エネ生活の推進、ごみの減量・資源化など地球規模で深刻化する環境問題への対策を講じるとともに、公害対策など身近な生活環境の保全にも取り組みます。

5) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

- 市民生活の安全を脅かす災害や犯罪、事故などに対する意識の啓発や地域活動の活発化を促し、地域ぐるみの防災、防犯、交通安全、消防・火災予防などの取り組みを推進します。

(6) 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり

1) 市民と行政の協働のまちづくりの推進

- ボランティア活動や市民活動の推進を図るとともに、市民の意見をまちづくりに反映する仕組みを充実するなど、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

2) 市民と行政の情報共有と情報公開の推進

- 広報紙やインターネットの活用などによる広報・広聴を充実し、市民と行政の情報共有と情報公開を推進します。また、個人情報保護やセキュリティ対策を強化します。

3) 活発なコミュニティ活動の推進

- 地域の絆づくりや交流を活発にする地域活動を推進するとともに、佐久島の離島対策、多文化共生や国際交流の推進などを図り、活発なコミュニティ活動を推進します。

4) 身近で便利な市民サービスの充実

- 市役所や支所における業務の改善や充実を図るとともに、多様な市民ニーズに対応できる職員の意識・資質の向上を図るなど、身近で便利な市民サービスを充実します。

5) 効率的で健全な行財政運営の確立

- 無駄のない行財政運営に向けた行政改革や公共施設再配置を推進するとともに、安定財源の継続的な確保に努め、効率的で健全な行財政運営を確立します。

7 重点プラン

この重点プランは、将来都市像を「自然と文化と人々がとけあい 心豊かに暮らせるまち 西尾」を実現するために、3つのまちづくりの理念に対応して、基本計画における各分野の施策を横断的に連携させ、互いに相乗効果が生まれるよう総合的かつ重点的に取り組んでいく施策です。次の3つのプランを積極的に推進します。

(1) 活力・創造プラン

～地域の個性を活かして新たな魅力を創造する～

1) “西尾観光交流圏づくり” プロジェクト

自然や歴史文化、産業などの地域の資源や個性を活かした交流拠点や観光ルートの整備、それらを支える都市・交通軸の整備を推進し、西尾市全体が一体となった“西尾観光交流圏”を創造します。

■関連する施策

基本施策	施策の内容	掲載ページ
観光	観光ルートの整備、観光交流圏づくり	37
	観光メニューの創出	37
	佐久島観光の推進	37
商業	商業基盤の整備	41
農・水産業	特色ある農・水産業の展開	43
道路	幹線道路の整備	49
公共交通	総合交通体系の確立	54
市街地	市街地整備の推進	57
	地域特性を活かした景観形成	57
歴史文化	文化財・史跡の保全・活用	71
公園・緑地	緑地の保全及び緑化の推進	93
自然環境	自然とふれあう機会の創出	95

2) “まちの魅力の発掘・継承・発信” プロジェクト

西尾市のまちの魅力に市民が気づき、磨きをかけ、次代に継承し、その魅力を効果的に情報発信することを通して、市民が誇りと愛着を持ち、対外的にも魅力をアピールできるまちづくりを進めます。

■関連する施策

基本施策	施策の内容	掲載ページ
観光	西尾の魅力のPR	37
地域ブランド	地域産品の発掘と開発	39
	地域ブランドの浸透・PR	39
学校教育	教育内容の充実	67
生涯学習	学習機会の充実	69
歴史文化	市民文化の創造と芸術文化活動の推進	71
自然環境	海や川、山の保全と適正管理	95
市民協働	市民活動・ボランティアの推進	115
情報共有	広報広聴の充実	117
コミュニティ	地域活動の推進	119

(2) 安心・便利プラン

～市民の暮らしを守りゆとりある暮らしを育む～

1) “地域の絆で育む安全・安心”プロジェクト

日常生活や災害時などにおける不安を軽減し、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまちを目指し、家族や地域の絆を深め、支え合いと助け合いで安全・安心を育むまちづくりを進めます。

■関連する施策

基本施策	施策の内容	掲載ページ
災害対策	情報収集・伝達体制の充実	51
公共交通	総合交通体系の確立	54
子育て	多様なニーズに応じた子育て支援	65
青少年健全育成	家庭教育の充実	75
	地域の教育力の向上	75
高齢者福祉	地域におけるケアや支え合いの推進	83
障害者福祉	安全・安心と住まい、移手段の確保	85
社会保障	地域福祉の推進	87
防災	地域防災力の強化	105
防犯・交通安全	地域の安全活動の推進	107
市民協働	市民活動・ボランティアの推進	115
	男女共同参画社会の推進	115
コミュニティ	地域活動の推進	119

2) “健康市民”プロジェクト

保健・福祉・医療の充実をはじめ、食育やスポーツ活動の促進なども含め、日頃より市民が気軽に楽しみながら健康づくりに取り組める環境を整え、心も体も健康な市民を育むまちづくりを進めます。

■関連する施策

基本施策	施策の内容	掲載ページ
農・水産業	特色ある農・水産業の展開	43
学校教育	学校給食の充実	67
スポーツ	地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化	73
地域医療	地域医療体制の充実	79
健康づくり	地域における健康づくりの推進	81
	母子保健の充実	81
	成人保健の充実	81
	感染症対策の推進	81
高齢者福祉	介護予防と生きがいづくり	83
障害者福祉	福祉サービスの充実と相談体制の整備	85
社会保障	福祉医療の充実	87
公園・緑地	公園の整備	93

3) “食とエネルギーの地産地消”プロジェクト

地元産の農畜水産物を活かした地産地消を推進するとともに、省エネルギーの推進や新たな自然エネルギーの活用、ごみの減量・資源化など環境にやさしいまちづくりを進め、食とエネルギーの地産地消に向けた取り組みを推進します。

■関連する施策

基本施策	施策の内容	掲載ページ
地域ブランド	地域産品の発掘と開発	39
農・水産業	特色ある農・水産業の展開	43
学校教育	学校給食の充実	67
自然環境	海や川、山の保全と適正管理	95
地球環境	新たなエネルギーの利用促進	101
	省エネ生活の推進	101
環境衛生	ごみの減量・資源化	103

(3) 自立・協働プラン

～誰もが活躍できる市民主体のまちづくりを進める～

1) “融和と協働のまちづくり” プロジェクト

市民と行政が、地域や立場の違いを超えてお互いの信頼関係のもとで協力し合い、より良いまちづくり、地域づくりの実践に向けて一体となって取り組む、融和と協働のまちづくりを進めます。

■関連する施策

基本施策	施策の内容	掲載ページ
生涯学習	学習成果の地域還元	69
市民協働	市民活動・ボランティアの推進	115
	市民意見のまちづくりへの反映	115
	男女共同参画社会の推進	115
情報共有	広報広聴の充実	117
コミュニティ	地域活動の推進	119
	総合的な離島振興	119
	多文化共生の推進	119
	国際交流の推進	119
行財政運営	地域主権改革への対応	121
	職員の意識・資質の向上	121

2) “信頼される市役所づくり” プロジェクト

効率的で持続可能な行財政運営の確立を目指し、市民との協働のもとで市役所が一丸となった行財政改革を継続的に推進するとともに、市政の根幹を支える財源と雇用を生み出す企業誘致に積極的に取り組むなど、市民に信頼される市役所づくりを進めます。

■関連する施策

基本施策	施策の内容	掲載ページ
工業・新産業・雇用	企業誘致の推進	45
行財政運営	行財政改革の推進	121
	公共施設再配置の推進	121
	職員の意識・資質の向上	121
	安定財源の確保	121
	効率的な行財政運営	121

第3章 基本計画

基本目標1 活力と魅力あふれる産業づくり（産業振興）

基本目標2 利便性と快適性を高める基盤づくり（社会基盤）

基本目標3 地域を支える文化と人を育む環境づくり

（子育て・教育・文化・スポーツ）

基本目標4 安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり（健康・福祉）

基本目標5 安全とうるおいのある環境づくり（自然環境・生活）

基本目標6 市民と行政が共に考え、行動するまちづくり（市民・行政）

基本目標 1

活力と魅力あふれる産業づくり

(産業振興分野)

- 1 観光.....
- 2 地域ブランド
- 3 商業
- 4 農・水産業
- 5 工業・新産業・雇用

1 観光

商工観光課・佐久島振興課

●現状・課題

西尾市は、三河湾、三ヶ根山、矢作川など海、山、川の多くの自然に恵まれた地域です。その豊富な観光資源や観光拠点を結ぶ観光ルート・観光交流圏を形成し、効果的な観光客誘致を目指す必要があります。

また、「見る・遊ぶ・泊まる・食べる・買う」を西尾市内で完結できる、滞在型・回遊型・体験型の観光メニューの創出や特産品の開発を行い、観光の起爆剤として活用することも求められています。漁業、農業等の地域資源を活かした体験型イベントの開催は、その一つとして挙げられます。また、首都圏を始め県外での「西尾市」の認知度を向上させるため、観光パンフレット、イン

ターネット、マスコミ等の有効活用、また、県外での物産展への積極的な出展も有効と考えられます。

そして、近年、「アートのある島」として全国からも注目を浴び観光客が増加している「佐久島」は、過疎化・高齢化対策と合わせ、島内の観光客受入体制を充実させることが急務です。

今後、佐久島を含む新・西尾市の観光ルートと滞在型・回遊型・体験型の観光メニューの創出を行い、全国から観光客を誘客することにより、愛知を代表する観光地の一つとして、さらに成熟度を増していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●豊富な観光資源や観光拠点を結ぶ観光ルートを整備することにより、県外から多くの観光客が訪れます。 ●見る・遊ぶ・泊まる・食べる・買うを完結できる滞在型・回遊型・体験型の観光メニューや特産品の開発により、西尾市の観光業が活性化します。 ●漁業、農業等の地域資源を活かした体験型イベントを開催し、観光業以外の産業も活性化します。 ●現在、「アートのある島」として注目を浴びている「佐久島」が観光地としてさらに発展し、また、一つの島としても自立します。 	一色さかな広場年間来場者数					
	823,000人	865,000人	900,000人			
	西尾市憩の農園年間来園者数					
	788,000	825,000	860,000			
道の駅にしお岡ノ山年間来駅者数						
460,000人	510,000人	550,000人				
年間佐久島渡船乗船人数						
182,000人	207,000人	210,000人				
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●市内で観光業に携わっている方が、観光業を生業の一つとでき、活力ある市民生活が実現できます。 ●市民のおもてなしの心が育まれ、イベントへの参加協力が増加します。 						

●施策の内容

(1) 観光ルートの整備、観光交流圏づくり

- ① 様々な観光資源を活用した観光ルートの整備や観光交流圏の形成を推進し、まち全体で西尾の魅力を感じられるまちづくりを進めます。
- ② まちの玄関口である西尾駅周辺を始め主要な拠点において観光案内機能の充実を図ります。
- ③ 大名行列、てんてこ祭、大提灯まつり、鳥羽の火祭りなどの観光行催事の保存・活性化に努めます。

(2) 観光メニューの創出

- ① 滞在型・回遊型・体験型の観光メニューを関係機関等と連携し、創出します。
- ② 新しい特産品を開発します。

- ③ 漁業、農業等の地域資源を活かした体験型イベントを開催し、観光客集客を図ります。

(3) 西尾の魅力のPR

- ① 観光パンフレットを充実したり、インターネット、マスコミ等を有効活用したりします。また、物産展等を開催し、西尾の魅力をPRします。
- ② 県内外での物産展に出展します。

(4) 佐久島観光の推進

- ① 佐久島の観光資源であるアート作品、海水浴、潮干狩り、グルメ、特産品を整備し、観光客を島へ呼び込みます。
- ② クラインガルテン事業等、過疎化対策と合わせ、島内の観光客受入体制を充実させます。

●協働のまちづくりの考え方

新たな観光ルート、観光交流圏、観光メニューをつくるには、地元事業者や温泉観光組合等、各関係機関の協力は必要不可欠であるため、それら関係者からの協力も得ながら、魅力的な観光ルートの整備、観光メニューの創出を行います。

また、西尾市を広くPRするためのイベントを、関係機関等と協働で開催します。

佐久島に関しては、「島を美しくつくる会」と協働で、島へ観光客を呼び込む方法を過疎・高齢化対策と合わせて模索していきます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
観光ルートの整備や観光メニューの創出をサポートします。	観光ルートの整備や観光メニューの創出をサポートします。また、観光客に満足してもらえるような受入体制を整備します。	市民、地元事業者、温泉観光組合等と連携しながら、観光ルートの整備や観光メニューの創出を行います。

用語の解説

- 島を美しくつくる会 島民の自主的かつ創意あふれる活動を通して、自然、風土、歴史、産業といった佐久島固有の資源を発掘・研磨し、島の活性化（経済的発展、交流人口の増大、定住人口の確保など）を推進することを目的として平成8年度に設立された、佐久島在住の島民で構成された団体

2 地域ブランド

農林水産課・商工観光課

●現状・課題

農畜産物価格の低迷が続き、産地間競争が激化する環境下において、他産地との差別化を積極的に図っていく必要があります。西尾市では、「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」を既に特許庁の地域ブランドとして取得し、他産地との差別化を進めていますが、今後は、より一層 PR 活動を強化し、地域ブランドの浸透を図ることが重要です。また、西尾市は、抹茶やうなぎのほかにも、あさり、カーネーション、洋らん、バラ、えびせんべいなど全国トップクラスの生産高をあげる農水産物や加工品があります。これらの良質な特産物のブランド化を目指すとともに、次に続く地域の特産品発掘を支援します。

西尾市を広く PR するための拠点として、地元産農水産物をはじめ、「西尾の抹茶」などの特産品販売や観光情報の発信を目的に、平成 21 年(2009 年)11 月に道の駅にしお岡ノ山を開設しました。この施設を活用して、特産品販売を促進し、PR イベントを行うことにより外部からの顧客を呼び込むなどして地域ブランドの浸透を図ります。

東京で実施されたアンケート調査の結果、西尾市の知名度はまだまだ低かったため、西尾市の特産品の PR とともに、「西尾市」の知名度を上げるための情報発信を強化し、知名度アップを図ります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011 年	2017 年	2022 年
<ul style="list-style-type: none"> ●西尾の特産品が広く全国に知られています。 ●「西尾の抹茶」「一色産うなぎ」に続き、新たな特産品がブランド化されています。 	東京での物産展における「西尾市」の知名度		
	38.1%	45.0%	50.0%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●西尾の特産品についての情報を多くの市民が知っています。 ●生産者は積極的に西尾の特産品の良さを PR し、消費者である市民は市内産の農水産物を優先的に購入します。 	2011 年	2017 年	2022 年
	西尾市の特産品を3つ以上知っている市民の割合		
..%	..%	..%	

●施策の内容

(1) 地域産品の発掘と開発

- ① 地元企業や産業団体などとの連携のもと地域産品の発掘や新たな特産品開発を支援します。
- ② 農漁業者がその産物を加工するなどして付加価値を加え、自ら販売するなどの6次産業化に対し支援を行います。
- ③ 全国有数の生産を誇る花きなどの産地振興とブランド化を支援します。

(2) 地域ブランドの浸透・PR

- ① 「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」の浸透を図るためのPR活動の展開、PRイベントの開催支援について、道の駅にしお岡ノ山を活用するなど積極的に推進します。
- ② 西尾市は、全国的にはまだまだ知名度が低いので、地域ブランド「西尾の抹茶」、「一色産うなぎ」のPRを全国に向け推進するなど、「西尾市」の知名度を上げるための情報発信をします。

●協働のまちづくりの考え方

地元企業や産業団体が自己の産品に新たな付加価値を創生したり、新産品を開発する際に行政として支援する形で協働して施策を推進します。

地域ブランドなどの特産品のPRについては、関連するイベント等を地元企業、産業団体などと協働で開催しPRを図ります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
西尾の特産品を積極的に購入し、その魅力をよく理解するとともに、消費拡大に寄与します。	行政と連携して農林水産振興展を開催するとともに、市外での物産展へも積極的に出展して行政とともにPRを実施していきます。行政による補助事業等を有効に活用し、新たな特産品の開発を進めます。	西尾の特産品が広く知られるように生産団体と連携して、市内において農林水産振興展を開催するとともに、市外にて開催される物産展への出展を積極的に行うなどしてPRしていきます。また、生産団体等が行う特産品開発や販売促進活動に対し、補助金等による支援を行います。

用語の解説

- 特許庁の地域ブランド** 特産品、伝統工芸品、温泉などを密接なつながりのある地域名とあわせてつくられたブランド（銘柄）で、地域団体商標として特許庁が認定し登録されたもの。
- 6次産業化** 農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも業務を展開し、経営形態を多角化すること。

3 商業

商工観光課・都市計画課

●現状・課題

長年、地域商業の現場は、事業者にとって「経営の場」、消費者にとって「買物の場」であると認識されてきました。このため、地域商業政策は商業政策や中小企業政策として展開され、中小企業の保護と育成といった観点から、大型店との経済的調整を図る施策などが実施されてきましたが、大型小売店やコンビニエンスストアの進出などにより、中心市街地の商業集積地は空洞化しています。また、消費者ニーズの多様化や都市構造や交通体系の変化など商業を取り巻く環境は著しく変化しています。本市においても平成11年(1999年)以降商店数、従業員数ともに減少しています。人口1人当たりの年間販売額をみても平成16年(2004年)の169.3万円から平成19年(2007年)には168.8万円と減少しており、平成14年(2002年)と比較してもその減少幅は

より大きなものとなっています。

「地域商業の活性化」は、単に商業の活性化ではなく、まちの活性化(まちづくり)を含むより大きな概念の中で捉えていく必要があります。「地域商業」とは、地域に根差し活動する事業者の集合体を指し、「地域商業の活性化」とは、地域商業が従来の機能(経営機能、買物機能)を発揮するとともに、地域から期待される新しい機能(交流機能、空間機能)を果たしていくことによって、かつての活況を取り戻すことだと言えます。本市ではまず中心市街地活性化基本計画を作成し、整備を進めていく計画をしています。また、空き店舗、空地などの活用のための創業支援を図る必要があります。さらに、市民の憩いの場としての魅力ある商店街を形成するため、事業者だけでなく市民が参画し、進める必要があります。

●めざす姿(生活像)と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●文化・商業・観光など多様な都市機能の集積により多くの来訪者が訪れる都市拠点となります。 ●既存店舗の事業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発・提供により、こだわりのある店舗を増やす。 ●高齢者等も身近な場所で買い物できる環境が整っています。 	創業支援セミナー参加者延数		
	58人/1日	105人/2日	120人/2日
	空き店舗活用数		
	2店舗	4店舗	6店舗
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者をはじめとする多様な世代が安心して快適に暮らすことができ、生活支援サービスの提供ができます。 ●様々な市民活動団体が参加できるイベント等を開催することができます。 	宅配サービス実施店舗数		
	0店舗	10店舗	15店舗

● 施策の内容

(1) 商業経営環境の強化

- ① インターネットを活用したPRや受注システムの構築等の新たな情報機器を活用した経営整備を推進します。
- ② 消費行動や購買行動は広域化しているため、商店街同士の連携を図り買い物客の集客の向上や販売促進を図るための対策をとります。
- ③ 小規模事業者の経営安定化、近代化など経営基盤の改善を図るための融資活用の支援をします。

(2) 商業基盤の整備

- ① 西尾市中心市街地活性化基本計画で位置づけられた施設整備を計画的に推進します。
- ② 広域交通ネットワークを生かした流通業務の円滑化を図ります。

(3) 商店街の活性化

- ① 伝統祭事、イベント等を絡めた商業の活性化事業を補助し、衰退しつつある商店街に賑わいを取り戻します。
- ② 既存店舗の事業者の意識改革、魅力ある商品・サービスの開発により、こだわりのある店舗を増やします。

(4) 起業・創業の支援

- ① 商工団体や各関係機関と連携し創業のための知識習得のため創業支援セミナー等を開催します。
- ② 新たに創業しようとする人に対する資金繰りの支援をしていきます。
- ③ 商店街にある空き店舗をオフィスなどに活用できるように起業者への創業支援を図ります。

● 協働のまちづくりの考え方

近年、日本各地の商店街の多くは大型小売店やコンビニの進出などにより、厳しい状況に追い込まれ、シャッター通りと言われる商店街は、珍しくない状況といえます。しかし、中心市街地や商店街は街のコミュニティの場としての役割やそれぞれの街の顔として大切な役割があります。今後迎える少子高齢化、そして安全安心の暮らしの為に商店街の回帰復活は重要であり活性化が必要です。商業の活性化は、単に商業の活性化ではなく、まちの活性化（まちづくり）を含む、より大きな概念の中で捉えていく必要があります。そのためには行政、市民、各種団体と連携し、街中の賑わいを取りもどすことを目指します。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
市民活動団体が参加できるイベントを開催します。 イベント時の市民ボランティア活動へ参加します。	地域の開催するイベント等に積極的に参加し、商店街等の活性化に努めます。 団体・事業所等の会員の意識改革や相互交流に努めます。 商店街を中心にした、市民参加のイベントを企画・提案します。	市民が中心となる組織作りや強化を支援します。 各種団体等が主催するイベントの後援やホームページ等を活用した情報提供に努めます。 市民や各種団体の自主的な活動を支援します。

●現状・課題

合併により本市の農・水産業は業種も多様になり、その産物は多彩なものが生産されており全体的に非常にバランスの取れた地場産業となっています。しかし、農家・漁家数とも減少傾向を続けており、担い手の育成が喫緊の課題となっています。

農業については、水稻中心に施設花き、施設野菜、茶、果樹、露地野菜、畜産などが営まれており、特に花きや抹茶は全国でも有数の生産量を上げています。しかしながら担い手の減少・高齢化、海外からの輸入農産物の増加や資材等の高騰など将来の農業経営の見通しが不透明になっています。また農業用排水路や市内76か所の排水機場は、開発による流出量の増大と施設の老朽化による機能低下が見られます。たん水被害を未然に防止するため、既存施設の機能強化や更新を計画

的に実施する必要があります。

水産業については、沿岸漁業とうなぎ養殖業を主体とした内水面漁業が営まれています。大都市へのアクセスに便利な立地条件を背景として付加価値の高い水産物を生産する都市近郊型漁業として発展してきました。海面漁業では海苔、貝類、海老類、魚類など、内水面養殖業ではうなぎが全国1位ないしは上位の水揚げを誇っています。しかし、漁場環境の悪化等により漁獲量は全体的に減少傾向にあり、それにともない後継者不足が問題となっています。うなぎ養殖業では近年、種苗であるシラスウナギの採捕量が激減しており、その価格は異常な高騰を続け養鰻経営を圧迫しており、種苗生産技術の確立や生産コストの軽減が課題となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2017年	2022年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●担い手が確保・育成され、「良質」、「安心・安全」、「低コスト」な農産物づくりが行われています。 ●花きや茶などは、特色ある農業として確立され、ブランドの名の下に販路が拡大しています。 ●たん水被害の防止のため、排水路や排水機場の更新・新設が計画的に施行されています。 ●水産業経営の基盤充実、後継者の育成、水産技術の高度化が進むとともに、新鮮で付加価値の高い水産物が効率的に供給されています。 	農地利用権設定率					
	37%	50%	60%			
	ほ場整備事業等実施面積					
	4,740ha	4,770ha	4,828ha			
	農業経営士数					
	94人	104人	114人			
	漁業士数					
	17人	20人	23人			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2017年	2022年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●食育が推進され、市民が健康で豊かな生活を営んでいます。 ●地場産品の供給体制が強化され、地産地消が浸透しています。 	食育に関する行動や活動をしている市民の割合					
	16%	30%	60%			
	地元産の農水産物を優先して購入している市民の割合					
	48%	60%	70%			

●施策の内容

(1) 特色ある農・水産業の展開

- ① 外国産品や他産地との差別化を進め、「地産地消」を推進し、「安心・安全」な生産物の提供を支援します。
- ② 種苗生産や品種改良の取り組みを支援し、新品種開発を進め、特産物の開発を振興します。
- ③ 都市市場に近いことを活かし、農・漁業の6次産業化を推進し、産物の高付加価値化を図ります。
- ④ 畜産堆肥の有機資源を利用した有機農業を推進します。

(2) 農・漁業経営環境の強化

- ① 農業用地の利用集積を進めるとともに、農地利用権設定の促進を図り、遊休農地の利活用を図ります。
- ② 栽培漁業を推進し、稚貝や稚魚等の放流等により資源管理を図り、「獲る漁業」から「育てる漁業」への転換を進めます。

- ③ 浅場・干潟の保全、藻場の再生など漁業資源の育成に努めます。

- ④ 畜産環境問題の解決のため、技術導入と普及を図ります。

(3) 生産基盤の整備

- ① 排水機場や排水路の改修、農道の維持補修など農業生産基盤の整備を進めます。
- ② 農地の区画の是正及び大区画の造成、道水路の改修など農業生産基盤の整備を進めます。
- ③ 漁業生産の基盤となる漁港の改修や補修を進めます。

(4) 担い手の育成

- ① 青年農・漁業者の確保など担い手の育成を支援します。
- ② 農業経営士や漁業士の育成を支援します。
- ③ 定年帰農者の育成を支援します。

●協働のまちづくりの考え方

農・漁業団体が取り組む事業を支援します。

広域にわたる事業や生産基盤整備等については、行政が関連団体の意見を集約し、調整又は実施します。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
地産地消に努めます。	他産地との差別化を推進します。 安心・安全な生産物を供給します。	農・漁業団体が取り組む事業に協力するとともに助成します。 施策や事業等について県や国と連絡調整をとります。 地場産品のPRに努めます。

用語の解説

- **6次産業化** 農林漁業者が事業の多角化及び高度化（農林漁業者による加工・販売への進出等）を推進し、その振興を図ること。
- **農地利用権設定** 農業経営基盤強化法に基づき、規模拡大を志向する認定農業者等へ農用地等の利用集積を行うための手続き。
- **たん水被害** 豪雨時に農地の水が排出されず農作物に被害がでること。
- **農業経営士** 優れた近代的農業を自ら営み、地域農業の推進役として市町村長が推薦し、県知事が認定する農業者。
- **漁業士** 地域漁業を担う中核的漁業者として指導活動を通じ、人材確保・育成に貢献する者として漁業協同組合長の推薦を受け県知事が認定する漁業者
- **定年帰農** 農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事すること。また、出身地を問わず定年退職者が農村へ移住し、農業に従事すること。
- **食育** 食に関する知識を身につけ、健全な食生活を実践できる人間を育てること。
- **地産地消** 「地域生産地域消費」の略語。地域で生産された様々な生産物や資源をその地域で消費すること。

●現状・課題

グローバル化が進み経済活動の機会が拡大する一方、新興国の急速な経済成長の影響などを受け、経済活動における国際間・地域間の競争は激しさを増しています。経済状況は平成 20 年(2008 年)の世界同時不況によって大きな打撃を受け回復基調であるものの楽観視できない状況であります。また円高の影響等により生産拠点を海外へ移す動きが多くみられます。

本市では、雇用の創出、経済の活性化を図るため、市外企業の市内への誘致を積極的に進める必要があります。また企業の流出を防ぐための都市間競争に打ち勝つ努力が必要とされています。

一方、市街地部に中小企業が住宅と混在しており、住環境の向上及び効率的な操業環境の確保の

ため、優良な工場用地への移転誘導を進める必要があります。また、安定した経済を維持するため、既存の自動車産業を中心とした製造業だけでなく、次世代自動車や再生エネルギーの関連産業など、新産業の誘致を進める必要があります。

景気の回復基調を受け、失業率や有効求人倍率の改善は見られるものの、非正規雇用が増加しており、安定した雇用環境の創出が求められています。

職場においては、健康で生きがいのある職場環境づくりとともに、出産・子育てや家族の介護等が生じて、無理なく就業ができる環境整備等、事業者と行政が協力した職場環境の向上対策が必要となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011 年	2017 年	2022 年	2011 年	2017 年	2022 年
<ul style="list-style-type: none"> ●住工混在が解消され、工業地域では基盤の整備、充実が図られています。 ●企業の順調な操業により市が活性化しています。 ●製造業だけでなく多様な業種の企業が立地しています。 	製造品出荷額等					
	12,610 億円	14,900 億円	16,900 億円			
	優遇制度利用累計件数					
	16 件	30 件	-			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
	2011 年	2017 年	2022 年	2011 年	2017 年	2022 年
<ul style="list-style-type: none"> ●住工混在が解消され、良好な住環境で生活しています。 ●市内に多くの雇用の機会があり、安心して就職することができます。 ●経済が活性化した市の中で安心して暮らしています。 ●ライフスタイルに応じた働き方が可能な職場が増えています。 	仕事と仕事以外の生活の調和が保たれていると思う市民割合					
	..%	..%	..%			
	市内で働く人数					
	34,033 人	39,000 人	44,000 人			

●施策の内容

(1) 既存工業の振興と企業留置対策

- ① 既存の企業の工場用地の拡幅や設備の投資などに対し優遇制度の強化を図り企業の流出を防止します。
- ② 産・学・官で協力し、様々な分野で相互に知識、技術を提供し技術力の向上、新産業及び新商品開発の支援を行います。
- ③ 中小企業の操業環境の向上と住工混在を解消するため、優良な工場用地へ立地誘導を図ります。

(2) 企業誘致の推進

- ① 土石採取跡地をはじめとする新たな工場用地の周辺環境とそこに至る幹線道路の整備を進めるとともに、積極的なPR活動を行い、企業誘致を推進します。
- ② 本市への進出企業に対して奨励金の交付、固定資産税の課税免除及び緑地面積率等の緩和の強化を図り企業誘致の推進を図ります。

- ③ 本市の経済の発展と安定を維持するため、特定の業種に依存するのではなく多様な産業の誘致を推進します。

(3) 雇用の確保

- ① 西尾市雇用推進協議会を通じて学卒者の就職説明会を開催するなど、関係機関並びに企業・事業者との連携を図りながら就業支援に努めます。
- ② 職業訓練校の運営を支援することにより、労働者に必要な能力の開発及び向上を図ります。

(4) 雇用環境の整備

- ① 就職活動に関するさまざまな悩みを持つ若者、ニートやフリーター状態からの脱却を図ろうとする若者などが早期に就職できるよう相談事業を実施します。
- ② 労働者福祉の増進や生活の向上などを図るため、愛知県労働者福祉協議会西三河支所の活動に対して支援を行います。

●協働のまちづくりの考え方

工業・新産業を振興していくことは、雇用の創出や市の経済の活性化に繋がります。しかし無計画、無秩序な開発は住工の混在による生活環境の悪化を招き地域住民とのトラブルを生み出す原因になったり、貴重な緑の破壊につながります。企業の優良な工場用地への立地を誘導し、関係機関や地域住民と十分に協議のうえ進出を促進し、立地後も地域住民と進出企業が良好な関係を続けられるようサポートし、地域環境の向上を目指していきます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
立地計画地域での意向調査などに積極的に協力し、企業誘致に対する意見を発信するとともに、市民一人ひとりが雇用を生み出し、経済を活性化させる企業誘致の必要性の理解に努めます。また、企業と積極的に交流し地域に根ざす企業を応援します。 常に働く意欲を持ち、職業安定所等の情報を積極的に活用します。	地域の活動に積極的に参加し、必要であれば公害防止協定等を結ぶなど、地域に愛される企業を目指します。 多様な就職希望者を受け入れるとともに、職場環境の向上に努めます。	企業進出がスムーズに進むよう進出企業と地域住民の橋渡しをします。また、地域での説明会を開催し、進出企業に対する市民の理解を深めてもらえるよう努めます。 職業安定所等の関係機関と連携し情報の提供に努めます。

用語の解説

- **製造品出荷額等** 1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計

基本目標2

利便性と快適性を高める基盤づくり

(社会基盤分野)

- 1 道路
- 2 災害対策
- 3 公共交通
- 4 市街地
- 5 上水道
- 6 下水道

1 道路

土木課・都市計画課

●現状・課題

本市は、名古屋都市圏における公共交通機関である JR 東海道本線や名鉄名古屋本線からは離れた位置にあり、広域的な交流といった観点では地理的に不利な状況にあります。また本市は、自動車関連産業等が発展した周辺都市への通勤圏内ですが、公共交通機関の利用割合は低く、自動車交通の依存度が極めて高い都市です。そのため公共交通機関の利便性の向上を図ることも必要ですが、道路交通網の強化は、本市にとって最優先課題であると言えます。まずは市内の幹線道路として、（地域高規格道路）名浜道路の建設促進、（都）名豊道路と（都）衣浦岡崎線の4車線化、（都）安城一色線、（県）幸田幡豆線、（都）西尾幡豆線の早期整備をしていくことが重

要です。

また、市内の南北の路線の通勤時間帯での交通量が増大していることも踏まえ、恒常的な渋滞解消の対策を図っていくことが急務となっています。そのため、幹線道路や生活道路の右折車線の整備、歩道の設置等の整備促進が求められています。

交通安全対策としては橋梁の長寿命化計画の推進、歩道内の歩行者の安全対策を進めていくとともに、生活道路の整備にあたっては、低振動・低騒音の機械の使用やリサイクル材の使用等、環境にやさしい工法や道路上の段差解消等、歩行者の誰もが安心してスムーズに移動できるユニバーサルデザインを導入していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●地域高規格道路及び主要都市計画道路の整備が完了しています。 ●右折車線が設置され、交通渋滞が解消されています。 ●生活道路は6m以上に整備され、安心安全な道路網が形成されています。 ●防災拠点を結ぶ幹線道路については、無電柱化が完了しています。 	市道の改良延長		
	1,144km	1,184km	1,224km
	都市計画道路の整備状況		
	65%	67%	70%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●県内の都市間の移動がスムーズで高速道路へのアクセスも便利となっています。 ●幹線道路の整備により、行先に応じた道路の選択ができ、交通渋滞が緩和されています。 ●右折車線の設置により渋滞が緩和されています。 ●通学路や交通量の多い道路には歩道を整備し、歩行者の安全が確保されています。 	交通量混雑度（県道豊田一色線、桜町2丁目観測地点）		
	1.96	1.80	1.50
	交差点改良（右折車線の設置）の必要な箇所		
	16か所	13か所	10か所

●施策の内容

(1) 幹線道路の整備

- ① 都市計画道路の早期供用開始をめざし、国・県との情報提供で協力体制を構築します。
- ② 他事業との連携により、用地等の協力体制の強化を図ります。

(2) 生活道路の整備

- ① 恒常的な渋滞を解消するため、右折車線の整備、道路幅6m以上の道路の整備を進めます。
- ② 歩行者の安全確保のため歩道を整備します。
- ③ 橋梁長寿命化修繕計画にそって橋梁の修繕と耐震化を行い、通行の安全を確保します。

●協働のまちづくりの考え方

生活道路は市民生活に密着しているため、街路樹の選定は市民アンケートで人気の高い樹木を採用するほか、行政と市民が協働で維持管理（清掃）を行うアダプトプログラムを実施し、環境に対して美化の意識を持つことが必要となってきます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
道路の六等危険箇所の連絡は、町内の気が付いた方に道路の危険箇所を連絡していただくことによって、行政が迅速に対応していきます。 アダプトプログラムにより道路の清掃など市民による道路環境の美化を実施します。	町内会長に年に一度、町内会の要望書をまとめて市に提出していただき、市民の要望を行政に届ける橋渡しの役割が求められます。	新たに道路を拡幅・新設する場合は、説明会を開催し地元の意見を聞いて理解を得ています。他にも、市民アンケートを行って、市民の意見を道路整備に反映していきます。

用語の解説

- ユニバーサルデザイン** 年齢や障害の有無等に関わらず利用可能であるように設計デザインすること
- (都)** 都市の基盤的施設として都市計画法に基づく「都市計画決定」による道路
- (県)** 県が建設・管理する道路
- 地域高規格道路** 2車線以上の車線を確保し、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し 60km/h 以上の高速サービスを提供できる道路のこと。
- アダプトプログラム** 市民と行政の協働で進めるまち環境美化活動

2 災害対策

防災課・河川港湾課・建築課
・水道整備課

●現状・課題

安政の東海地震から約 160 年、昭和の東南海地震から約 70 年が過ぎ、本市では平成 14 年(2002 年)度に、東海地震に係る防災対策強化地域、平成 15 年(2003 年)度には、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けるなど、大規模地震の発生が予測されております。特に、本市は沿岸部が多く、大規模地震に伴う津波の襲来が危惧されています。また、近年では、地球温暖化の影響から台風やゲリラ豪雨が頻繁に発生してきており、高潮、洪水、土砂災害などの風水被害も危惧されています。

近年の災害において、阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊等により、また、東日本大震災では、大津波の襲来により多くの尊い命が奪われました。

このような状況の中、市民の生命・財産を守り、経済被害を軽減するために、防災施設・設備の整備や住宅・建築物の耐震化などの地震防災対策の充実に加え、東日本大震災を踏まえた新たな津波防災対策、海岸・河川などの未整備箇所の整備を含めた風水害対策への取り組みが急務となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011 年	2017 年	2022 年
<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報を配信する仕組みが整備されています。 ●避難場所等に必要な施設・設備が配備されています。 ●老朽化した住宅・建築物の建替え、耐震改修が進み、安全・安心な建物が建ち並んでいます。 ●海岸、河川の整備が完了しています。 	住宅の耐震化率		
	76%	90%	
	移動系無線機整備数		
	114 台	196 台	
めざす姿 ～市民の暮らし～	飲料水兼用耐震性貯水槽整備数		
	6 基	11 基	16 基
	自主防災会活動への参加率		
	..%	..%	..%
<ul style="list-style-type: none"> ●迅速で正確な災害情報が入手できます。 ●避難場所等での生活環境が良好なものとなっています。 ●安全な住宅に住み、安心して暮らすことができます。 ●大規模災害に人命や財産などの被害が軽減されます。 	家庭で食料や飲料水等の備蓄をしている割合		
	..%	..%	..%

●施策の内容

(1) 情報収集・伝達体制の充実

- ① 市内各地の災害情報を収集・伝達するために、必要な情報連絡網を構築します。
- ② 市内全域に必要な災害関連情報を正確に配信します。
- ③ 同報系無線や移動系無線を始めとする各種の情報収集・伝達システムを総合的に構築します。

(2) 地震・津波対策の推進

- ① 避難場所等の施設・設備の整備を図ります。
- ② 東日本大震災を踏まえた防災体制の整備を図ります。

- ③ 海岸・河川の耐震工事の事業推進を図ります。
- ④ 地震による建築物の被害、家屋の倒壊による人命や財産の損失を未然に防止します。

(3) 水害・土砂災害対策の推進

- ① 集中豪雨などの被害を最小限にするため、河川の早期改修や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などの水害・土砂災害対策を推進するよう県などに要望します。
- ② 土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定を早急に進めるよう県に要望します。

●協働のまちづくりの考え方

自然災害から安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティによる共助が連携した防災協働社会の形成が必要であります。特に、危惧されている大規模地震は、家屋の倒壊や大津波により一瞬にして尊い命や財産を奪ってしまうことが予測されるため、平時から市、市民、事業者、自主防災会・NPO、ボランティア組織等が連携した災害対策を講ずるとともに、顔の見える関係を作っていきます。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、その自覚を持ち、我が家の耐震状況を把握し、必要に応じて耐震化対策を講じるなど平時より災害に対する備えを心がけるとともに、地域の自主防災会活動に積極的に参加し、災害時の対応力を身に付けます。また、災害時には、自ら救出救護等を実施するとともに、行政機関の行う防災活動に協力します。	住宅の耐震工事に対する相談会や勉強会の開催、津波対策を検討する協議会等への助言、市民・自主防災会への防災意識の向上や啓発に協力をするなど防災活動の推進に努めるとともに、IT 技術を活用した災害情報サービスの提供など防災体制の整備充実に努めていきます。	自然災害に対応する防災施設・設備の整備、地震に対する耐震診断、耐震改修の補助、耐震化の必要性の意識啓発や大規模地震に伴う津波対策を検討する協議会等の主宰など総合的な防災対策を講じていきます。

用語の解説

- 耐震化率** すべての建物のうちの耐震性のある建物（昭和 56 年 5 月以降に建設されたもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合
- 東海地震に係る防災対策強化地域** 東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域
- 東南海・南海地震防災対策推進地域** 東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域
- ゲリラ豪雨** 予測が困難な、突発的で局地的な豪雨を指す俗語
- 同報系無線** 津波警報や災害時の避難勧告などの緊急防災情報等の人命に関する情報を屋外に設置したスピーカーからサイレン及び音声によって伝達する防災行政無線システム
- 移動系無線** 他の通信手段が途絶した場合に防災担当者間の情報伝達手段を確保する目的で設置される防災行政無線システム

3 公共交通

交通対策課・佐久島振興課

●現状・課題

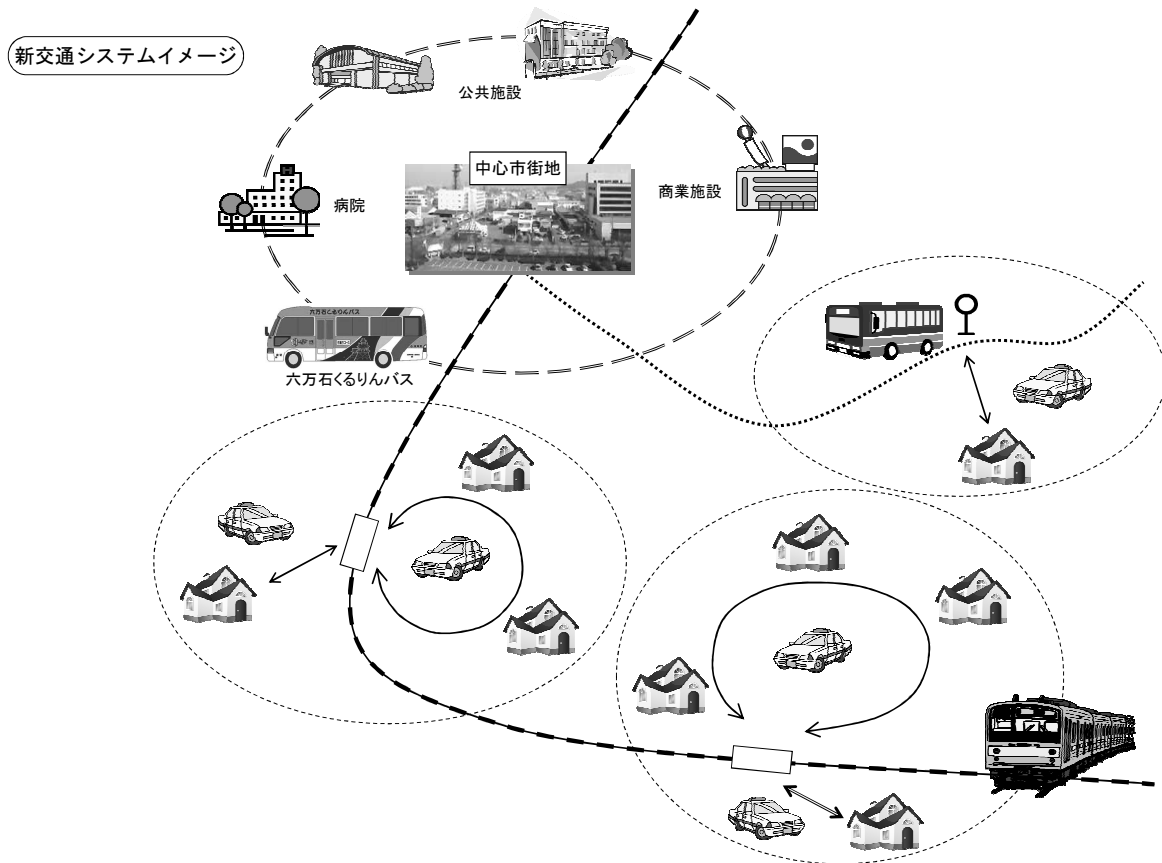
西尾市は、公共交通網が十分ではなく、多くの移動手段はマイカーに頼っています。マイカー依存型社会の進行は、鉄道やバスの経営を悪化させ、駅や路線の廃止・縮小につながり、交通不便地域や空白地の拡大を招いており、さらに近年の厳しい経済情勢による雇用の不安定化により、公共交通の通勤利用者が大幅に減少しています。公共交通の衰退は、高齢者や障害者などの交通弱者にとって、通院や買い物などの外出が困難となり、社会参加の機会も狭めるなど地域生活に深刻な影響を与えています。特に鉄道は、この数年のうちに名鉄三河線の碧南～吉良吉田間は廃止、西尾線も鎌谷駅と荻原駅が廃止され、都市と地域を結ぶ主要な交通基盤の機能を喪失しつつあります。さらに現在、名鉄西尾・蒲郡線は存続の危機に瀕しており、沿線市と県とで財政的支援を行うとともに、行政・市民が一体となって利用促進に努めるなど、廃線を免れるあらゆる方策を講じていかなければなりません。

佐久島住民の生活と離島振興に欠かせない航路として渡船の運航を維持しており、平成 22 年(2010 年)4 月に渡船場を一色さかな広場東側に移転し、路線バスを一部乗り入れるなど利便性の向上に努めてきました。佐久島が全国的に注目され観光客が伸びるとともに収支も改善されていますが、天候や燃料費等の影響を受けやすく、より一層経営の安定化を図ることが必要です。

市民の移動を支援するため、平成 18 年(2006 年)度より地域の主要地点等を結ぶコミュニティバス(六万石くるりんバス)を運行しており、公共交通空白地の解消に一定の成果をあげていますが、十分な路線は整備できていません。合併によりさらに広範となった地域に生活交通を確保していくためには、既存の鉄道、路線バス、タクシー、渡船など地域の交通資源の活用と連携によって、それぞれの活性化を促し、総合的な地域公共交通を構築することが必要となります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値		目標値	
	2011年	2017年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●誰でも自由に移動できる鉄道やバスなどの公共交通機関が整備され、活発な人的交流や経済活動を促し、地域の活性化を図ります。 ●地域の各交通機関がそれぞれの特徴を生かして連携することで、効率的な運行が行われ安定した路線が確保されます。 ●高齢者や障害者など交通弱者の外出の機会を保障し、社会参加を促進します。 ●佐久島渡船は、生活航路・観光航路の両面から利便性の向上を図ります。 	名鉄西尾・蒲郡線年間利用者数			
	3,071千人	3,137千人	3,187千人	
	六万石くるりんバス年間利用者数			
	82千人	95千人	102千人	
	新地域交通年間利用者数			
		16千人	17千人	
路線バス年間利用者数				
617千人	617千人	617千人		
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値		目標値	
	2011年	2017年	2022年	
<ul style="list-style-type: none"> ●長距離の移動に必要な鉄道などが維持・存続され、安心して通勤・通学でき、地域での定住を促進します。 ●高齢者などの通院や買い物などが便利になり、安心して自立した生活を送ることができます。 ●必要に応じて公共交通とマイカーなどを使い分け、環境と健康に配慮したライフスタイルに取り組みます。 	日常生活で移動に不便を感じている高齢者数			
	..%	..%	..%	



● 施策の内容

(1) 総合交通体系の確立

- ① 鉄道、バス、タクシーなど地域の交通資源の活用と連携を図ることで、それぞれの活性化を図ります。
- ② コミュニティバスの運行形態などを検証し、公共交通空白地に対応できる交通網の充実を図ります。
- ③ 地域の駅、公共施設、病院、商業施設といった生活の拠点を結ぶコミュニティバス及び駅・バス停へのアクセスを補完するデマンド方式の地域交通を運行します。

(2) 鉄道の維持・利便性の向上

- ① 地域を基幹的に接続し、広範な地域の大量輸送を可能とする鉄道の特性を生かし、都市間交流を促す主要な交通基盤として維持・存続を図ります。
- ② 駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車場の整備をすすめ、利便性の向上を図ります。
- ③ パークアンドライドのための一時駐車場の整備を検討します。

(3) バスの維持・利便性の向上

- ① 路線バスは、通勤・通学・通院等の生活交通手段として欠かせないものであり、円滑な地域生活を維持するために、財政的支援を行うとともに利用促進に努めます。
- ② 必要に応じて、他の交通機関等との接続を改善し、利便の向上に努めます。
- ③ バス停の利用状況などに応じて、自転車駐車場の整備をすすめます。

(4) 渡船の維持・利便性の向上

- ① 佐久島住民に不可欠な生活交通航路および離島振興に必要な観光航路として、渡船を維持するとともに、他の交通との連携を図り効率的な運航に努めます。
- ② 燃料費等の変動や天候の影響で運航経費が大きく左右されるため、国・県・市による財政支援を活用し、経営の安定化を図ります。
- ③ バリアフリー化、高速化した新船舶の運航により、利便性・快適性を高めるとともに、小型化によるランニングコストの削減効果を活かしながら、企業感覚を取り入れ、サービスを低下させることなく業務の合理化に努めます。

●協働のまちづくりの考え方

公共交通機関は利用者が減少すれば、いずれは廃止になってしまうものであり、地域の生活交通確保の観点から維持・存続を図るためには、一人でも多くの人々が利用することが大変重要であるとともに、行政・市民がその必要性を的確に認識することが必要です。

各交通機関の利便の向上を図るため、利用者にとって使いやすく、ニーズにあった運行が必要とされ、行政・市民・事業者による対策協議会や運行協議会などを通して議論を重ね、改善に努めていかなければなりません。

地域の交通を総合的にどのように構築していくかは、アンケートや地域での協議を通してニーズを把握し、運行に反映するとともに、地域も責任ある立場で臨み、一定の利用者を担保するなどの取り組みが必要です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<p>住民意識調査や利用者アンケートなどに協力し、公共交通に対する考え方を表明するとともに、活発な意見交換を行い地域の合意の形成に努めます。</p> <p>生活交通路線を確保するため、地域の交通資産という認識をもって積極的に利用するとともに、地域全体で利用者の担保に努めることが必要です。</p> <p>公共交通利用促進のイベント等に積極的に参加することや、環境にやさしいエコ通勤などの取組みを通して、意識の高揚を図り、日常的な利用を定着させていきます。</p>	<p>交通事業者として安全運行と経営の安定化に努めることが必要です。利便を向上させ利用者の増加を図るために、行政・市民・事業者で構成する運行協議会等を通して、運行の改善に積極的に取り組むことが求められます。</p> <p>地域、学校、職域、経済団体等が名鉄西尾・蒲郡線応援団に結集するなど、組織的に鉄道・公共交通の利用をすすめるとともに、広く市民に利用をPRできるイベント等を企画・実施していきます。</p>	<p>交通機関の維持・存続を図るため、財政的支援を行うとともに、対策協議会などを運営し、運行の円滑化と利用促進の方策を講じていきます。また、応援団の設置など市民の存続運動に対し、積極的な支援を行います。</p> <p>公共交通の現状と市民のニーズについて調査研究を行い、地域公共交通の合理的・効率的な運行のあり方を模索し、地域公共交通会議で協議していきます。</p>

用語の解説

- 地域公共交通会議** 道路運送法に規定された協議会であり、地域の交通利便の確保・向上を目的として、行政機関、地域住民、運行事業関係者などで構成し、それぞれの立場から協議を行うことで公共交通施策に対する地域合意の形成を図るもの。
- デマンド方式（デマンド交通）** 一般の路線バスのように決まった時刻で運行するのではなく、利用者からの予約によって運行する方式。
- 生活交通ネットワーク計画** 国の地域公共交通確保維持改善事業の前提となるもので、存続の危機に瀕する生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経て策定するもの。
- パークアンドライド** 交通渋滞の緩和や環境への配慮から、自宅から自家用車や自転車などで駅・バス停まで行き、駐車（パーク）させた後、公共交通機関に乗換えて（ライド）目的地へ向かうこと。

●現状・課題

人口減少、少子高齢化社会の到来等、転換期を迎える今後の社会にとっては、公共・公益施設や商業・業務地等がコンパクトに集約した都市構造が求められています。

本市の中心市街地には、都市機能や地域資源が集積しているものの十分な活用がされていない状況にあるため、これらを融合した質の高い交流空間の形成が必要になっています。

中心市街地周辺には低・未利用地と住宅密集地域が多くあり、住宅密集地域内では狭あい道路が多く公共空地が少ないといった問題が発生していることから、住環境の改善が必要となっています。

また、南部地域の既成市街地には低・未利用

地が多く、ミニ開発が施行され、無秩序な都市構造になりつつあるため、基盤整備を推進するとともに適切な土地利用の誘導を図る必要があります。

市営住宅は、既に耐用年数を経過した住宅、数年のうちに耐用年数を迎える住宅のほか、内外装、設備機器の更新時期を迎えている住宅など、老朽化した市営住宅ストックが更新時期を迎えています。厳しい財政状況下において、市営住宅の需要に的確に対応するためには、計画的な更新、小規模な住宅地の統廃合、木造住宅の廃止とあわせて、市営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげることが不可欠です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●土地区画整理事業などの基盤整備を推進し、豊かな自然と調和した都市空間が形成されています。 ●老朽化した市営住宅団地を整備し、良好な住環境が形成されています。 	市街地における面的整備率		
	8.4%	9.6%	9.8%
	木造市営住宅の戸数		
	55戸	0戸	0戸
	耐用年数を経過した市営住宅戸数の割合		
	41%	49%	32%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●緑が潤う道路、公園などの公共施設が整備され住みやすいまちになっています。 ●安心して居住できる住宅が確保されています。 	住み続けたいと思う市民割合		
	77.%	80%	85%

●施策の内容

(1) 市街地整備の推進

- ① 利便性が高い駅周辺に、環境に配慮した良好な住宅地域及び商業・業務地域を構築する面的整備を推進します。
- ② 低・未利用地域の面的整備を推進します。
- ③ 住宅が密集した生活道路の狭い地区は、まちなみに配慮した上で、住宅の建替えにあわせた道路拡幅整備の推進を図ります。
- ④ 安全・安心な街並みの形成に努めます。
- ⑤ 新市街地は、自然を活かした良好な景観を有する住宅など、多様な住宅需要に対応した住宅地整備を推進します。

(2) 地域特性を活かした景観形成

- ① 歴史・文化とふれあう公園・緑地の整備促進を図ります。

- ② 地域資源であるまちなみを住民と協働により保存します。
- ③ 民間活力を導入し歴史・文化を活用した潤いと魅力あるまちづくりを推進します。

(3) 市営住宅の活用と維持管理

- ① 点在する小規模市営住宅の統廃合を進めます。
- ② 木造の市営住宅の取壊し、用途廃止を進めます。
- ③ トイレの水洗化、バリアフリー化、契約電気容量を上げるなど、社会ニーズに合った施設・設備の更新を行います。
- ④ 更新時期を迎えた市営住宅の計画的な更新を図ります。

●協働のまちづくりの考え方

日本全国何処に行っても同じ街並み、同じ風景ではなく、気候、風土、歴史、生活様式に調和し、そこに暮らす人々が望む「まち」にするためには、市民参加によるまちづくりが必要です。

市民の参加や協働意識を高め、ワークショップなどにより意見や提案を把握し、施策や事業の実施にあたります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
住み続けたいまちにするため、自ら考え行動をすることに努めます。 ワークショップなどに参加します。	団体の目的に沿って、まちづくりの取り組みに助言・参加します。 アダプトプログラムに取り組みます。	事業計画策定にワークショップ、パブリックコメントなど市民の意見を取り入れ、市街地・住環境の整備に努める。 市民の主体的な取り組みに対して、財政的・人的な支援をする。 まちづくり NPO 設立支援を行います。

用語の解説

- バリアフリー** 段差を解消し、スロープ、手摺、腰掛便器の設置などをして、障壁（バリア）となるものを除去することにより、障害者、高齢者の移動、生活を円滑にすること。
- 都市構造** 人やモノが集まる「拠点」、拠点相互を公共交通などでつなぐ「軸」、面的広がりを持った「ゾーン」などにより構成される都市の形のこと。
- ワークショップ** 地域に係る多様な立場の人々が計画プロセスに参加するまちづくりの方法
- アダプトプログラム** 住民、団体、企業が里親（ボランティア）となり、公共施設の樹木や花の維持・管理等を定期的に行う仕組みのこと。
- 低・未利用地** 建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべき土地において、そのような利用がなされていない土地。
- ライフサイクルコスト** 建物を企画・設計・建築し、その建物を維持管理して、最後に解体・廃棄するまでの、建物の全生涯に要する費用の総額。

5 上水道

水道管理課・水道整備課

●現状・課題

上水道は、厚生労働大臣に事業認可を受けて、安全でおいしい水を安定的に供給するために水道事業を展開しています。水道普及率は平成24年(2012年)度末で99.8%に達しています。

現在は平成18年(2006年)度に策定した水道ビジョンをもとに、施設の維持・更新はもとより、重要管路の耐震化工事や老朽管の更新工事を進めています。さらに災害に対する整備事業として管内の主要な水管橋の耐震補強工事や配水池等の施設耐震診断を実施し、順次耐震化工事を進め、災害にも強い施設づくりを進めています。

また、自己水源の有効な活用を進めていきますが、取水量において減少傾向があり、今後は愛知

県営水道用水供給事業者からの受給割合が増加することが予想されることです。

これら事業を実施していくための財政計画と事業計画を円滑に遂行する上で、業務の効率化、省力化をより一層図るとともに、今後の水需要の推移に対応するために安定した経営基盤のさらなる強化に努める必要があります。

また、安全でおいしい水を継続供給するためには、水質管理や節水意識の向上を図るなど、水の有効利用を進めることが必要です。

佐久島は、南知多町水道事業の給水区域に属しており、安定した供給を維持するために必要な負担をしています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～

●安全で安心な水道水が常時安定して供給されています。

	目標値		
	現状値 2011年	2017年	2022年
ポンプ場耐震施設率	61.1%	100%	100%
配水池耐震施設率	68.6%	92%	92%
重要管路耐震化率	30.1%	70%	100%

めざす姿 ～市民の暮らし～

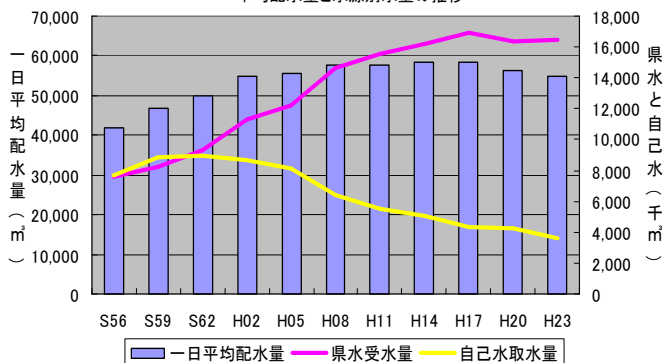
●いつでも安心な水道水を使用できる生活を送ることができます。

●節水に努めています。

安心して水道が利用できると思う市民の割合

現状値 2011年	2017年	2022年
..%	..%	..%
節水に努めている市民の割合		
..%	..%	..%

平均配水量と水源別水量の推移



●施策の内容

(1) 安心できる水道水の供給

- ① 安全で安心な水道水を供給するため、水源、配水管・給水管における水質の保全に努めます。
- ② 利用者が安心して水道水を使うことができるように施設の改良・更新を進めます。
- ③ ビル・マンションの管理者等に、貯水槽水道の管理に関し、助言や啓発の対策を図ります。

(2) 安定的な水道水の供給

- ① 震災時の被害を軽減するため、施設・管路の耐震化を進めます。
- ② 漏水事故や災害時における水道水確保のため、応急給水対策の充実を図ります。
- ③ 水道利用者の生活や地域の社会経済活動を支えるライフラインとして、安定供給を常時維持するため、ソフト面から危機管理の充実や水の有効利用向上を図ります。

(3) 次世代につなぐ水道事業運営

- ① 水道事業を維持していくため、基幹施設の計画的な改良・更新を進めます。

- ② 安全で安心な水道水を安定して供給するため、維持管理体制の充実を図ります。
- ③ 経営基盤をより強固にするため、中期経営計画の策定をします。

(4) 環境にやさしい水道

- ① これからの社会は地域の発展と環境保全との両立が不可欠となるため、水道維持のコストやエネルギー使用量を減らすことを目指します。
- ② 水道工事において発生する建設残土など、廃棄物を抑制する工法を取り入れて、展開していきます。

(5) 利用者のサービス向上

- ① 水道に関する知識や情報を伝えるため、広報の充実を図ります。
- ② 水道事業におけるサービス向上と利用者からのより高い満足度を得るために利用者ニーズの収集・分析を行います。
- ③ わかりやすく、親しみやすい水道事業にしているために水道経営の診断と公表を行います。

●協働のまちづくりの考え方

市が実施するアンケートにより、市民の意見が反映される環境を整えていきます。また、大規模災害に備えて、行政、市民、団体・事業者等がそれぞれの役割を果たせるように連携を図ります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
アンケートへの積極的な協力をして、水道事業の充実のために必要とされる役割を果たします。水の有効利用、湯水時の節水に努めます。災害に備え、日頃から水の備蓄などに努めます。	ビルやマンション等の貯水槽水道の適正な管理に努めます。災害時の応急給水等に対する協体制の確立に努めます。	アンケートで得た水道利用者のニーズを把握して、より良いサービスの提供に努めます。水の有効利用や災害時の備えについて、情報を発信するとともに、水道水の安定供給を災害時においても対応できる体制整備を進めます。

用語の解説

- 事業認可** 厚生労働大臣に対し、水道事業の経営を申請し、認可されることをいう。
- 水道普及率** 給水人口（西尾市水道事業の水道水を利用する人数）と給水区域内人口（佐久島を除いた市の人口）との比率をいう。
- 重要管路** 災害時における最優先給水施設、運搬給水地点、拠点給水地点及び仮設給水地点へ配給水するための管路をいう。
- 水道用水供給事業者** 水道事業者（水道事業を営業者）に対して用水を供給する事業者をいう。
- 貯水槽水道** 水道法により、ビル・マンション等の建物で、水道事業から供給される水道水をいったん受水槽に受けたのち利用者に給水する施設と定義されているものをいう。
- 応急給水** 漏水事故、災害等が原因で緊急断水が生じた場合、給水車または仮設給水栓を設置し、給水を行うことをいう。
- 基幹施設** 水道事業を支える上で最も重要とされる水道施設（代表例：志貴野水源送水場、八ツ面配水場）をいう。

6 下水道

下水道整備課・下水道管理課
・環境保全課

●現状・課題

本市の汚水処理施設は、全県域汚水適正処理構想で策定した、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽の三種類の手法で整備を進めています。平成22年(2010年)度末の汚水処理人口普及率は75.5%となっていますが、これは全国平均の86.9%、愛知県平均の85.2%を大きく下回り、県下54市町村中30位と遅れています。下水道整備率も同様な状態であり、公共下水道事業を効率的に推進する必要があります。

公共下水道、農業集落排水は、平成4年(1992

年)から順次供用開始をしてきましたが、適切な維持管理を継続するとともに、既存施設の耐震化、長寿命化を図る必要があります。また、農業集落排水施設の公共下水道へ切り替えの検討や、施設で発生する汚泥の肥料化を進める必要があります。

ゲリラ豪雨や集中豪雨による、市街地の冠水などを解消するため、雨水排水施設の整備を進めるとともに、既存ポンプ場施設等の改築、機能強化、耐震化や長寿命化を図る必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●汚水処理人口普及率が100%にできる状況が整っています。	汚水処理人口普及率		
	76%	86%	100%
	下水道整備率		
●西尾市公共下水道基本計画の雨水排水施設が整っています。	53%	72%	100%
	浸水対策達成率		
	37%	38%	40%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
●水路、河川などへの生活廃水の流出がなく、快適な住環境で生活を送ることができます。	2011年	2017年	2022年
	下水道接続率		
●ゲリラ豪雨や集中豪雨による、浸水、冠水などの心配がなく、安全で安心な生活を送ることができます。	76%	83%	90%

●施策の内容

(1) 公共下水道（污水）と農業集落排水の整備促進

- ① 全県域污水適正処理構想に基づき、市内全域の污水处理施設の整備を進め、污水处理人口普及率の向上を図ります。
- ② 施設の老朽化に起因した事故などを未然に防止するため、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した計画的な改築や更新を促進します。
- ③ 矢作川流域を構成する4市1町の下水道整備の進捗状況に併せ、矢作川浄化センターの整備を促進します。
- ④ 農業集落排水処理施設から発生する汚泥の肥料化を行い、有効な資源として再生し、農地還元を進めます。

(2) 適切な污水处理の推進

- ① 下水道供用開始区域のすべての世帯が下水道に接続するよう普及活動を進めます。
- ② 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽を適正に維持管理するための法定検査や保守点検、清掃の啓発活動を進めます。

(3) 公共下水道（雨水）の整備促進

- ① 近年多発するゲリラ豪雨や台風等による集中豪雨に備えるため、雨水幹線及び雨水排水ポンプ場の機能強化整備を促進します。
- ② 既存ストックの健全度を点検診断し、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図る更正改築計画を策定し、予防保全的な管理・整備を促進します。
- ③ 雨水流出抑制策を進め、既存排水施設の排水能力に余裕を持たせ、浸水被害の緩和を図ります。

●協働のまちづくりの考え方

下水道整備の必要性や下水道接続率向上のための啓発活動を行います。

また、災害時における行政の対応について、市民がどのようなニーズを持っているのか、把握に努めます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
町内会の会合等で地域環境を考える機会を持ち、次世代に快適で美しい水環境を再生し引き継ぐように努めます。	建設業者による地震・浸水被害時における災害復旧への協力体制を整えます。 排水設備指定工事店の営業活動を通じ、下水道接続の利点を市民に広く知らせます。	説明会、出前講座の開催などにより、啓発・普及促進活動を実施します。

用語の解説

- 全県域污水適正処理構想** 市全域の污水处理施設の整備を計画的、効率的に実施するため、市の意向を踏まえ、愛知県が策定する構想
- 污水处理人口普及率** 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の各污水处理人口の普及状況を、人口で表した指標
- 浸水対策達成率** 都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、概ね5年に1度の大雨に対して安全であるよう、既に整備が完了している区域の面積の割合

基本目標3

地域を支える文化と人を育む環境づくり

(子育て・教育・文化・スポーツ分野)

- 1 子育て
- 2 学校教育
- 3 生涯学習
- 4 歴史文化
- 5 スポーツ
- 6 青少年健全育成

1 子育て

子育て支援課・子ども課・家庭児童支援課・教育庶務課・保険年金課

●現状・課題

全国的に合計特殊出生率が人口の維持に必要な数値を大きく下回り、低い水準で推移しており少子化が進行しています。本市の数値は全国の平均値を上回っているものの同様な状況にあります。社会全体を見ても、核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の人間関係の希薄化、治安の悪化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このように人々の意識や家庭・地域・職場の環境が変化する中で子どもを産み育てることに多くの困難を伴い、子どもが健

やかに育つことへの不安が大きい社会であることが少子化の進展として現れているといえます。また、あわせてライフスタイルの多様化により子育てのニーズも多岐にわたるものとなってきており、行政も、西尾市次世代育成支援行動計画に基づき子育て環境の整備、市民のニーズにこたえています。さらに増え続ける要望について出生、就園前、保育園・幼稚園、小学校、中学校と子どもの成長の過程にあわせてフレキシブルな対応が求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●安心して子育てをすることができて、子どもが健やかに育つまちになっています。	ファミリー・サポート・センター会員数		
	617人	770人	830人
	延長保育の実施園数		
	31園	35園	35園
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●経済的な不安がなく、子どもを産み育てることができます。	仕事と子育ての両立がしやすいと感じる市民割合		
	・・%	・・%	・・%
●子どもを保育する環境が整い、性別にかかわらず子育てでの心配をせずに就労することができます。	児童クラブの定員数		
	693	750	760
●子どもが地域の中でいきいきと遊び成長しています。			

●施策の内容

(1) 多様なニーズに応じた子育て支援

- ① 障害児など特別な支援を必要とする子どもに対する療育、保育の充実に努めます。
- ② 子育て支援センターをはじめファミリー・サポート・センターにおける相談や子育て情報提供など子育て支援環境の充実に努めます。
- ③ 育児サークル活動の支援を行うとともに、育児サークルの連携を支援しネットワーク化を図ります。
- ④ 児童虐待防止のため相談窓口や協力体制の周知を図るとともに防止対策の推進に努めます。
- ⑤ ひとり親家庭に対する自立支援の充実に努めます。
- ⑥ 妊産婦世帯が安心して出産、育児ができる環境の充実に努めます。

(2) 保育の充実

- ① 老朽化した保育園施設を計画的に維持管理や修繕を行いながら安全で快適な保育環境づくりに努めます。
- ② 複数の保育園で一時保育、病後時保育、延長保育など保護者のニーズに合わせた保育を実施します。
- ③ 保育園・幼稚園の窓口一本化による一層のサービスの充実に努めます。

(3) 子どもの居場所づくり

- ① 児童館や利用可能な学校施設などを有効活用することにより、児童クラブの待機児童の解消に努めます。
- ② 市内に4か所ある児童館で、それぞれの地域の特性を活かした行事等を実施します。
- ③ 保護者が安心して子どもを預けられるために、児童クラブの環境を整え、研修等を通じて指導員の質の向上を図ります。

●協働のまちづくりの考え方

子育てに不安をもつ保護者が多いひとつの要因として、地域との関わりが不足していることがあげられます。社会全体で子どもの育ちを支援するという考えのもと、公共施設等の利用を提供するなど行政が手助けをしながら、多くの子育て家庭が集まる機会をつくることで支援を行います。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
各家庭は健やかに子どもが育つための環境を整えます。家庭でつけ、地域で育てるという役割分担のもと、保護者・地域が連携しながら地域全体で子どもの成長に取り組めます。	行政では目が届かないきめ細かな部分をNPO等が協力します。また、職場等において仕事と子育ての両立がしやすい環境づくりに努めます。	保護者自身によるサークル活動の働きかけ、活動場所の提供、相談、情報発信の支援などを行うとともに施設の整備など基盤整備に努めます。

用語の解説

- 児童クラブ** 就労等により昼間、保護者が家庭にいない、小学校1年生から3年生までの児童の健全育成を図るため授業終了後や土曜日、春夏冬休みの一定時間、子どもを預かるサービス
- ファミリー・サポート・センター** 地域において子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(援助会員)が会員となり、子育てについて助け合う会員組織
- 一時保育** 保護者が傷病、育児疲れ、不規則な就労などにより、家庭で保育できない児童を緊急・一時的に保育園で預かる保育サービス
- 病後時保育** 病気の回復期にあり、まだ集団保育が困難な児童を専用の保育室で看護師等が一時的に預かる保育サービス
- 延長保育** 保護者の就労形態等により、保育に欠ける時間の長い児童について、保育時間を延長して行う保育サービス
- 療育** 心身に発達の違いがあると思われる子どもに対し、医療機関等と連携を図り子どもの能力や可能性を引き出し、より良い親子関係を育てること
- 合計特殊出生率** 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産む子どもの人数を示す。

2 学校教育

学校教育課・教育庶務課
・農林水産課

●現状・課題

未来を生きる子どもたちに必要となるのは、社会の変化に対応し、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、より良く問題を解決しようとする資質や能力です。さらに、自らを律して他と協働していこうとする態度や、たくましく生きるための健康や体力も必要です。しかし、学校教育を取り巻く環境は大きく変わり、解決すべき様々な課題が浮き彫りとなっています。

その一つは、安全で安心な学校の実現です。そのために、学校施設の整備を進めるとともに、猛暑など急激な気候の変化、子どもを狙った犯罪や事故、地震等の災害といった様々な問題への対応が必要です。

二つは、特別支援教育の充実です。これまでも

障害のある子どもたちが、自分らしく、希望を持って生活できる環境づくりに取り組んで来ましたが、その歩みをより確実なものにしなければなりません。就学指導や交流学习、教育相談などの充実に努めるとともに、児童生徒・市民の心のバリアフリー化の推進が必要です。

三つは、社会で役立つ実践力の育成です。現在実施されている新学習指導要領の「生きる力を育む」という理念を重視し、教育内容の充実を図って、子どもたちの「生きる力」を伸ばしていくことが求められます。また、地産地消を取り入れた学校給食の充実を進めるとともに、家庭・地域を巻き込んだ食育を推進し、健康な心と体を育てることが重要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●児童生徒が心豊かに安心して学習や生活できる環境が整っています。	小中学校トイレ改修		
	20%	65%	75%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●児童生徒が楽しく学習できる授業や学校の体制が充実しています。	きめ細かな学習指導（少人数学級）		
	小学1、2年 中学1年	小学1、2、3年 中学1年	小学1、2、3年 中学1、2年

●施策の内容

(1) 教育内容の充実

- ① 地域の特性や様々な人材等の教育的資源を取り入れた「特色のある学校づくり」を推進し、地域に愛着と誇りを持てる人材を育成します。
- ② 国際化を見すえ、小学校における英語活動の充実を図ります。
- ③ よりきめ細やかな少人数・個別指導など、個々の学習状況に応じた支援を行い、一人ひとりの良さを伸ばす学習の個性化を図っていきます。

(2) こころの教育の充実

- ① 児童生徒の道徳的実践力や人権意識、規範意識を高めるために心の教育推進活動を推進します。
- ② いじめ・不登校の問題について総合的・根本的に検討し、その予防や対応を具体的に進めます。

(3) 学校施設・設備等の整備

- ① 老朽化や環境の変化等に対応するため計画的に改修・修繕を行います。
- ② 建築非構造部材等の耐震改修工事を行います。

(4) 発達障害等への対応

- ① 発達障害のある児童生徒への教育支援体制の整備強化を図ります。
- ② 心身に障害がある児童生徒一人ひとりの力を伸ばす教育を推進するとともに、広く特別支援教育への理解と認識を深め、その充実と振興を図ります。
- ③ 特別支援学校について、調査・検討を図っていきます。

(5) 学校給食の充実

- ① 給食に地元の食材を使用し、地産地消の推進を図ります。
- ② 家庭・地域・学校と連携し、児童生徒が食育を学ぶ機会の充実を図ります。

●協働のまちづくりの考え方

今後は、児童生徒の育成・安全を図る上で家庭・地域・学校との協働を推進していく必要があります。地域の方を講師に招き、児童生徒の知識や技能を高め、習得した知識・技能を市内のイベント等を通じて市民に還元します。また、PTA・子ども会、おやじの会、老人会などの各種団体と連携を図り、児童生徒の安全を確保します。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
各小中学校において、知識・技能を修得している地域の方が講師となり三河万歳などの伝統芸能の継承やクラブ活動の補助等を行います。	PTA、子ども会、おやじの会、老人会などが、児童生徒の通学時等の安全を確保するために、パトロールや交通指導を実施します。	各種団体間の調整がうまく取れるようにサポートします。

用語の解説

- 発達障害** 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
- 地産地消** 「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。
- 食育** 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

3 生涯学習

●現状・課題

時代や社会が大きく変化していく中で、いつでも、どこでも、誰でも、どんなことでも自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会を目指し、ふれあいセンター・公民館においては公民館講座やフェスティバル等を実施してきました。

しかし、どの施設も老朽化してきており、施設を引き続き活用していくためには、多額の費用がかかることが想定されるため、長期的な視野に立って計画的に改修等を進める必要があります。また、地域にとって身近に配置された学習場所を有効利用し、学習機会を充実していくことが求められています。

さらに、退職された方々が現役時代に培った経験や人脈などを地域で大いに役立ててもらうため、ボランティア活動や地域貢献活動をしやすいするための講座を行うことなどが新たな課題となっています。

生涯学習施設の一つである図書館は、市民の教養・文化・生涯学習の情報提供拠点として、時代の変化に即した情報の提供をするとともに多様化する市民の要望に応えることが必要です。そのため、図書館だけでなく市内の生涯学習施設との連携を密にし、身近な場所での情報提供ができるようにするとともに、子どもの頃から生涯学習施設を活用できるような啓発活動をしていくことが大きな課題となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな機会、さまざまな場所において学習できる体制が整っています。 ●学習の成果が個人だけでなく、協働のまちづくりに反映されています。 ●市内全域において、身近な場所で図書館サービスを受けられる環境が整っています。 	生涯学習講座受講者数		
	3,275人	3,600人	4,000人
	図書館資料の貸出・返却可能施設数		
	10か所	18か所	26か所
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が生涯を通して学習し、生きがいをもち豊かな人生を送っています。 ●図書館が身近にあることにより豊富な知識を得ることができ、文化的に豊かな生活を送っています。 	生涯学習講座受講の満足度		
	73.0%	80.0%	85.0%
	図書館貸出カード登録者数		
	40,500人	64,500人	84,500人
	図書館利用者の満足度		
	—	80.0%	85.0%

●施策の内容

(1) 学習機会の充実

- ① 市内の各地域でバランスの取れた学習プログラムを提供するため、生涯学習講座の充実及びだれもが選択可能な学習体系の確立を図ります。
- ② 様々な知識・技能を持った人を登録する講師登録制度を充実し、地域活動の中で活用できるような仕組みを形成します。
- ③ 学習指導者の育成を図るとともに、サークルなどの自主活動を支援します。
- ④ 生涯学習事業の年間の講座やイベント等を集約した情報ガイドを広報紙に折り込むなど、生涯学習の情報発信の充実に努めます。

(2) 生涯学習拠点機能の充実と施設整備

- ① 生涯学習の中核を担う拠点施設の充実と併せて、それぞれのふれあいセンター、公民館が担う役割を明確にし、組織的かつ体系的に事業を展開することで、市内での生涯学習機会の充実及び均衡を図れるようにします。

- ② 生涯学習施設の計画的な整備に努めるとともに、既存施設の長寿命化を推進します。

(3) 学習成果の地域還元

- ① 市民協働が行政のさまざまな領域で取り込まれることを鑑み、市民が関心を持つきっかけとなるよう、地域課題をテーマとした講座を開設します。

(4) 図書館の充実

- ① 図書館情報システムの有効活用及び最新システムの導入、市内全域を網羅した物流システムの確立により、利用者の利便性を図り、利用の拡大を目指します。
- ② 子ども読書活動を積極的に推進し、ボランティアや子ども司書との協働により子どもの読書環境を整え、読書好きな子どもたちを増やし、心豊かな「西尾っ子」を育成します。
- ③ 多様化する資料形態や市民ニーズに対応できる蔵書構成及び管理運営体制の構築、施設の充実に努めます。

●協働のまちづくりの考え方

高齢者を始め、多くの市民が、豊かな知識や経験を生かしながら、まちづくりの担い手として生き生きと過ごし活躍できることは、協働のまちづくりや地域の活性化の観点においても重要なことです。

また、経験豊かな大人だけのまちづくりでなく、次の担い手となる世代に対してもまちづくりのための情報提供ができるように、地域における教育の仕組みの構築、図書館サービスを実現することが大切です。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
多くの市民が、地域社会に参加する意欲と、それぞれの経験や能力に応じた講座や講演会を選択し、積極的に関わることで、まちづくりに貢献していくことが求められます。まちづくりに積極的に参加するために必要な知識や情報を図書館から得て、その声を図書館に届けることでより質の高いサービスの提供に役立たせることができます。	図書館運営や事業に、ボランティア団体やNPOなどが参加することで、効率的で市民の生活に密着した親しみやすいサービスの提供が可能になります。	まちや地域を再発見し、楽しみながら仲間とともに、まちづくりや地域活動で活躍できるよう、学習指導者の育成を図ります。また、それらの活躍のきっかけとなるような講演会や講座を開催します。さらに、まちづくりや地域活動に役立てていただけるよう図書館機能を充実します。

4 歴史文化

文化振興課・生涯学習課
・商工観光課

●現状・課題

市民が多様な価値観に基づいて自己実現を図るというライフスタイルが定着するなど、価値観の多様化が進んでいく中、「物質的な豊かさ」より精神的な安らぎや潤いのある生活など「心の豊かさ」を重視する傾向が強まっています。又、高齢化社会を迎え、リタイア世代の増加とともに、地域への回帰ということが盛んになり、改めて地域を見直していく機会が増えてきました。この西尾というところは、古くから栄えており、その証である数多くの文化財、伝統芸能などの歴史遺産が存在しています。

文化には現代を生きる我々のニーズから享受され志向されていく文化、先人から受け継ぎさら

に未来へと継承していく歴史文化とがあります。古くから受け継がれた歴史文化は価値観の多様化した社会構造の中で、幾度となく散逸や崩壊の危機に直面してきました。とりわけ、街並みや文化的価値の高い自然、地域コミュニティに根付いた伝統行事はその影響が甚大です。

また、現代に生きる我々が育んでいる文化についても心の豊かさを求めていく中では欠くことのできないものとなっていることでしょう。

こうした、さまざまな形の歴史文化芸術を育むことで、文化力の向上につとめ、わがまちの誇りとなるような文化を創ること、伝えることができる社会となっていくことが必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●さまざまな文化や芸術に親しむ機会があります。	文化振興団体登録数		
	196 団体	220 団体	250 団体
	岩瀬文庫入館者数		
●地域の歴史に身近に親しむ機会を持つことができます。	29,696 人	33,000 人	35,000 人
	にしお本まつり参加者数		
	6,013 人	7,000 人	8,000 人
●各地域において昔からの伝統行事が大切に受け継がれています。	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●市民がさまざまな文化芸術に親しむことができるようになります。	日頃から文化芸術に親しみを持っている市民の割合		
	・・・%	・・・%	・・・%
●身近に歴史文化に親しむことができるようになります。	地域の歴史に関心のある市民の割合		
	・・・%	・・・%	・・・%

●施策の内容

(1) 市民文化の創造と芸術文化活動の推進

- ① 市民・文化活動団体・企業など多様な文化主体と連携・協働を図り、より多くの市民がさまざまな角度から文化芸術に親しめる機会を提供します。
- ② 地域に伝承されてきた伝統文化の保存育成を支援し、地域ぐるみで文化を育む心を育てます。

(2) 文化施設の整備

- ① 地域文化発表の場である文化会館は、計画的に改修・修繕を行い、利用しやすい施設として整備していきます。
- ② 資料館等の展示施設は、利用しやすい文化交流・歴史学習の拠点として再整備を検討していきます。

(3) 文化財・史跡の保全・活用

- ① 地域を代表するような歴史遺産を広く PR し活用します。

② 岩瀬文庫所蔵資料の調査研究成果をもとに新たに文庫目録を作成します。

③ さまざまな学習ニーズに応えるため、企画展や講座などの内容を充実し、わかりやすく公開します。

(4) 文化財の調査・保護

- ① 市民共有の貴重な歴史遺産である文化財の保護・活用を推進していくため、これからも未発掘の文化財の掘り起こしに努め、調査研究を行い、指定・保護を図ります。
- ② 多くの市民が歴史に親しむことのできるよう、史跡説明板の設置や学習の場を提供するなど、文化財を活かしたまちづくりを推進します。

(5) 市史の編さん

- ① 市域での歴史を伝え、学ぶための基本となる市史の編さんを進めます。

●協働のまちづくりの考え方

市民が文化芸術や歴史に直接親しみ、また、市民が自ら文化芸術を発信する機会を持つことができるようになり、みんなで作り上げていく文化芸術という視点に立って、一体となって文化歴史の継承に努めます。

にしお本まつり、地域文化育成講座など、市民ボランティアと一体となった活動を推進し、これからも市民と協働して文化の発信に努めます。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
地域に伝わっている伝統文化を保存・活用します。 公演や講座の企画・運営へ参加します。	文化・芸術に親しむことのできるような機会を提供します。	市民文化活動への助成を行います。 公演や講座を運営する人材の育成に努めます。 歴史や文化財への理解を深めていくための展示や講座などを企画します。

用語の解説

- 岩瀬文庫** 明治時代に西尾の肥料商であった岩瀬弥助が集めた多くの古典籍を保管・展示している古書の博物館。明治41年に私立図書館として開館、昭和30年に市の施設となり、平成15年には古書の博物館としてリニューアルし、本の町にしおのシンボリック施設となっている。

5 スポーツ

●現状・課題

市内にあるスポーツ施設は、全体的に老朽化が進んでおり、良好な活動場所を維持するためにも計画的な改修が必要です。また、住民のスポーツ環境のニーズに応えるため、本市の中心施設として公式野球場を含む総合スポーツ公園の整備を目標とした構想づくりのための調査研究を進めていきます。

生涯スポーツの推進と地域づくり・健康づくりは密接な関係にあります。現在、本市には4つの総合型地域スポーツクラブがそれぞれの地域で活動していますが、今後は、市全域でのクラブの設立に向けての基盤づくりや人材育成、スポーツクラブの自立など支援の継続が必要であります。また、地域住民の健康は、市全体の元気につながるものであり、スポーツ施設のほかに体育館に併設されたトレーニングルームやふれあい広場（ホワイトウェイブ 21）の有効活用を図ることも必要です。

総合型地域スポーツクラブや地域住民の活動拠点となる一番身近な施設が学校体育施設です。以前より学校体育施設の積極的な開放に取り組んでおり、その利用頻度は高く活動拠点としての大きな役目を果たしていますが、利用団体の増加によっては供給不足に陥ることが懸念されます。本市の競技スポーツは、体育協会が核となり実施していますが、アスリートの育成や市のスポーツ活動をリードし、市を代表するスポーツイベントを開催することができる団体となるためにも自立することが必要であり、そのための自己財源の確保が課題となります。

スポーツは、見るものにとっても大きな感動を与えます。特に、トップアスリートによる白熱プレイは「見るスポーツ」としても意味あるものですが、本市では限られた種目のみが開催されているのが現状であり、今後、多種目にわたる観戦機会の拡大が必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設の整備が進み、市民の活動する環境が整うとともにトップアスリートによるスポーツイベントが開催されています。 ●総合型地域スポーツクラブを中心に、個々にあったスポーツメニューが提供されています。 	総合型地域スポーツクラブ育成					
	4クラブ	7クラブ	10クラブ			
	リーダーズバンク整備事業					
	—	15人	30人			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●豊富なスポーツメニューの提供で自分にあったスポーツを楽しむことができます。 ●スポーツを核とした地域づくりが進み、地域の絆が深まります。 ●イベント等への市民参画により、達成感や満足感を共有することができます。 ●スポーツを通じての健康づくりが進み、医療費の削減が図られます。 	スポーツ教室参加者の推移 （上段：市主催・下段：民間委託）					
	1,800人	1,575人	900人			
	0人	425人	1,450人			
	総合型地域スポーツクラブ加入者					
	1,708人	2,240人	3,400人			
スポーツ施設利用者数 （上段：利用者総数・下段：市民一人当たり利用回数）						
	1,452,126人	1,541,461人	1,620,000人			
	8.8人	9.4人	9.9人			

●施策の内容

(1) 地域における健康づくりやスポーツ活動の活性化

- ① 既存の総合型地域スポーツクラブの自立に向けた支援を継続します。
- ② 地域コミュニティ形成の核となる総合型地域スポーツクラブの市内全中学校区での設立を目指します。
- ③ スポーツ教室は、年代別の種目等の新設を含め、多様化する住民ニーズに応える体制を整えます。
- ④ 指導者の育成をはじめとしたリーダーズバンクの整備を行います。
- ⑤ スポーツ行政への市民参画を進め、協働社会の実現を目指します。

(2) スポーツ施設の整備・利用促進

- ① 利用者に支障をきたさないよう、計画的な改修や再編を行うとともに、更なる利用促進を目指します。

② より充実した施設の整備を目指し、本市の中心施設として相応しい公式野球場をはじめとした総合スポーツ公園の将来整備を目標とした構想づくりのための調査研究を進めます。

③ 住民にとって一番身近なスポーツ施設である学校体育施設のより効果的な施設開放が可能となるよう学校との連携強化を図ります。

(3) 競技スポーツの振興

① 市のスポーツ活動をリードしていく団体を目指す体育協会については、自己財源の確保を視野に入れ法人化を目指します。

② 世界レベル、全国レベルで活躍できるトップアスリートの育成に努め、西尾市の知名度のアップを図ります。

③ トップアスリートを招いたスポーツイベントを積極的に推奨し、「見るスポーツ」の普及振興に努めます。

●協働のまちづくりの考え方

スポーツ行政における協働とは、行政、地域(市民を含む)、団体(NPO, 企業を含む)等が、「共に考え、共に汗を流す」ことであり、その相乗効果として生涯スポーツ社会の構築につながるものであると考えます。そのためには、協働パートナーに成り得る人材の育成確保が重要であるとともに、体育協会、スポーツ推進委員会の組織強化及び総合型地域スポーツクラブの育成が不可欠であります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<p>行催事に積極的に参加し、意識改革をする中で、イベント開催に協力します。</p> <p>リーダーズバンクへの登録などを行い、スポーツクラブへの指導・補助を行います。</p>	<p>団体として協働の自覚を持つとともに、団体構成員に対しても協働の理念について意識付けを行っていきます。</p> <p>スポーツイベントにおいては、企画段階から積極的に参画します。</p> <p>団体の指導者を積極的にリーダーズバンクに登録するなどして指導者・講師を要望する団体へ協力していきます。</p>	<p>関係団体へは啓発活動を通じ、協働社会の必要性を働きかけ、市主催のスポーツイベントでは意見・要望を取り入れてまいります。</p> <p>民間主催のスポーツイベントでは積極的に協力してまいります。</p>

用語の解説

- 総合型地域スポーツクラブ** 日常的に活動拠点となる施設を中心に会員である地域住民の子どもからお年寄りまで個々のニーズに応じた活動が高い指導者の下に体力・技術レベルに応じて定期的・継続的にスポーツ活動が行えるスポーツクラブ
- トップアスリート** 陸上、水泳、球技などのスポーツ競技の選手。その中でも一流と認められている選手をトップアスリートと呼ぶ。
- 公式野球場** 公認野球規則に定める球場の規格を備えた野球場
- リーダーズバンク** スポーツ教室、スポーツ競技の指導者組織。ネットワーク化することで指導者派遣もより有効的になる。

6 青少年健全育成

●現状・課題

核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。寺子屋にしお事業は、各地区のふれあいセンターや寺院などで開設し、平日の放課後に子どもたちが活動できる居場所として、地域が一带となって子どもたちを育成する環境をつくるために行っており、大人と子どものふれあいを通して交流を深めてきました。今後は、旧幡豆郡3町地域にも拡大していくことが課題となっています。

また、PTAや子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、おやじの会等を支援し、家庭教育力向上のため、家庭、学校、地域との連携を図り、

年齢の異なる子どもたちや地域の人びととの交流を推進してきました。これからの時代を担っていく子どもたちが、地域のさまざまなレクリエーション活動やボランティア活動に積極的に参加し、貴重な経験や体験を積むことはとても重要です。これまで以上に、子どもたちが地域における社会生活に関わり、交流を深めることができる活動に支援を行っていくことが今後の課題です。

また、少年少女に、適切な助言、指導をすることで、非行を未然に防止するとともに、事故や犯罪等から守るため、少年愛護センター補導委員による街頭補導活動等を行ってきました。さらに多くの機関と連携し、地域ぐるみの展開が必要となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
●子どもたちが地域にとけ込み、社会と関わりをもって活動しています。	寺子屋にしお開設数					
	7教室	10教室	13教室			
●家庭、学校、地域が連携して、子どもたちを見守っています。	おやじの会設置数					
	16団体	20団体	23団体			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
●子どもたちは、子ども会やおやじの会の活動に積極的に参加し、年齢の異なる子どもたちや地域の人びととの交流を深めています。	家庭教育学級事業（おやじの会応援ルーム）参加者数					
	10,625人	13,000人	15,000人			
●家族の絆が深まり、家族でふれあう時間を大切にできるようになっています。						

●施策の内容

(1) 家庭教育の充実

- ① 親子のふれあいを深める事業を展開するなど、趣味や遊びを通して家族でふれあう時間の増加や生活リズムの安定化を図る取り組みを推進します。
- ② 家庭における子どものしつけ、家庭教育を見つめ直し、家庭教育講座や託児付き講座を開催することにより、地域ぐるみで家庭教育の活性化を図ります。
- ③ 子どもの自立や人間形成支援のため、寺子屋にしおの事業拡大をします。
- ④ 子どもの頃から「将来の夢」について語り合える家庭教育の普及に努めます。

(2) 地域の教育力の向上

- ① 子どもたちが地域にとけ込み、豊かな人間性とたくましく生きる力が育成されるように、「おやじの会」の活動を支援します。
- ② PTA や子ども会等と連携し、生涯学習社会の活性化に努めます。

(3) 子ども・若者の育成支援

- ① 少年愛護センター補導委員による街頭補導活動において、より効果的な活動となるように対象エリアを再検討します。
- ② 子ども・若者育成支援の重要性についての認識を深め、家庭、学校、地域が連携協力して子ども・若者に対する支援活動を行います。

●協働のまちづくりの考え方

青少年の健全育成を図っていくためには、家庭、学校、地域が協働して取り組んでいくことが重要です。家庭、学校、地域が連携・協力し合うことで、複雑化した青少年問題に的確な対応をすることができます。また、子どもたちが地域の活動に参加することは、豊かな人間関係や人格形成に役立ちます。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
家庭、学校、地域で連携・協力を図りながら、子どもたちの成長を支援します。また、子どもたちも子ども会やおやじの会などを通して地域の活動に参加することにより、協働によるまちづくりへの意識を深めていきます。	親子で参加できるイベントやセミナーを開催するなど、家庭教育を見つめ直す機会や地域の教育力向上を図る場の提供に努めていきます。	PTA や子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、おやじの会などの社会教育団体の活動を支援していきます。

用語の解説

- 寺子屋にしお** 放課後に子どもたちが活動できる居場所をつくり、年齢の異なる子どもたちや地域の人々との触れ合いを通して、子どもたちを健全に育成するための子ども教室
- 少年愛護センター** 少年少女を事故や犯罪等から未然に守るため、関係機関、団体等が協力し、非行防止活動を総合的、計画的に実施するための活動の拠点
- おやじの会** 健やかでたくましい子どもたちを育成する活動を通じて、地域社会の健全なる発展に貢献することを目的とした父親を中心とした地域団体

基本目標4

安心できる暮らしを支える

健康・福祉のまちづくり

(健康・福祉分野)

- 1 地域医療
- 2 健康づくり
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 社会保障
- 6 消費者保護

1 地域医療

健康課・管理課（市民病院）
・看護専門学校

●現状・課題

地域の医療体制を充実するためには、限りある医療資源を効率的で的確に活用することが重要であり、地域や近隣の医療機関が機能分担と相互連携により医療体制を構築していくことが重要となっています。佐久島の医療体制についても引き続き、整備・充実を図る必要があります。

市民病院は地域の医療体制と医療水準を支える基幹病院として、また大規模災害にも備えた災害拠点病院としての役割を十分発揮できるように、西尾市民病院基本方針に沿って医師、看護師をはじめとするマンパワーの確保と医療機器の充実、施設及び環境の整備を図ることが求められています。しかしながら、現実には多くの自治体病院がそうであるように赤字経営を強いられていることにより設備投資が十分でないこと、救急

外来でのコンビニ受診や勤務医の絶対数不足からくる過重労働、そして過重労働による勤務医の病院離れ等、これらのマイナス要素によってさらに経営の悪化と医療提供機能の低下を招くという悪循環に陥っています。

今後、この地域の医療体制が崩壊し医療過疎地とならないように、住民ひとりひとりが地域医療を守るための取り組みをしていかなければなりません。

市立看護専門学校は、地域医療を担う看護師の需要に応えるため、平成18年(2006年)度から22年(2010年)度の5年間で119名の卒業生を地域の医療機関に送り出してきましたが、需要に十分応えられていない状況です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心で質の高い医療が受けられる環境が整えられています。 ●進展する医療や社会のニーズに対応できる看護師が必要教育成され、市民病院をはじめ地域の医療機関等に送り出されています。 	市民病院に満足している市民割合		
	..%	..%	..%
	市民病院と医療連携を行っている市内の医療機関の割合		
	90%	100%	100%
	市民病院医師数		
	51人	68人	68人
市立看護専門学校卒業生の地域の医療機関への就職者数			
27人	40人	40人	
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●だれもが、いつでも、どこでも適切な医療が受けられる医療体制が整い、安心して生活を送ることができます。 	かかりつけ医がいる市民割合		
	..%	..%	..%
	休日や夜間などの緊急時に受診するにあたり、地域の医療体制に不満を感じたことがある市民割合		
..%	..%	..%	

●施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

- ① 愛知県地域保健医療計画に基づき、市民病院を含めた地域の医療機関や介護福祉施設等が連携を強化し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供します。
- ② 医療機関が適切に役割を分担し、市民にとって身近で分かりやすい形での医療提供体制の確立を目指します。
- ③ 在宅当番医制、休日診療所施設の充実、休日の医師及び看護師の確保など安心して医療を受けられるよう各種団体等と連携し、救急医療体制の充実を目指します。
- ④ 佐久島の医療体制については、引き続き整備・充実を図り、医師、看護師の安定的な確保に努めます。

(2) 市民病院の充実

- ① 勤務医不足を解消するため、大学医局の意向を尊重しつつ幅広く人材の確保に努め、併せて病院機能の向上と経営の健全化を図ります。
- ② 医療技術の進歩と患者のニーズに即して、医療機器と施設・環境の充実を図り、地域の中核病院としての機能を発揮します。
- ③ 大規模災害に備え、災害拠点病院として、施設、設備の充実及び機能の強化を図ります。

(3) 医師・看護師の育成

- ① 市立看護専門学校が、進展する医療や社会のニーズに対応できる看護師を育成し、地域の医療機関等に送り出します。
- ② 市民病院が地域の基幹病院として、総合的医療機能を基盤に2次救急医療を担い、さらに、医療従事者の研修の場としての役割を果たし、地域の医療水準の向上に努めます。

●協働のまちづくりの考え方

地域の限りある医療資源が、その機能を十分に発揮できるような連携体制を確立し、市民にとって良質かつ適正な医療を効率的に提供できるよう、行政関係者、保健医療関係者、市民などが一体となって医療提供体制の確保を図ります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
市民一人ひとりが、現在の医療体制をよく理解し正しい受診の方法を実践します。具体的には、一人ひとりが、かかりつけ医を持つことにより、医療機関の重複受診やコンビニ受診を避け、地域医療を守るための取り組みをします。	特定健康診査・特定保健指導等を医師会等と協力して積極的に推進し、疾病予防に努めることにより、地域医療を守るための取り組みをします。 個々の医療機関と介護施設等は、更に機能分化や円滑な連携を強化し、地域医療を守る観点から提言、調整を行います。	市民病院は医師を始めとした医療従事者の確保と質の向上に努めるとともに、医師が働きやすい環境を整えます。 保健センターは、医療提供側から見た受療行動と市民、患者側の意識・受療行動との乖離を埋めるべき取り組みを行います。また、各種団体等と連携し、夜間・休日を問わず、安心して医療が受けられる体制の確立を目指します。 市立看護専門学校が、進展する医療や社会のニーズに対応できる看護師を育成し、地域の医療機関等に送り出します。

用語の解説

- 災害拠点病院** 災害時の医療の確保を目的に県内 33 か所が指定されており、重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、広域搬送機能、医療資機材の貸出機能などを有することを必要とされています。
- コンビニ受診** 医療機関の診療受付時間に関係なく、自分の都合の良いときに診察を受けようとすることです。
- 医療連携** 個々の医療機関等がそれぞれの機能を活かし、患者さんの病状に合わせた最適な医療を提供するための仕組みです。
- かかりつけ医** 自分（患者）の健康状態や病気のことなどを普段からある程度知っており、困ったときには身近にいて適切なアドバイスをしてくれる医師や医療機関を指します。
- 2次救急医療** 入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を指します。

2 健康づくり

健康課

●現状・課題

わが国の平均寿命は男性女性共に急速に延びました。その一方がん、心臓病、脳卒中、糖尿病など生活習慣病が増加し、さらに高齢化に伴う認知症や寝たきりなどの介護が必要な高齢者が増加しています。さらに出生率の低下とともに人口の高齢化が進行し、病気や介護による負担が増大し深刻な社会問題となっています。

このような状況の中、単に寿命を延ばすのではなく健康寿命の延伸を目標に、高齢になっても自立を保ち、質の高い豊かな生活を送れるよう、市民一人ひとりが健康意識を高め自分にあった健康づくりの方法を見つけるという趣旨のもと、健康にしお21計画の推進を図ってきました。この計画の目標を達成するために、乳幼児期からの正しい生活習慣づくりと壮年期の生活習慣の見直

し及び改善を推進していくことが必要となっています。

従来にも増して健康を増進するため、発病を予防する一次予防に重点を置き強力に健康活動を推進する中で、死亡原因の第一位である「がん」の検診受診率の向上や、乳幼児からお年寄りまでの各種感染症の予防及びまん延防止のため、予防接種の接種率の向上が課題となっています。

また、核家族化や少子化、女性の社会進出など、母子を取り巻く環境も大きく変化し、妊娠、出産、育児に対する不安を抱えている母親が増加しています。育児不安は児童虐待にも繋がることから、育児不安の軽減を図るため、妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談、家庭訪問など更なる様々な支援が必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●市民一人ひとりが健康で自立して生活できる環境が保たれています。	子宮がん検診推計受診率		
	24.0%	27.0%	29.0%
	乳がん検診推計受診率		
	19.3%	21.0%	22.0%
	子宮頸がん予防ワクチン接種率（中学校1年生）		
67.3%	80.0%	90.0%	
●市民が生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせるよう、関連団体と連携しながら、市民が健康づくりに取り組むことのできる体制が整っています。	大腸がん検診推計受診率		
	18.6%	22.0%	28.0%
	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
	3歳児でむし歯のない子の割合		
79.3%	85.0%	90.0%	
自殺者数			
37人	35人	33人	
高血糖者のうち未治療者の割合			
51.2%	49.7%	48.2%	

●施策の内容

(1) 地域における健康づくりの推進

- ① 市民の健康づくりを支援する健康づくり推進員や食生活改善ボランティアなどの育成を図ります。
- ② 健康づくりボランティアや食生活改善ボランティアと連携しながら地域の健康づくりに取り組みます。

(2) 母子保健の充実

- ① 出産・育児に関する正しい情報を提供するとともに、子どもの発育に応じた支援を充実し、保護者の育児不安の解消に努めます。
- ② 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊産婦健康診査の充実及び健診の受診促進を図ります。
- ③ 乳幼児健康診査を実施し、疾病予防、早期発見、早期治療に努めます。また、幼児のむし歯予防を推進します。
- ④ 子どもを希望しているにもかかわらず不妊に悩んでいる夫婦に対し、安心して治療が受けられるよう経済的支援の充実を図ります。

(3) 成人保健の充実

- ① 疾病の早期発見・早期治療に結びつけるため、一般健診、人間ドック、がん検診及び歯科健康診査の各種検診を充実し、受診しやすい体制を整えます。
- ② 健康づくりの環境を整え、市民が主体的に生活習慣病の予防ができるよう、健診後の相談、指導及び教室を実施し、疾病予防のための正しい知識の普及を図ります。

(4) 感染症対策の推進

- ① 感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種の励行及び接種率の向上を目指し、対象者への周知徹底と予防接種の広域化も視野に入れて西尾幡豆医師会を始め他市と連携を図ります。
- ② 感染症の二次感染を防止するため防疫体制の強化を図るとともに、国、県、医師会などと連携し、新型インフルエンザなどの新たな感染症への危機管理対策を講じます。

●協働のまちづくりの考え方

市民一人ひとりが自分の健康状態を理解し、健康づくりを自ら実践することが大切であり、行政や医療関係者等は、市民の健康づくりを支援するとともに、健康意識の普及啓発や医療環境の充実に努める必要があります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
自分の健康や生活習慣に関心を持ち、健康で楽しい生活ができるように健康づくりに努めます。	健康に関する知識の普及啓発に努め、地域に密着した健康づくりの活動の実施に努めます。また、医療関係団体は、行政と連携し、健康づくり体制の充実に努めます。	健康づくりの普及啓発に努めるとともに、健康づくりのボランティアの育成と体制づくりに努めます。

3 高齢者福祉

長寿課・福祉課

●現状・課題

わが国では、高齢化の進展により、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年(2015年)には、国民の4人に1人が高齢者という「超高齢社会」を迎えようとしています。今後は、高度成長期の変動著しい時代を経験してきたいわゆる「団塊の世代」が高齢者になることから、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化すると考えられます。高齢者施策は、こうした高齢者像の変化に対応したものでなければなりません。さらに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯などの増加や認知症高齢者の増加、高齢者虐待の深刻化だけでなく、先の東日本大震災や高齢者の所在不明問題などに伴い、より一層、要介護者に対する支援や地域の見守りの充実等が課題となります。

また、介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設され、これまで広く定着してきましたが、一方、高齢者数の増加、サービス利用の大幅な伸びにより費用が増大しています。

このような背景から、国では、高齢者虐待防止や要介護者に対する医療的ケア、地域における高齢者の見守り体制の構築などによって、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「地域包括ケアシステム」の視点が示されました。また、高齢者が安心していつまでも住み慣れた地域で暮らすことのできる社会を築くために、高齢者福祉サービスや介護予防の観点から各種施策に取り組み、さらに、高齢者の生きがいづくりを目的とした老人クラブやシルバー人材センター等の活動を支援して社会参加の推進を図ってきました。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢社会の進展にともない、高齢者が安心して快適に暮らせる住まいづくりや地域で支えあって暮らしていける環境整備を図ります。 ●高齢者交流広場及び老人の家において高齢者が気軽に利用できる憩いの場を提供しています。また、宅老所など介護予防事業の拠点として活用しています。 ●介護保険の基準を上回る住宅改修費の一部を助成しています。 ●配食サービス、緊急通報システムの設置等市民が安心して暮らすため、支援が必要な人に対して適切にサービスを提供していきます。 	認知症サポーター		
	2,372人	3,872人	5,122人
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者やその家族が必要とするサービスを受けることで充実した生活を送ることができます。 ●地域でのネットワークや支援体制が整い、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができます。 	老人クラブ加入者		
	17,165人	17,200人	17,200人
	シルバー人材センター会員		
	1,200人	1,300人	1,400人

● 施策の内容

(1) 地域におけるケアや支え合いの推進

- ① 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するための地域包括ケア体制を構築します。
- ② 認知症高齢者に対する地域の見守りネットワークの構築に努めます。
- ③ 地域包括支援センターの機能強化、特に認知症対応力の強化や地域ケア会議の充実を図ります。

(2) 高齢者福祉施設の整備

- ① 高齢者が気軽に利用でき、ボランティアグループの運営も活用した憩いの場の提供を図ります。
- ② 居宅で生活することに不安や困難がある高齢者のために生活の場である居住を提供します。

(3) 介護サービスの充実

- ① 入居待機者の多い特別養護老人ホームについては、負担と給付のバランスに配慮しながら整備を進め、重度の要介護状態になっても安心して暮らせる基盤を整備します。

- ② 小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの整備により、中重度の要介護状態になっても、安心して在宅の生活ができる基盤を整備します。

(4) 介護予防と生きがいづくり

- ① 二次予防事業対象者把握のため、介護予防チェックリストを実施し、必要と認められる場合には、介護予防ケアプランを作成し介護予防事業を行います。
- ② 要介護・要支援及び二次予防事業対象者以外の方を対象に介護予防の啓発や各種教室を開催し一次予防事業を行います。
- ③ 在宅高齢者介護の悩みや介護方法などの意見交換の場を設け、家族介護者の介護負担を軽減できるように支援します。
- ④ 高齢者交流広場、老人憩の家等の施設を利用し宅老所事業を実施し、介護予防に努めます。

● 協働のまちづくりの考え方

地域包括支援センターでは、介護、福祉、医療など様々な機関とのネットワークを作り、地域で暮らす高齢者を総合的に支援しています。

身近な地域の人々との交流や関係団体、関係機関等の声かけや訪問などによる日常の安否確認を実施して、できるだけ早期に問題を発見し、必要な支援等を迅速かつ効果的に行っています。

高齢者の災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制を整えていきます。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
地域ケア体制の充実のため、市民一人ひとりが自覚を持ち必要とされる役割を果たします。 災害発生時において、高齢者等の災害時要援護者の救出・救護、被災者の支援体制を自主防災会及び町内会等と連携し整えます。	高齢者が、安心して健康でいきいきと過ごすことができるように、また、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、地域社会全体で高齢者を支える地域ケア体制づくりを行います。	地域包括支援センター機能を強化します。 ひとり暮らしの高齢者の安否確認及び防犯・防災体制の整備を行います。

用語の解説

- **小規模多機能型居宅介護** 通い（デイサービス）、訪問（ホームヘルプ）、泊り（ショートステイ）の各機能を兼ね備えたサービス事業
- **定期巡回・随時対応型訪問介護看護** 定期的な巡回型訪問介護と利用者からの通報を受けて行う訪問介護、看護職員による訪問看護を組み合わせ、利用者の在宅生活を24時間支援するサービス事業
- **地域包括支援センター** 高齢者への総合的な生活支援の窓口となる市から委託された機関で、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士等が中心となって総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメントの業務を行う。

4 障害者福祉

福祉課

●現状・課題

西尾市における現状の主要課題として、次の4項目が挙げられます。

「療育・教育、保健・医療の充実」では相談機関や医療機関等の連携により、適切な療育やリハビリテーションの提供を図るとともに、障害がもたらす様々な不安の解消等心理的負担の軽減、保育者の障害受容促進を図ることが必要であります。

「安全・安心と住まい、移動手段の確保」では災害時における障害者の安全確保や障害の特性に合った住まいの確保、また社会参加するための移動手段の確保をすることが必要であります。

「人権・権利擁護の推進」では、平成22年度に実施しましたアンケートで、日常生活におい

て、偏見や疎外感を感じている障害者が約35%を占めています。特に知的障害者と精神障害者で、半数以上が偏見や疎外感を感じている結果でした。障害者への差別や虐待の防止をするため、広く市民に対し、障害そのものや障害者に対する理解の促進等図ることが必要であります。

「福祉サービスの充実と相談体制の整備」ではアンケートの結果、障害者を介助する人は家族が主体であり、介助をする人は65歳以上の高齢者が40%を占め中高年齢化が進み、4分の1が急病の際に介助を代わってもらえる人が確保できない状況にあるため、障害者当事者へのケアとともに家族など障害者を介助する人に対するケアが重要性を増しています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●自分自身の意志に基づいて、自立した生活を過ごせるよう支え、ライフステージに応じて心豊かに自分らしく暮らせます。 ●障害者の人権や権利が守られ、健康な生活を支えるサービスが受けられます。 ●不便なく気楽に外出ができ、災害時においても、迅速に安全が確保され、必要な援助を受けられます。 	グループホーム・ケアホームの施設数		
	18か所	19か所	20か所
	訪問系サービス事業所数		
	14か所	15か所	16か所
	災害時要援護者台帳の登録率		
	56%	80%	100%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者や家族も主体的・積極的に参画し、ひとりひとりが共に助け合い、ライフステージに応じた多様な生活をおくれます。 	2011年	2017年	2022年
	障害者（児）施策・サービスについての満足度		
	47.6%	55%	60%

●施策の内容

(1) 療育・教育、保健・医療の充実

- ① 障害の早期発見や早期対応のため、乳幼児健康診査及び中途障害を予防する観点から生活習慣病等の各種健康診査において医療機関との連携の強化に努めます。
- ② 心の健康について、理解を深め、問題を早期発見して適切な支援が受けられるよう精神保健福祉の充実を図ります。
- ③ 多様化する障害児童生徒の増加や障害の状況等に対応するため、学校生活上の介助や学習活動上の支援など、支援体制の強化を図ります。

(2) 安全・安心と住まい、移動手手段の確保

- ① 障害の特性に合った安全な住まいの確保とともに、グループホーム、ケアホームなどについて、関係機関との連携を図り、必要量の確保に努めます。
- ② 障害者が地域で自立して生活していくためには、社会参加するための移動手手段の確保施策の充実を図ります。
- ③ 災害などの緊急時における障害者の安全確保を図るため、災害時要援護者名簿登録制度の周知を図ります。

(3) 人権・権利擁護の推進

- ① 広く市民に対し、障害そのものや障害者に対する理解の促進、成年後見制度等の普及・啓発に努めます。
- ② 障害者への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、適切な事後の支援に関する施策に取り組みます。

(4) 福祉サービスの充実と相談体制の整備

- ① 福祉サービスの利用のために、サービスの周知を含め、相談体制の整備充実を図ります。
- ② 障害者に適した仕事の情報を市内及び近隣企業等関係機関へ働きかけ、障害者の就業機会の拡大に努めます。

(5) 協働による福祉のまちづくり環境整備

- ① 障害及び障害者について学ぶ機会や場を充実し、心のバリアフリーの実現を図ります。
- ② 障害者へ市や地域の情報を周知し、催し・まちづくりへの参加を促進します。
- ③ 公共施設及び公共交通機関や道路等のバリアフリー化を関係機関と連携し推進します。
- ④ 障害者が地域で暮らしていくために、手話通訳などのボランティアの育成など必要な住民サポート力の強化に努めます。

●協働のまちづくりの考え方

障害者をはじめ市民の誰もが暮らしやすいまちを実現していくためには、必要な支援を受けたり、時には支援したり、障害の有無に関係なく地域において日常的に住民相互による支えあいの活動が行われることが求められます。

このため、障害者を支える効果的な協働のネットワークが構築されるよう、市民、障害者団体及び関係機関等と行政が地域福祉の理念を共有し、それぞれが役割を担って連携の強化にとりくみます。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
障害者やその家族が自立性や積極性を強く持ち、自ら地域に働きかけていく主体的な活動をします。	障害の特性や置かれた環境によって多様であり、関連団体等が、それをおぎないます。	全市的な視野に立って諸活動相互の連携強化を図りながら重層的な支援ネットワークづくりに取り組みます。

用語の解説

- グループホーム** 介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を行う施設のこと。
- ケアホーム** 介護を必要とする障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行う施設のこと。
- 療育** 障害を持つ子どもが社会的自立をすることを目的として行われる医療と保育のこと。

5 社会保障

●現状・課題

少子高齢化の時代となり、高齢者や福祉の手を必要としている人々が増加しています。地域における福祉活動を住民と協働で推進することを目指す地域福祉計画を策定し多様化する住民の福祉ニーズに対しきめ細かな対応が求められています。地域福祉活動への参加意向を持つ住民が参加しやすい体制を構築することや、学習機会の充実、情報提供などを通じて、ボランティアやNPOなど、地域福祉の担い手を育成していく必要があります。

医療技術の高度化や細分化、専門化が進む中、老年人口も増加傾向にあるため、確実に医療費は増大しています。また景気低迷による低所得者の増加により国民健康保険財政は一段と厳しくなっています。負担の公平化を推進し、国保事業の安定化を図る必要があります。

国民年金制度は基礎年金として老後の生活設計に重要な役割を果たしていますが、将来への不安から未納者が増加しています。高齢化が進む中、保険料を納付する世代の負担を圧迫しないよう、安定した国民年金制度を維持する必要があります。

生活困窮者やワーキングプアも増加しています。個々の実情を把握し、適切な自立のための支援が必要です。

福祉医療は、子ども、障害者、精神障害者、母子家庭等、高齢者の医療費の一部を助成している中、福祉医療費助成制度のより一層の充実が求められています。

急激な高齢化社会が進む中、高齢者医療制度は現役世代を含め社会全体で支え合うことが必要であり、医療サービスの向上が求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動が盛んである。 ●安定した国民健康保険制度がある。 	ボランティア活動に参加している		
	6.3%	12%	18%
	国民健康保険税収納率		
	92%	93%	94%
	国民健康保険税口座振替率		
	69%	72%	75%
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●相談できるところが充実している。 ●安心して生活ができる医療保険制度を実施するため、病気の予防や医療費の自己負担額を抑えている。 	福祉相談体制の充実度		
	・・・%	・・・%	・・・%
	国民健康保険特定健康診査実施率		
	35%	80%	80%

●施策の内容

(1) 地域福祉の推進

- ① 地域見守り支援体制の整備・充実を図ります。
- ② 福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- ③ 福祉教育の充実と人材の育成をしていきます。
- ④ 福祉都市基盤の充実を図ります。

(2) 国民健康保険・高齢者医療・国民年金の適正運営

- ① 国保税の負担の公平化を図り、安定した国保事業の財政運営を図ります。
- ② 国保税の収納率の向上を図ります。
- ③ 高齢者医療は、安定的な老後を送ってもらうため、制度の周知はもとより円滑な運営を図ります。

- ④ 無年金者の防止に向けて、制度の周知と相談業務の充実を図ります。

(3) 低所得者への自立支援

- ① 就労可能な保護者への就労支援を実施し、早期の自立を目指します。

(4) 福祉医療の充実

- ① 福祉医療費助成制度により、国・県への働きかけ及び、財政の許す範囲において、健康維持と経済的負担の削減をします。
- ② 広報誌、ホームページなどを活用し、福祉医療費助成制度への理解と認識を促し、適正な運営を図ります。

●協働のまちづくりの考え方

地域住民の積極的な参加を促すとともに、コミュニティを中心に、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員などとも連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、コミュニティの中で、その体制づくりを促進する。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚及び、地域福祉の担い手である意識を強くもち、同時に自らボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践する。	福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者の保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携を図る。	地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など関係各課との連携強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策を推進する。

6 消費者保護

●現状・課題

核家族化や社会構造の複雑化により、近年、訪問販売や通信販売、クレジットカード、インターネット、電子メールを利用した消費者被害の手口も巧妙かつ多様化してきており、それら被害を未然に防ぐため、これまで県、関係機関と連携してその被害防止に努めてきていますが、被害は未だ後を絶たず、被害拡大を防止するためのさらなる体制、対策づくりが必要となっています。

また、消費者の知識向上のため、消費者にそれら悪質な手口やその対処法の情報提供をし、そのような手口に遭った場合の相談体制や相談窓口の充実も必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が消費者被害に遭った時、その相談窓口が充実しており、迅速にそのトラブルに対処できます。 ●市民が消費者被害に遭わないよう、十分な情報提供がなされます。 	一週間の消費生活相談の時間数		
	6時間	12時間	12時間
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が消費者被害に遭わないような安全、安心に暮らせるまちです。 ●市民が消費者問題に関する十分な知識を持ちます。 ●消費者団体活動が盛んに行われます。 	2011年	2017年	2022年
	消費者被害件数		
	・・・件	・・・件	・・・件

●施策の内容

(1) 相談体制の充実

- ① 巧妙かつ多様化する消費者被害の手口に対処できる専門知識を有した相談員を配置し、市民からの被害相談に対応します。
- ② 相談事業のより一層の周知・PRに努める。

(2) 消費者への啓発

- ① 市民が消費者被害に遭わないよう、消費者トラブルに関する情報提供をします。
- ② 市民が消費者被害に遭ったときの相談体制や相談窓口の情報提供をします。
- ③ 啓発用品・グッズを作製、配布し、消費者被害の相談窓口等に関する情報提供をします。

(3) 消費者団体への支援

- ① 市民の先頭に立って消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援します。

●協働のまちづくりの考え方

消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援し、行政と協働で消費者被害の防止に努めます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
消費者被害に遭わないよう、その手口や対処法等の知識を習得します。	行政からの支援も受けながら、消費者問題に関する講演会や学習会等を開催し、市民の意識高揚を図りつつ、消費者問題等に取り組みます。	消費者問題や消費者教育に取り組む市民団体の活動を支援します。

基本目標5

安全とuringおいのある環境づくり

(自然環境・生活分野)

- 1 公園・緑地
- 2 自然環境
- 3 河川・海岸
- 4 地球環境
- 5 環境衛生
- 6 防災
- 7 防犯・交通安全
- 8 消防

1 公園・緑地

公園緑地課・環境保全課・都市計画課・土木課・総務課・教育庶務課・企画政策課

●現状・課題

公園や緑地は、身近でやすらぐことができ、良好な生活環境を形成する要素となります。当市には、三河湾国定公園にも指定されている三ヶ根山をはじめとする森林や市東部地区の里山など、地域特有の景観を形成する重要な緑地が多くあります。

一方で、市街地においては、土地区画整理事業で創出された公園等を主に整備してまいりましたが、公園・緑地が十分に整備されているとは言えず、緑も必ずしも豊富ではありません。さらに、地震等での一時避難場所としての公園緑地整備の要望の高まりもあります。このため、公園・緑地整備はもちろん、親水空間の確保や民有地を含

めた緑化を促すことなどの環境整備が課題となっており、公共用地の緑化、公園や緑地、親水公園の整備を推進し、魅力的でうるおいのあるまちづくりを進めていくことが求められています。

また、行政への市民の参画や市民と行政との協働の重要性の高まり、個人ニーズ、価値観の多様化等もあり、今後は計画段階から施設維持管理までを協働していくことが必要となります。当市においては、ボランティア活動等に取り組む人や社会貢献活動を行う企業、団体は多いものの、まだまだ公園緑地等に対するボランティア等は少なく、計画時より、愛護意識の啓発や協力依頼等を行っていく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2017年	2022年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●市街地にも公園や緑地が十分に整っています。 ●西尾市緑化推進条例による保存樹木の指定や西尾の名木の指定により、重要な樹木が保全されています。 ●民有地緑化が推進されるよう、補助制度が拡充されています。 	公園・緑地配置箇所数					
	54 箇所	60 箇所	63 箇所			
	西尾市は公園・緑地が充実していると思う市民割合					
	..%	..%	..%			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2017年	2022年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●公園や緑地整備により、一時避難場所としても確保でき、心やすらぐ快適な生活を送ることができます。 ●公園等の整備計画に地域住民の意見が十分に取入れられることにより、愛着がわき、協働して維持管理することができます。 ●民有地緑化により、個人レベルの温暖化対策、省エネをし、うるおいのある生活を送ることができます。 	市民協働による公園管理箇所数					
	8 箇所	13 箇所	18 箇所			
	公園・緑地の維持管理に参加している市民割合					
	..%	..%	..%			

●施策の内容

(1) 公園の整備

- ① 新西尾市としての緑化施策の指針となる計画を策定し、計画的な整備を図ります。
- ② 親子で楽しめる公園事業の推進や、市街地の面整備が未施行な区域で、土地区画整理事業等の推進により公園・緑地を創出し、計画的な整備を図ります。
- ③ 土地改良事業等で創出される農業レクリエーションの拠点となる農村公園の整備を図ります。
- ④ 市街地内の遊休地等で買収が難しい場合、借地公園として積極的に活用し、未整備地区の解消を図ります。
- ⑤ 公園等の整備計画策定に市民参画を図ります。

(2) 公園の維持管理と利用促進

- ① 公園等の維持管理等に市民協働を図ります。
- ② 既存公園等の施設整備改善を実施し、魅力ある公園として利用度の高い公園化を図ります。
- ③ 防災施設を整備した公園づくりを推進します。
- ④ 公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、既存の公園はバリアフリー化を進めます。

- ⑤ 公園施設の改築・更新は、「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理を図ります。
- ⑥ 市民をはじめ多くの人に親しまれる「愛知こども国」については、県や地元と連携して利用促進を図ります。

(3) 緑地の保全及び緑化の推進

- ① 公共施設・公共空間において率先して屋上や敷地の緑化を推進するとともに、まちに適した街路樹を選定して、緑豊かな都市の形成を図ります。
- ② 補助制度を活用して民有地緑化の推進を図ります。
- ③ 自然公園法に基づき、三ヶ根山をはじめとする三河湾国定公園内の緑豊かな自然環境の保全に努めるとともに、優れた自然景観地としての利用促進を図ります。
- ④ 西尾市緑化推進条例による保存樹木の指定や西尾の名木の指定などにより、重要な樹木について保全に努めます。
- ⑤ 新西尾市の公園・緑地計画に際して、自然環境や歴史的風土の緑地保全を積極的に図ってまいります。

●協働のまちづくりの考え方

合併により、自然豊かなまちになりましたが、市街地では公園・緑地がまだ十分に整備されているとは言えません。これからの公園等の整備は整備計画策定時より市民参画を図り、市民ニーズを十分に取入れた計画とし、整備後の維持管理、緑地の保全にも市民、団体等との協働を目指します。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
公園等の整備計画策定時には、ワークショップ等に参画して利用者としての率直な意見を発信し、より良い公園づくりをします。また、民有地緑化では補助制度を活用して緑化の推進を図るよう努めます。 緑地保全や保存樹木、名木の保全に努めます。	ボランティア団体、愛護会、自治会など公園等の維持管理、緑地の保全を行政と協働して、実践するよう努めます。	良好な生活環境を形成するための公園・緑地整備を計画段階から市民参画で整備を推進し、維持管理等についても、市民協働となるよう努めます。 また、民有地緑化を推進するため、補助制度の拡充を図ります。

用語の解説

- ユニバーサルデザイン** 年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

2 自然環境

環境保全課・農林水産課・河川港湾課・
公園緑地課・学校教育課・文化振興課

●現状・課題

合併によって広がった市域には、海、川、山の多様で豊かな自然環境があります。全国有数の干潟である一色干潟や矢作川の河口域をはじめとする三河湾の沿岸海域は、多様な生物が生息しており、良好な漁場であると同時に全国屈指の野鳥の飛来地となっています。干潟には高い水質浄化能力があり、環境を保全していく上で非常に価値あるものとして重要視されています。しかし一方で、閉鎖性水域の三河湾は、都市化に伴う生活排水などの影響で富栄養化が進行し、赤潮やにが潮が発生する海域となっており、その浄化が大きな課題となっています。

三ヶ根山をはじめとする森林や市東部地区の里山は、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域です。しかし、生活様式の変化や高齢化な

どにより人為の働きかけが減少し、竹林化による荒廃や里山特有の動植物の衰退など生物多様性の劣化が進行しており、保全・再生が急務となっています。そのため、市民との連携による里山保全や森林保全、生物保護を進める仕組みをつくるとともに野生動植物が生息できる環境の整備が必要です。

本市の豊かな自然環境は、現在を生きる我々だけのものではなく、将来の世代にもしっかりと継承していく責務があります。愛知県においても、平成 22 年(2010 年)に生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が開催され、自然環境の保全・再生など環境への意識や関心が高まっています。行政の取り組みだけでなく、市民や事業者が一体となって、それぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011 年	2017 年	2022 年	2017 年	2022 年	2022 年
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が自然とふれあいの場や機会が多数あり、その内容も多岐にわたり充実しています。 ●海・川・山の豊かな自然環境が保たれています。 ●生物多様性が適切に保たれています。 	いきものふれあいの里自然観察会など開催回数					
	33 回	40 回	45 回			
	三河湾の水質状況（西尾沖 6 地点 COD 平均値）					
	3.4mg/l	2mg/l	2mg/l			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
	2011 年	2017 年	2022 年	2017 年	2022 年	2022 年
<ul style="list-style-type: none"> ●市民や各種団体等により、自然環境の保全のため様々な環境活動が行われています。 ●市民や各種団体等により、自然観察会などの様々な環境イベントが行われています。 	いきものふれあいの里利用者数					
	12,500 人	14,300 人	15,800 人			

用語の解説

- 里山** 原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林で、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域。
- ビオトープ** 野生生物を意味する Bios と場所を意味する Topos を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的に結びついた生物群、すなわち生物社会の生息空間を意味する。

●施策の内容

(1) 海や川、山の保全と適正管理

- ① 里山所有者をはじめとする市民や地域との協働により、間伐や竹林整備など、里山の保全を進めます。また、里山の機能や役割について、啓発を行い、市民の里山に対する関心や意識を高めます。
- ② 森林の持つ治山・治水機能を活かすために、市民と協働で森林の保全を図ります。
- ③ 海や川、山などの清掃を行う市民のボランティア活動を、市民、事業者と連携して支援します。
- ④ 市民が主体となり干潟や里山などを保全する仕組みを検討します。

(2) 自然とふれあう機会の創出

- ① いきものふれあいの里を中心に自然観察会や体験学習会などを開催し、自然とふれあう機会を提供します。



●ネイチャーセンター（いきものふれあいの里）

- ② 市街地内の身近な寺社林や公園、緑地の緑、小川や水田などを再発見し、環境教育や人々の憩いの場として保全・利用を進めます。
- ③ 学校のビオトープなど既存施設の活用により、生物にふれあう機会をつくり、環境教育を推進します。また、市民や各種団体等の協力により干潟観察会や水生生物調査をはじめとする環境講座などを開催して、市民の環境への意識や関心を高めます。
- ④ 身近な海や山、川で人々が集うことができ、誰もが気軽に自然にふれることができる場の創出を図ります。

(3) 動植物との共生

- ① 地域と協力して動植物保護を進めることで自然環境を守り、生物多様性の保全に努めます。
- ② 外来生物による在来生物や生態系への影響を防止・軽減するため、「外来生物法」に基づき、ペットなど外来生物の適切な取り扱い方法を市民に周知するように努めます。
- ③ 県や市の天然記念物に指定されている貴重な生物を、生育上重要な地域の保全などを通じて、守り続けるように努めます。
- ④ 河川や海岸などの水辺を整備する際には、動植物の良好な生息・生育環境を改変しないように努めるなど、自然環境に配慮します。

●協働のまちづくりの考え方

本市の豊かな自然環境を保全するため、既存のクリーン作戦や里山保全活動などが充実するように、引き続き支援するとともに、市民や事業者などとの協働により自然観察会や生物調査をはじめとする環境講座を開催し、自然とふれあう機会を創出することで、市民の環境への認識や環境保全意識の向上を図ります。また、市民が主体となり海や川、山などを保全する仕組みを検討します。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
市民向けの環境講座や自然環境保全のためのボランティア活動に積極的に参加するとともに、自らも生活排水の浄化に努めるなど環境に配慮して生活します。 また、野生の動植物をむやみに採取しないなど動植物の保護管理に協力し、外来種や園芸種、ペットなどを自然の中に移入しません。	地域で行う自然環境保全活動に事業者として積極的に参加・協力するとともに、自らも事業系排水の浄化に努めるなど環境に配慮した事業活動を行います。	広報紙やホームページを使ったPRをはじめ、環境保全活動を支援するとともに、市民主体の自然とふれあう機会の創出や環境保全活動が市民主体となる仕組みづくりを検討します。

●現状・課題

本市の河川は、国土交通省直轄の一級河川矢作川をはじめ、一級河川が6河川、二級河川が6河川及び準用河川が12河川、普通河川が63河川と多くの河川があります。近年は、都市化が進み保水能力が低下したことに加え、流下能力を上回る集中豪雨も多く発生し、浸水区域が拡大しており、早急な河川改修が必要となっていますが、膨大な費用が必要なため、計画どおりに整備が進まない状況にあります。また、失われつつある水辺の自然を回復し、生物の生息環境を整えるとともに、地域の人々が河川と親しむことができるような河川環境の整備が望まれています。

本市は、三河湾最大の離島である佐久島を有し、海岸線は61.8Kmに及びます。海岸堤防は、昭和28年の13号台風及び昭和34年の伊勢湾台風で甚大な被害を受け、順次復旧しましたが、築造後およそ50年が経過し、老朽化等により機能低下が顕著になっています。また、東海地震の

地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災推進地域に指定され、海拔0メートル地域など地盤の低い地域が多いことから、海岸堤防が津波、高潮災害から市民の生命・財産を守る最重要施設であり、市民が安心して快適に暮らせるような耐震性と、親水性を兼ね備えた海岸堤防の早急な改修が望まれています。

重要港湾「衣浦港（西尾地区）」と地方港湾「東幡豆港」及び「吉田港」は、地場産業の振興と活性化に重要な役割を担う港ですが、近年、地震・津波への不安が大きくなり、衣浦港の西尾地区に災害に強い埠頭などの港湾施設の整備を検討し、災害時の海上輸送基地として確保を図り、一方では水辺の魅力ある生活空間への要望が高まっていることから、アメニティー性に優れた親水空間の形成が要請され、人がたくさん集まることができるような安全な港と一体化した親水空間を創設する港湾建設が望まれています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値		目標値	
	2011年	2017年	2017年	2022年
●水害のない安心・安全で親しみのある河川環境が整っています。	矢作川左岸堤防リフレッシュ事業整備率			
	63.0%	100%		
	二の沢川水辺プラザ事業整備率			
●河川や海岸堤防の強化や防潮樋門等の計画的な河川、海岸の防災対策をしています。	76.0%	100%		
	河川防災ステーション整備事業			
	0%	100%		
●衣浦港西尾埠頭の耐震岸壁は災害時における物資の海上輸送基地として確保されています。	寺津漁港防潮扉整備事業			
	0%	100%		
	めざす姿 ～市民の暮らし～		目標値	
2011年	2017年	2017年	2022年	
●川を大切にしている意識が、市民の間に広まっています。	川と海のクリーン大作戦			
	3,100人	3,500人		4,000人

● 施策の内容

(1) 河川の改修・整備

- ① 矢作川の堤防改修、補強と矢作古川との分岐点における分派施設及び防災ステーションの建設を国に働きかけます。
- ② 広田川をはじめとする愛知県が管理する河川について、自然環境にも配慮した治水・浸水対策のための河川改修を県に働きかけます。
- ③ 矢作川左岸堤防リフレッシュ事業によりバイパス道路の整備をします。
- ④ 愛知県が行う二の沢川の河川整備にあわせ水辺プラザの整備をします。
- ⑤ 津波対策が重要度を増したことから、河川堤防の液状化対策など施設の耐震改修や整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを図ります。

(2) 海岸・港の整備と活用

- ① 海岸線が増大し、津波高潮対策が重要度を増したことから、海岸堤防の液状化対策などの耐震改修や施設整備を県と連携して推進し、災害に強いまちづくりを図ります。
- ② 衣浦港における港湾区域を拡大させ、西尾地区に災害に強い埠頭などの港湾施設の整備を検討し、災害時の海上輸送基地の確保を図ります。
- ③ 寺津漁港海岸は、高潮や津波被害対策として、防潮扉が設置されているが、老朽化した既設木製角落し式防潮扉を鋼製スライド式防潮扉に変更し改善を図ります。
- ④ 漁港施設の機能を強化するため、計画的にメンテナンス及び改修を行い、施設の長寿命化を図ります。



●協働のまちづくりの考え方

河川環境整備においては、多自然型護岸、親水性護岸など潤いのある環境の創出と景観の形成及び生態系の保全と回復に努め、市民と協働して自然環境を保護し、多自然川づくり、干潟の保全を図ります。

漁港は浅海漁業の基地として機能を維持するための施設整備を進めるとともに、漁船とプレジャーボートが共存するフィッシャリーナとしての利用を進めます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<p>矢作川流域のクリーン作戦など、河川環境美化対策を行政と協働して進め、生態系の保全を進めます。二の沢川水辺プラザ事業における修景施設の整備にあたっては市民参画によるグラウンドワークに参加します。</p> <p>海岸沿いに漂着するごみの回収を継続的に実施し、海岸や河川の清掃美化活動を進めます。</p>	<p>ボランティア団体、自治会などの活動を通じてクリーン作戦など、河川や海岸の環境美化対策を行政と協働して進め、生態系の保全を進めます。</p> <p>寺津漁港の漁業者と、プレジャーボート利用者が共存するフィッシャリーナとしての利用を継続します。</p> <p>漁業協同組合は、漁港や海岸沿いに漂着するごみの回収を継続的に実施し、漁港や海岸の清掃美化活動を進めます。</p>	<p>矢作川の堤防の改修・補強と矢作古川との分岐点における分派堰及び防災ステーションの建設を国に働きかけます。</p> <p>広田川、矢作古川、須美川、北浜川、二の沢川、朝鮮川の河川改修を県に働きかけます。</p> <p>矢作川左岸堤防リフレッシュ事業によりバイパス道路の整備を進めます。</p> <p>海岸堤防の整備と耐震補強、高潮・越波対策及び液状化対策を県と連携して継続的に進めます。</p> <p>衣浦港港湾計画を見直し、西尾地区に災害に強い埠頭などの港湾施設の整備を県に働きかけます。</p>

用語の解説

- 一級河川** 一級河川とは、国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したものとこと。
- 二級河川** 二級河川とは、一級河川として指定された水系以外の水系で都道府県知事が指定したものとこと。
- 準用河川** 準用河川とは、一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものとこと。
- 普通河川** 河川法に基づく指定を受けない河川（公共の水流、水面）。
- アメニティー** 環境などの快適さ。楽に暮らすために必要なものが整い、整備されていること。特に都市計画で、建物・風景などの快適性にいう。
- 多自然型護岸** 自然景観や多様な生態系が保全または創られるように配慮した護岸のこと。
- 親水性護岸** 人が水辺で安全に遊ぶことができるように配慮した護岸のこと。
- フィッシャリーナ** 魚（Fish）と競技場（Arena）を合わせた造語で、漁港区域にプレジャーボートを分離して収容する施設で機能はマリーナと同じ。
- グラウンドワーク** 地域住民、行政、企業の三者が協力して地域の専門組織を作り、自ら汗を流して地域の環境を改善していく活動のこと。



4 地球環境

環境保全課・企業誘致課・土木課・都市計画課・建築課・
ごみ減量課・環境業務課・学校教育課・人事課・総務課

●現状・課題

今日の環境問題は、地球温暖化をはじめ地球規模で深刻化しています。平成 19 年(2007 年)に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告によれば、地球温暖化の原因は人間活動による温室効果ガスの排出であるとほぼ断定されており、現在のペースで排出し続けた場合、今世紀末には世界の平均気温が 4℃前後上昇すると予測しています。これにより、海面の上昇、異常気象、農作物への悪影響、生態系への悪影響、健康被害など危機的な状況が想定されています。国際的には、ポスト京都議定書となる新たな枠組みづくりが議論されており、地球温暖化対策は世界共通の課題となっています。

本市では、地球温暖化防止と市民の環境意識の

高揚を図るため、太陽光発電装置の設置や低公害車の購入への補助などを行い温室効果ガスの削減を進めてきました。また、平成 23 年(2011 年)3月に発生した東日本大震災は、福島原子力発電所に大きな被害を及ぼし、エネルギー政策そのものに大きな議論を提起するなど、市民の自然エネルギーへの関心を高める一つのきっかけとなりました。

しかし、環境問題は、私たち自身が当事者でありながら、原因や取り組みの効果がわかりづらく、改善への行動につながりにくいという側面があります。環境問題の解決には、行政、事業者、市民が協働により、市民一人ひとりがわかりやすく取り組みやすい形で、循環型社会・低炭素社会の構築をめざしていくことが求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	目標値		
	現状値 2011 年	2017 年	2022 年
●太陽光をはじめとする新たなエネルギーが普及しています。	太陽光発電の普及		
	2,300 件	4,000 件	5,200 件
●電気自動車などの低公害車が普及しています。			
めざす姿 ～市民の暮らし～	目標値		
	現状値 2011 年	2017 年	2022 年
●市民、事業者、民間団体と市のそれぞれが省エネ、省資源に取り組み市民一人ひとりが環境にやさしい生活をしています。	環境家計簿参加世帯数		
	0 世帯	180 世帯	330 世帯

用語の解説

- エコクッキング** 地球に暮らす一人ひとりが環境のことを考えて「買い物」、「料理」、「片づけ」をすることで、キッチンからできる地球環境を大切にしようとするもの。
- 緑のカーテン** つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンで、熱エネルギーの遮断効果や日差しを和らげるとともに室温の上昇を抑え、省エネ効果が期待できる。
- クールビズ・ウォームビズ** クールビズとは、夏場の衣服を軽装にすることにより冷房の設定温度を高くして電気などの消費を抑え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減しようとするもの。ウォームビズとは、厚着をすることにより暖房設定温度を低くして電気などの消費を抑え、二酸化炭素排出量削減を目指そうとするもの。
- 環境家計簿** 日常生活で、どの程度の負荷を地球環境に与えているのかを計る方法のひとつとして、家庭で使用する電気、ガス、水道などの使用量やごみの排出量を記録し、CO₂の量に換算することにより、家庭からどれだけCO₂が発生しているかをわかるようにするもの。
- 温室効果ガス** 二酸化炭素に代表される地球に温室効果をもたらすガスで、他にメタン、フロンなどがある。
- 新たなエネルギー** 従来から使用してきた石油・石炭など化石燃料以外の新しいエネルギー源。「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態（燃料電池等）」の二つに分類される。

●施策の内容

(1) 新たなエネルギーの利用促進

- ① 住宅用太陽光発電装置の設置補助による家庭への太陽光発電装置の普及を図ること等により、新たなエネルギーの利用促進に努めます。
- ② 家庭用燃料電池やスマートハウスなど新たなエネルギーや技術の普及を進めるため、国の補助金制度等の情報提供に努めます。
- ③ 大規模ソーラー発電や風力発電施設の立地をはじめ新たなエネルギーの利用を周辺環境への影響を見極めながら推進します。
- ④ 公共施設の整備に際しては、リサイクル材料の使用を推進するとともに、太陽光発電施設の設置など新たなエネルギーの導入を検討します。

(2) 市民による環境活動の推進

- ① 市民の環境に対する意識を高めるため、市民と連携してイベントなどを開催し、環境意識への啓発を図ります。
- ② 市民の環境保全へのきっかけづくりと、地域の人材育成のために、市民とともに「にしお市民環境大学講座」を開催します。

- ③ 小中学校において総合的な学習の時間を軸に、地域特性を生かした環境教育推進に努めます。
- ④ 市民による環境活動に対して、情報提供や活動の場の提供などの支援をするとともに、環境活動団体や環境に興味のある市民や事業者などの相互連携とネットワーク化を図ります。

(3) 省エネ生活の推進

- ① 環境にやさしいライフスタイルのPRと環境保全のきっかけづくりのために、各種団体と連携して、市民環境大学講座でのエコクッキングをはじめとする環境講座の開催や環境家計簿の普及を図ります。
- ② 市は率先してクールビズ・ウォームビズに取り組むことなどにより、市民や事業者に対して普及啓発を図ります。
- ③ 夏の暑さを和らげる「緑のカーテン」の普及により省エネと温室効果ガスの排出抑制を推進します。
- ④ 電気自動車をはじめとする低公害車の購入補助による低公害車の普及促進により、省エネと温室効果ガスの排出抑制を推進します。

●協働のまちづくりの考え方

地球温暖化対策をはじめとする地球環境問題は社会共通の課題と認識し、地球環境にやさしい循環型社会・低炭素社会を目指して、市民、事業者、市が協働によりそれぞれの立場で問題解決のための行動につなげることが大切です。省エネルギー化や自然エネルギーをはじめとする新たなエネルギーの利用、環境活動への参加などの取り組みにより、地球環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めます。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
地球環境問題を学ぶとともに、省エネルギー化や新たなエネルギーの利用、環境活動への参加などにより、地球環境にやさしいライフスタイルへの転換に努めます。	省エネルギー化や新たなエネルギーの利用、環境活動への参加などにより、地域や事業活動の中で環境に配慮した活動に努めます。	地球温暖化対策の必要性を意識してもらうための情報提供に努めるとともに、省エネルギー・省資源の普及啓発を図ります。自然エネルギーをはじめとする、新たなエネルギーの利用促進に努めます。

用語の解説

- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)** 1998年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) が共同で設立した機関で、各国を代表する気候変動分野の専門家が参加。「気候変動の現状と将来予測」「影響」「対策」の三つの作業部会からなり、気候変動の科学的知見の収集と整理を継続的に行っている。

5 環境衛生

ごみ減量課・環境業務課・環境
保全課・企業誘致課・建築課

●現状・課題

燃えるごみや燃えないごみとして排出されるごみの中には、分別すれば資源として再利用できる雑紙等が多く含まれています。市民一人ひとりが「分ければ資源・まぜればごみ」と意識して分別すれば、処理しなければならないごみの量が大幅に減少し、最終処分場の延命とごみ処理費の軽減にもつながります。

クリーンセンターは平成12年(2000年)に完成しており、耐用年数を25年とすると平成37年(2025年)には建て替えを要します。また、現状では剪定枝等の草木類の搬入が多く、粗大ごみ切断機の処理能力を超えており、混雑する要因となっています。クリーンセンターの建て替えには用地選定や環境調査をはじめ長期の時間と多額の費用が必要となります。国の技術的助言により

新たに施設を建設する際には300トン以上の施設の建設が求められるとともに、ダイオキシン類の対策や余熱利用の推進も求められています。第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画には西尾市と岡崎市との広域化が盛り込まれています。クリーンセンターの建て替えについては、広域化を含めて検討をしていく必要があります。

公害は、事業者や行政の取り組みにより減少しているものの、大気汚染、悪臭、騒音、振動や水質の悪化などの公害苦情は依然として無くなってはいません。特に住工混在地域における騒音や振動、畜産関係の悪臭、違法な野焼きに伴う煙などの問題解決は重要な課題であり、暮らしに身近な生活環境を保全するための公害対策等に取り組むことが常に求められています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●ごみのポイ捨てのないきれいな街をめざします。	市民一人一日当たりのごみ排出量		
	1,032g	926g	907g
●リサイクルの推進、ごみの減量・分別が進み、ごみを出さない社会をめざします。	リサイクル率		
	17%	23%	24%
●クリーンセンターへのごみの搬入がスムーズに行われ、ごみが適正に処理されています。			
●公害を未然に防止し、健康に暮らしていける住みやすい住環境が整っています。			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
●資源となるものは再利用する循環型社会を確立することができます。	処理しなければならない市民一人一日当たりのごみ量		
	875g	709g	683g
●ごみを出さないライフスタイルの確立することができます。			
●公害対策への取り組みにより、市民が安心して暮らすことができます。			

●施策の内容

(1) ごみの減量・資源化

- ① 市民・事業者・行政の三者が行うべき役割と行動を明確にし、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを推進します。
- ② 4Rを推進するためには、単にごみを分別するだけでなく、資源となるものの行き先をしっかりと理解した上で、ごみの分別ルールを徹底を図ります。
- ③ 資源循環型社会のしくみを実現するためには、市民一人ひとりの自主的かつ積極的な取り組みが不可欠で、子供から大人までごみを減量する意識を持つよう啓発活動を推進します。

(2) ごみの適正処理

- ① クリーンセンターの建て替えを広域化計画に則って検討していきます。
- ② クリーンセンターに排出される不用品で再利用できるものは、整備・調整してリサイクルプラザにて市民に提供します。

- ③ 剪定枝リサイクルを推進するために回収方法や処理方法、販売方法を検討します。

(3) 最終処分場の適正管理と跡地の活用

- ① 最終処分場の適正な管理に努めるとともに、延命化を図ります。
- ② 貝吹最終処分場の跡地活用を検討します。

(4) 公害対策の推進

- ① 大気、水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行います。
- ② 工業団地等に進出する企業と公害防止協定を締結し、公害の発生を未然に防止します。また、工場建設時には建築開発事業指導要綱に基づき事前指導を行います。既存の工場についても立入調査を行い、公害を防止します。
- ③ 市民から寄せられる公害苦情の解決と苦情を減らすための啓発に努めます。

●協働のまちづくりの考え方

リサイクルの推進、ごみの減量・分別を進め、ごみを出さない社会を構築していきます。

事業者の協力の下で、公害防止協定の締結や建築開発事業指導要綱に基づく工場建設の事前指導などにより、公害の発生を防止します。また、市民と連携して環境の調査・監視を行います。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
ごみの減量・分別を進めて家庭から出るごみの減量に努め、ごみを出さないライフスタイルが定着するよう市民一人ひとりが取り組みます。 公害が起きないように監視し、万一公害を発見したときは速やかに市へ通報します。	事業活動に伴うごみの減量化に努めるとともに廃棄する割合の少ない商品の製造、販売を進めます。 公害関係法令を遵守し、公害の発生を未然に防止するとともに、万一、公害が発生した場合は速やかにその対策を行います。	ごみの減量・資源化を進め、クリーンセンターへの搬入量の減少を図るとともに、老朽化した施設の建て替え計画を進めていきます。 大気、水質、騒音、振動などの環境調査・監視を行うとともに、公害苦情の速やかな解決に努めます。

用語の解説

- 処理しなければならない市民一人一日当たりのごみ量** 家庭や事業所から排出される燃えるごみ・燃えないごみ・資源物のうち最終的にクリーンセンターで焼却処分又は最終処分場で埋め立てるごみの量を人口で除し一日当たりに換算した数値。
- リフューズ(断る)** 買い物の時はマイバック(袋・かごなど)を持参してレジ袋をもらわないようにするなどごみの発生を抑制すること。つまり、ごみとなるものを家庭に持ち込まないという考え方。
- リデュース(減らす)** 必要なものを、必要な量だけ買うことや詰め替え商品を買うなど将来ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていくという考え方。
- リユース(繰り返し使う)** ものをすぐに捨てないで、修理などをして繰り返し使うようにするなどものの寿命を最大限生かすという考え方。
- リサイクル(資源として再利用する)** 資源になるものは、きちんと分別ルールに従って排出するなどリユースできないで、どうしても不要物となる場合には、資源として再利用するという考え方。

6 防災

防災課・建築課・土木課

●現状・課題

予測される東海地震等の大規模地震に対して70年近く地震災害に見舞われていない本市は、当時のことを知っている方も少なくなり、市民の防災意識は東日本大震災以降、高まってきましたがその備えは十分ではありません。

また、合併により増大した沿岸部・離島を抱え、津波の襲来も危惧されています。

市内には住宅密集地・狭あい道路に面して老朽化した耐震性が乏しい木造住宅が多く、地震時には倒壊により、隣地や避難に必要な道路にまで被害を与える恐れがあります。

さらに近年では、地球温暖化の影響から台風やゲリラ豪雨が頻繁に発生してきており、沿岸部での高潮や山間部での土砂災害などの風水害も顕著となっています。

このような状況で、市民の生命・財産を守るために、従来から行ってきた地震防災対策・風水害対策の充実に加え、災害時要援護者支援、市・自主防災会・ボランティア等の連携強化、総合防災訓練の見直しや東日本大震災を踏まえた、津波対策等の課題解決に向けた取組みが急務となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	目標値		
	現状値 2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●防災知識を身につけたリーダーが自主防災会の中心となって会員の救命講習・防災訓練等を指導する体制ができています。 ●各自主防災会には資機材や資機材庫が一定水準以上配備され、発災時の応急対策活動ができるようになっています。 ●想定に惑わされず、最善を尽くして、率先して避難する体制になっています。 ●災害時の避難や緊急車両の通行に安全な道路が整備されています。 	単位自主防災組織の訓練実施率の向上		
	38.5%	50%	90%
	校区自主防災会連絡協議会訓練実施率の向上		
	72.0%	95%	100%
	狭あい道路の整備		
	50件	60件	70件
めざす姿 ～市民の暮らし～	目標値		
	現状値 2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●住民自ら家具固定やガラス飛散防止などの生活に身近なことから防災対策が行われるようになっています。 ●自主防災会が地域内の災害時要援護者について全て把握し、災害時には近所の方が駆けつける体制や避難先ができています。 ●地域住民の防災意識が高まり、標高表示板・避難誘導看板・ハザードマップ等による避難場所、避難ルートの確保がされています。 	家具固定等の災害対策を行っている世帯割合		
	..%	..%	..%
	災害時要援護者登録割合		
	56%	80%	100%
	地域の標高や災害ごとの避難所等を把握している市民割合		
	..%	..%	..%

用語の解説

- 狭あい道路 幅員4m未満の道路（災害時の避難や緊急車両の通行に困難）
- 災害時協力井戸 災害時に水道施設が被災し、断水した場合に平常時から地域で活用できる井戸を探しておき、協力体制を作っておくこと。

●施策の内容

(1) 防災意識の高揚

- ① 市職員に対し図上訓練・避難所運営等の防災教育を実施し、行動マニュアル等を整備し、災害対応力の向上を図ります。
- ② 自主防災会、ボランティア、学校等との協働を通じ市民の防災意識の更なる向上を図ります。
- ③ 東海地震等大規模な地震が発生する可能性を現実的なデータ、事例で紹介する等、市民に危機意識を持っていただくよう啓発します。

(2) 地域防災力の強化

- ① 水(警)防団、消防団、ボランティア団体等との連携を強化し、連絡体制の構築を進めます。
- ② 地域の防災活動や災害時の救護・避難活動の中心となる防災リーダーの育成を図ります。
- ③ 自主防災会の訓練運営費、資機材購入等へ支援する体制を整え、より実践的な防災訓練を実施して自主防災会活動の活性化を図ります。
- ④ 断水時の配水方法について水道部と共同して確保に努め、また、災害時協力井戸を広く募集し、災害時の生活用水等の確保に努めます。

(3) 災害時要援護者支援

- ① 災害時要援護者について、自主防災会等地域コミュニティと連携し、安否確認や避難支援等ができる体制作りを進めます。
- ② その他多種多様な災害時要援護者に応じた対策を各団体・担当課と協議して進めます。

(4) 災害発生時に備えた減災・復旧対策

- ① 二次被害を防ぐための応急危険度判定士を自治体・民間建築技術者より登録推進をします。
- ② 建築確認申請時に狭あい道路の道路後退及び後退部分の市への寄付採納により道路幅員を確保し、狭あい道路を解消します。
- ③ 防災教育で男女のニーズの違いを把握し、被災時の女性を考慮した避難所のレイアウトや相談窓口の設置等で女性の参画を図ります。
- ④ 間仕切・空調設備を始めとする避難所等の施設内の環境整備を図ります。
- ⑤ 物的人的支援を速やかに受けられるよう事業所や自治体間の災害応援協定を更に進めていきます。

●協働のまちづくりの考え方

今後、発生が予想される大地震や風水害などの被害を軽減していくためには、行政のみでは対応には限界があり、人々の救出や避難を迅速に行うには住民相互・自主防災組織・事業所等による助け合いが大切です。市民の災害への備えと危機意識を高め、自ら行動するよう促す、市民一人ひとりの「自助」、地域社会における「共助」、行政による「公助」の三つが連携した防災協働社会を形成していきます。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
市民一人一人が各種災害やその被害に対して関心を持ち、耐震補強や家具固定、備蓄食料の確保などの災害対策、災害時要援護者の登録を行う「自助」、電気・水道等ライフラインの切断や広範囲の被害による消防・警察などの救助活動がすぐにはできない場合、自主防災組織等で救出・救護、消火作業、避難所の運営を行ったり、平時の訓練等の参加、地域での資機材の備蓄、災害時要援護者への支援体制など近隣住民みんなで助け合う「共助」を行います。	事業者は防災責任者を定め、従業員に対する防災研修や訓練を行い、緊急時における事業継続のための事業継続計画(BCP)を作成し、災害後できるだけ早い事業の再開を目指します。 事業者の有する専門的資機材・スキルなどを地域社会の一員として自主防災組織や市が行う災害応急対策に協力します。 各防災ボランティア団体は自主防災組織からの要望に答え、訓練の支援やアドバイス、災害時には共同してボランティアセンターの運営を行います。	市役所を始め、警察・消防・県・国といった行政機関とライフライン各社の公共企業などで応急対策活動である「公助」を行い、各機関とも、災害の発生からできるだけ早く、すべての能力を応急対策活動にあてられるよう、備えていきます。 市は、地域住民の安全に対する第一義的な責任を有する公的機関としての災害対策を実施するとともに、自主防災組織や各家庭に向け災害対応を促すなど、“公助”と“自助・共助”の連携等広範囲な役割を担います。

7 防犯・交通安全

交通対策課・土木課

●現状・課題

都市化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域社会の連帯意識が薄れ、子どもや高齢者を巻き込んだ事件や身近な生活の場での犯罪の発生につながる要因が増加している状況にあります。西尾署管内における犯罪発生件数はピーク時の3,360件/年に比べ現在は7割弱となっていますが、さらなる犯罪減少に努める必要があります。防犯活動に関しては、これまで防犯灯の設置補助をはじめ、青色回転灯によるパトロールや市民ボランティア等における活動の支援に努めてきたところですが、新たに制定された安全なまちづくり条例の目的のもと、市民・事業者・行政が連携し、今後も警察等関係機関との連携を強化するとともに、地域における取り組みや防犯

意識の高揚を図ることが重要となっています。

交通安全については、車社会の進展による道路交通の過密化や交通事故の多発が大きな社会問題になっており、交通ルールの遵守やマナーの更なる向上が求められています。また、子どもや高齢者が関わった交通事故が大きな課題となっています。本市においては、交通安全思想の普及を進めてきたところですが、交通事故のない安全かつ快適な交通社会の実現に向け、市民一人ひとりの交通ルールを守る意識の向上を図ることが重要であり、参加・実践型の交通安全教育や地域住民と連携した交通安全活動の体制づくりを一層推進することが必要です。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯設置の充実など安全なまちづくり環境が整備されています。 ●地域住民によるパトロール活動により子ども等や地域の安全を守っています。 ●交通安全施設が充実し、子どもや高齢者が交通事故に遭いにくい環境が整備されています。 	犯罪発生件数		
	2,262件	2,100件	2,000件
	交通事故発生件数		
	5,404件	5,200件	5,000件
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●防犯や交通安全に対する高い意識を持って生活しています。 ●防犯対策や交通安全対策が充実して、安心に暮らしています。 	犯罪が少ない理由で西尾市に住み続けたいと思う市民の割合		
	14.9%	17.0%	20.0%

●施策の内容

(1) 防犯・交通安全意識の高揚

- ① 警察と連携して地域における防犯意識の高揚を図ります。
- ② 防犯啓発活動や防犯教室などにより防犯意識の向上に努めます。
- ③ 交通安全啓発活動や年齢に応じた交通安全教室などにより子どもや高齢者の交通安全意識の向上に努めます。

(2) 地域の安全性の強化

- ① ホームページ、回覧物等による犯罪及び防犯情報の提供をします。
- ② 健康志向の高まりにより増加している夜間ウォーキングを行う市民に対し交通事故対策を施します。
- ③ カーブミラー等の交通安全施設や立看板等の標示物を設置し、交通安全環境の整備を進めます。

(3) 地域の安全活動の推進

- ① 自主防犯団体活動を支援し、警察等と連携し地域の自主的な防犯活動を推進します。また、防犯灯の設置を推進して犯罪の抑止を図ります。
- ② ホームページ、回覧物による犯罪及び防犯情報の提供を行い、地域ボランティアの協力を得たパトロール活動など不審者対応の強化をして子どもや高齢者の犯罪被害防止を図ります。
- ③ 地域を主体とした交通安全総点検を行い、危険箇所の認知と対策を講じます。

(4) 犯罪被害者支援及び暴力追放運動の推進

- ① 警察等と連携し、暴力追放のための気運を盛り上げます。
- ② 犯罪被害者を支援するための体制を整備します。

●協働のまちづくりの考え方

防犯・交通安全は「自分の安全は自分で守る」ことを基本的な考えとし、高い意識を維持していくために、警察、市民、団体等で情報を共有し、また、力を合わせて活動を推進し、犯罪や交通事故のない安全で安心して生活できるまちづくりの実現を目指します。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
日常生活において犯罪や交通事故に遭わないよう安全確保に努めるとともに、市が行う施策に協力するように努めます。	犯罪や交通事故に対して必要な対応策を講じるとともに、市が行う施策に協力するように努めます。	防犯・交通安全情報を提供するとともに、活動に対しての支援など安全なまちづくりに向けた施策を行います。また、警察、市民、団体等と連携して防犯・交通安全意識の向上を図るための啓発活動を行います。

8 消防

消防総務課・消防署・予防課

●現状・課題

近年、災害の大規模化・多様化に加え、少子高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まり、国民保護法の制定に伴う武力攻撃事態などにおける消防の責務の明確化、NBC テロ災害の脅威に対する対応など、わが国の消防を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、このような情勢のなか、今後とも、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要があります。

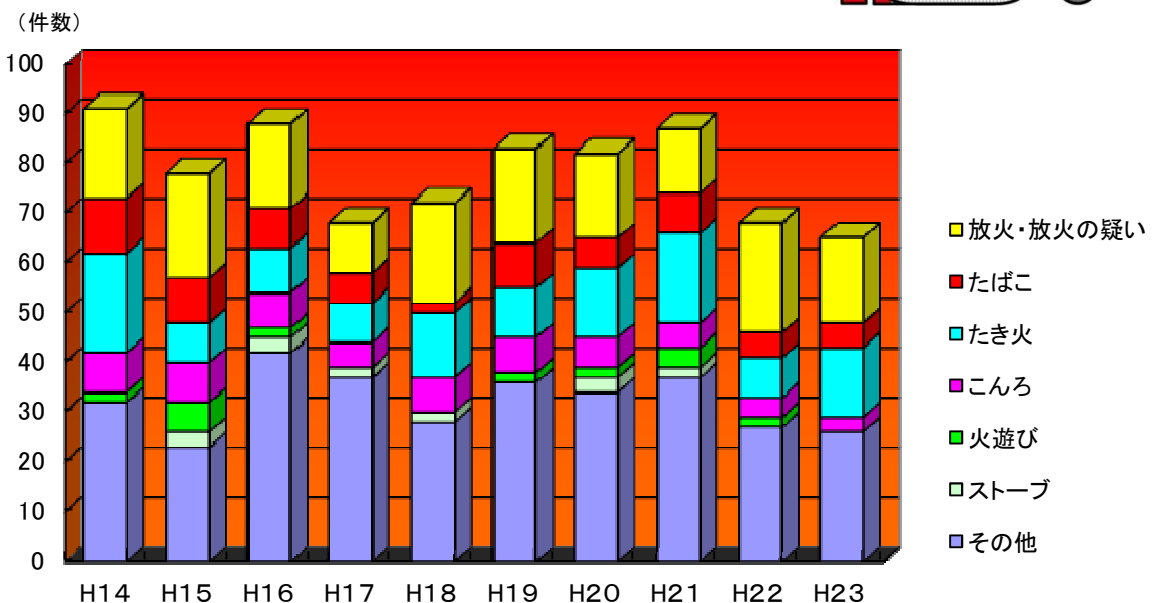
本市の消防力は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準として総務省消防庁が示す「消防力の整備指針・消防水利の基準」によると、消防水利数、消防ポンプ自動車数及び職員数などの項目が基準を満たしていない状態であり、今後、いかに

これらを効果的に充実させていくかが課題となっています。

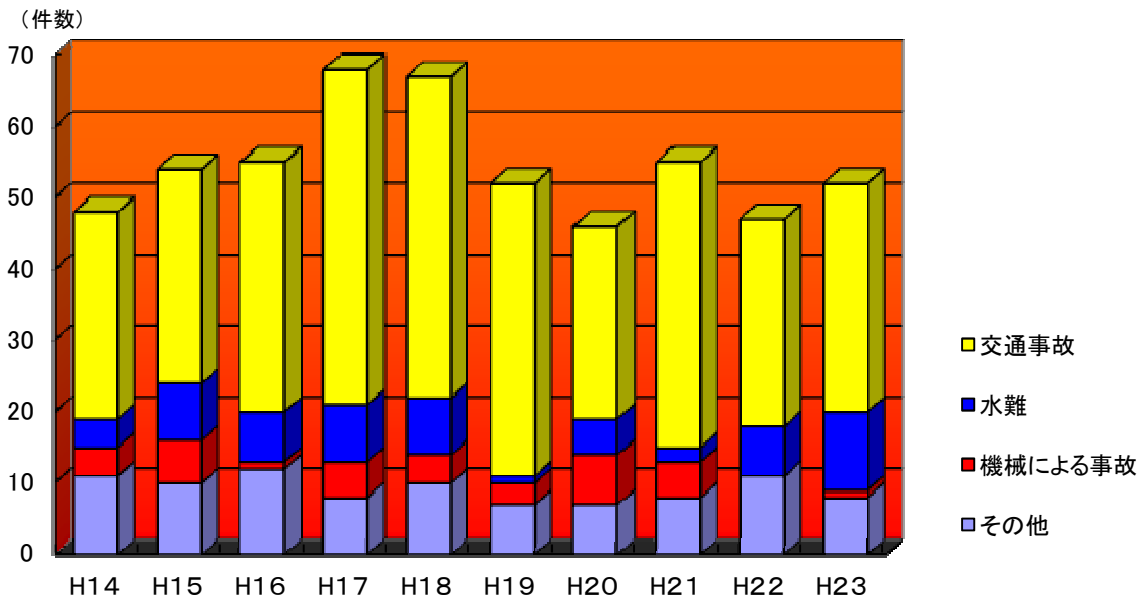
消防署所についても、合併により拡大した管轄区域に対し、最適な配置であるとは言い難く、今後さらなる広域化の推進動向をも視野に入れつつ、老朽化する施設の建替え時などの機会を捉え計画的に再配置していくことが必要です。

また、地震や風水害などの大規模な自然災害に対する備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図るとともに、非常備消防機関、さらには、自治会、コミュニティなどの住民組織及び事業所との連携を強化していくことが必要です。

●過去10年間の原因別出火件数



●過去10年間の事故別救助件数



●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2017年	2022年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●消火活動に必要な消防水利が整っています。 ●緊急時に消防車や救急車が迅速に駆けつけることができるよう施設及び体制が整っています。 ●消防署と非常備消防機関、住民との連携が図られ災害に対応する体制が整っています。 ●大規模災害に備えて市域を超えた相互応援体制が整っています。 	消防水利（消火栓）の設置数					
	1,692 栓	1,707 栓	1,722 栓			
	消防水利（防火水槽）の設置数					
	379 基	394 基	409 基			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
<ul style="list-style-type: none"> ●消防力が充実しているため、安全に暮らすことができます。 ●市民の防火意識が高く火災の発生が減少し安心して暮らすことができます。 ●市民の応急手当に関する知識・技術が養われ救命率が向上し安心して暮らすことができます。 	普通救命講習会の受講者数					
	9,318 人	22,000 人	32,000 人			
	住宅用火災警報器の普及率					
	64.4%	70.0%	80.0%			

● 施策の内容

(1) 消防力の強化

- ① 災害による被害を最小限に抑えるため、職員の知識、技術の向上や庁舎施設・車両・資機材・消防水利など消防用施設の整備充実、非常備消防機関の強化に努めるとともに、広域連携の推進により総合的な消防力の充実を図ります。
- ② 高機能消防指令センターの整備、消防救急無線デジタル化を進め、通信指令体制の充実強化を図ります。

(2) 救急救命体制の充実

- ① 救命率の向上を目的に、救急救命士の育成、救急技術の向上、救急車両・資機材の整備、医

療機関との連携強化など救急救命体制の充実を図るとともに、市民、事業所、各種団体などとの協働による応急手当体制の拡充に努めます。

(3) 火災予防対策の推進

- ① 火災を未然に防ぐため、また火災による被害を最小限に抑えるため、人命危険の高い防火対象物、危険物施設などの立入検査を行い、防火安全対策の推進を図るとともに、住宅用火災警報器の設置を促進するなど家庭における安全・安心の確保に努めます。
- ② 地域の防火意識の高揚を図るため火災予防の広報・啓発、民間防火組織の育成を図ります。

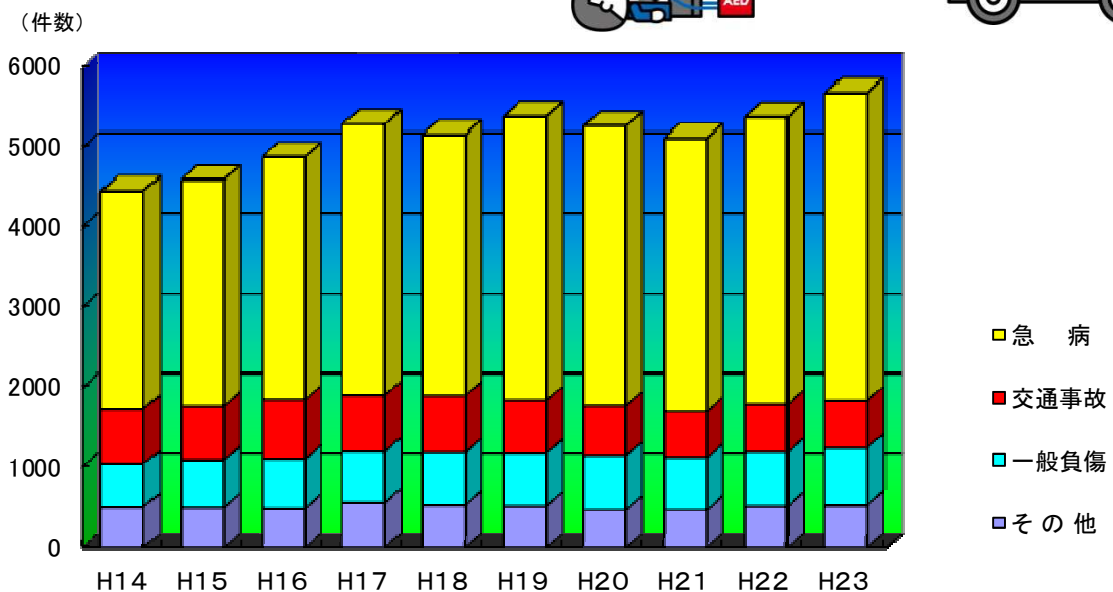
● 少年消防クラブ放水体験



● 立入検査



● 過去10年間の事故別救急件数



●緊急消防援助隊全国合同訓練



●消防団（放水訓練）



●救命講習会

（事業所の応急手当普及員による指導）



●協働のまちづくりの考え方

救命率の向上には、救急車が現場に着くまでの間、その場に居合わせた人による応急手当の実践が必要です。また、大規模な災害により、市内で多数の災害が同時発生した場合、被害を軽減するためには、その地域の人々の力が必要となります。救命率が高く、各種災害に強いまちを築くために、団体・事業所などが実施する各種訓練・講習会などの活動を支援し、市民と行政が連携して災害などに立ち向かえる体制を整えてまいります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
訓練、講習会などに参加して初期消火・応急手当の知識・技術などを修得し、地域の消防体制の一翼を担います。	訓練、講習会などを通して、地域住民に対し、初期消火及び応急手当の知識・技術などを指導します。また、災害発生時には地域に密着している特性を活かし、地域住民と連携して消火・救護活動などを行います。	自治会、コミュニティなどの住民組織及び事業所などに対し、消火、防火及び応急手当に関する正しい知識・技術の指導を行います。また、応急手当普及員などの指導者の養成にも努めます。

用語の解説

- NBCテロ災害 Nuclear/核兵器、Biological/生物兵器、Chemical/化学兵器を使用したテロによる災害。
- 緊急消防援助隊 消防庁に登録され、大規模災害時に県域をも越えて緊急出動する消防隊、救急隊などのこと。
- 非常備消防機関 消防団、水防団・警防団のこと。
- 消防水利 消火に必要な水利、例としては「消火栓、防火水槽、プール、河川、池、井戸」など。
- 高機能消防指令センター 災害通報の受信から、災害地点の特定、出動隊の編成及び指令、支援情報の提供、関係機関への連絡等を一元的に処理するシステム
- 消防救急無線デジタル化 無線を現行のアナログ方式からデジタル方式に移行すること。
- 応急手当普及員 事業所または各種組織などにおいて、構成員に対して行う普通救命講習（心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法など救命に必要な応急手当の指導）を開催することができる資格

基本目標6

市民と行政が共に考え、行動するまちづくり (市民・行政分野)

- 1 市民協働
- 2 情報共有
- 3 コミュニティ
- 4 行財政運営

1 市民協働

市民協働課・企画政策課

●現状・課題

市民の価値観の多様化や社会貢献意識の高まりなどによりNPO活動やボランティア活動が一層の広がりを見せており、行政への市民参画や市民と行政の協働によるまちづくりの意識が高まっています。

平成23年(2011年)度から「にしお市民活動センター(愛称:アクティにしお)」を設置し、地域で活躍するNPO、ボランティア、コミュニティ団体の活動を支援するための拠点施設としました。市内で公益的な活動を行っている団体やサークル活動を行っている団体の情報を分かりやすく紹介するため、「にしお市民活動情報サイト」を平成22年(2010年)度開設しました。また、市民の意見を広く行政に反映させるべくパ

ブリックコメント等を行っています。

さらに少子高齢化の進展や家族形態の変化に対応していくためには、男性と女性がともに責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。しかしながら、家庭や職場、地域、政治などの場面では、未だに性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習・慣行が存在しています。これらを解消するため、「西尾市男女共同参画プラン」にもとづき、施策を推進しています。今後、このような取り組みを市民に周知し、活動団体や参加者に対する支援を進めていくことが必要となります。

●めざす姿(生活像)と目標指標

めざす姿 ~まちの状態~	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●にしお市民活動センター(アクティにしお)が市民活動、ボランティア活動等の情報提供の場、相談窓口、活動交流の拠点として活発になっています。 ●にしお市民活動情報サイトが充実しています。 ●委員会、審議会等への女性の参画が拡大し、男女の意思が公平に市政に反映されています。 	にしお市民活動情報サイト登録団体数		
	92団体	200団体	300団体
	審議会等への女性の登用率		
	20%	30%	40%
	市民活動センター利用登録団体		
	107団体	200団体	250団体
めざす姿 ~市民の暮らし~	現状値	目標値	
	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動、ボランティア活動等が活発に行われています。 ●にしお市民活動情報サイトの充実により手軽に情報の共有化がされています。 ●男女が性別に関わりなく、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会になっています。 	地域活動やボランティア・NPO活動に参加したい		
	33.0%	50.0%	70.0%
	日常生活や社会において男女が平等であると感じる市民割合		

●施策の内容

(1) 市民活動・ボランティア活動の推進

- ① 市民活動団体のニーズと補助金効果を検討し適切な補助を行います。
- ② NPO・市民活動団体等の設立などの相談を行い、活動団体を支援します。
- ③ 市民活動・ボランティア団体等の情報発信の充実、市民参加の機会を支援します。

(2) 市民意見のまちづくりへの反映

- ① 市民との協働によるまちづくりを推進するため、市の基本的な政策の策定等を行ったときはパブリックコメントを実施します。
- ② 代表町内会長会議が、町内会への事務連絡、町内会からの意見、町内会同士の意見交換等の場となるように支援します。

- ③ 市民の生の声を聞くとともに、行政の情報を発信するため「市民協働ガイド」制度を実施していきます。

(3) 男女共同参画社会の推進

- ① 委員会、審議会等への女性の参画を拡大し、男女の意思を公平に市政に反映します。
- ② 性別による固定的な役割分担を前提とする制度や慣行を見直します。
- ③ 新たな「西尾市男女共同参画プラン」を策定し男女共同参画社会のさらなる推進を目指します。
- ④ 災害時における、男女共同参画の視点を取り入れた対策に取り組みます。

●協働のまちづくりの考え方

公平・画一的な従来の行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなってきています。そのような状況のもと、市民が備えている潜在能力や資源を発掘して、自主的にこれらの課題の解決に取り組む市民活動団体やボランティアなど、非営利で公益的な市民活動が注目されています。こうした市民活動団体と行政とが協働することにより、行政だけでは難しかったきめ細やかで柔軟な対応、新しいサービス、有効な取り組みが可能になります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<p>広報紙、にしお市民活動情報サイト等を活用し、市民活動、市政への関心を高め積極的に市民活動を展開します。</p> <p>協働事業のルールなどを提案します。</p>	<p>市民活動団体は自主性をもって市民活動を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう、市民活動に伴う情報を公開します。事業主は従業員の市民活動等に理解を示し活動しやすい環境を整えます。</p>	<p>市民協働が活発になるように市民、市民活動団体、ボランティア団体等と連携をはかり、市民活動への参加を促します。そして、市民活動団体を支援するとともに、情報提供をします。</p>

用語の解説

- **NPO** 「NPO(NonProfitOrganization)」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。
- **パブリックコメント** 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。
- **男女共同参画社会** 男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

2 情報共有

情報課

●現状・課題

市民と行政の活発な交流を進めるためには、市民と行政がお互いの情報を共有することが重要で、分かりやすく親しみやすい行政情報サービスを提供するとともに、市民から寄せられた意見等を施策に反映させ、市民の参加意識の啓発、高揚を図ることが必要となっています。

市民への情報発信の一つとして現在「広報にしお」を、月2回発行していますが、「必要な情報が少ない」、「内容がむずかしい・わかりにくい」、「写真やイラストが少ない」等の課題が指摘されています。さらに、今後は高齢化の進展に対応すべく、広報紙の文字のサイズや書体、レイアウト

等を改善し、誰もが読みやすい紙面づくりへの取り組みが必要となっています。一方、情報インフラの発達に伴い市民の情報収集力が高くなってきており、ツイッター等の新たな情報伝達媒体を活用したタイムリーな情報を提供していくことも求められています。

市民の意見・要望を収集する機会は、「市民の声」「市政懇談会」などの制度がある一方で、「市民の意見が市政に反映されていない」「市民の意見を聞く機会が充実していない」と思っている市民が多く、市民の意見を聞く機会の充実と制度の啓発が必要となっています。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が、市政や地域に関する情報を迅速かつ容易に得られるような情報共有の仕組みづくりが整備されています。 ●行政情報が公表され、透明性のある開かれた市政運営が行われています。 ●市の取り組みや良さを内外に分かりやすく効果的に伝えるための戦略的な広報活動が行われています。 ●多様化する市民ニーズに対応するため、広く市民からの意見を聴取する体制が整備されていると共に、迅速なフィードバックが図られています。 	ホームページの閲覧件数					
	1,700,531件	1,900,000件	2,000,000件			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページが、幅広い世代の多くの市民から見やすく、興味を持ってもらえるような内容となっています。 ●行政に対する意見や要望を述べる場が整備されています。 ●市民の意見が行政に的確に反映されています。 	「広報にしお」の満足度					
	55.4%	60.0%	65.0%			

●施策の内容

(1) 広報広聴の充実

- ① 広報紙やホームページを、どの世代からも見やすく、興味を持ってもらえるような紙面・画面となるようなユニバーサルデザイン書体、レイアウトを検討します。
- ② 市民と行政が懇談する機会の拡充や市民の声を聞き取る体制の整備をし、幅広い世代の考え方、意見を行政に反映します。
- ③ 報道機関を PR 機関に見立て行政情報を発信するとともに、各種情報発信媒体（ツイッター等）を通じて、タイムリーな情報を発信していきます。

(2) 個人情報保護とセキュリティ対策の強化

- ① 個人情報の適正な管理と情報漏えい対策を充実強化します。
- ② 情報セキュリティポリシーの見直しを適宜実施します。

●協働のまちづくりの考え方

行政、市民及び団体・事業者等が、お互い信頼と安心のもとで情報を共有し意見交換ができるようにします。そして、西尾市を積極的に PR し、知名度を上げることにより市民としての誇りが持てるようにしていきます。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
市民は各種情報発信媒体を通じて行政が発信する情報に対する関心を高め、まちの魅力を再発見するとともに、まちの PR の重要な担い手として今後もまちの魅力を積極的に伝えていきます。また、市政懇談会や‘市民の声’等を通じて積極的に市政に対する意見・要望を発信します。	町内会や NPO、ボランティア団体においては、市から発信される情報を地域住民や会員に的確に伝達し、情報共有の向上に努めるとともに、お互いに連携しながらあらゆる手段を活用して継続的に情報の発信をしていきます。また、事業者においては従業員の情報収集能力向上を図ります。	広報紙を始めホームページなどの各種情報発信媒体を通じ、市民に対し有意義な情報や行政側が知ってもらいたい情報を時期に即して、わかりやすく積極的に発信するとともに、全国に向けても西尾市の魅力を発信していきます。また、市政運営の方針や改善に役立てるため、意見交換できる環境を整え、さまざまな機会を通じ市民から意見、要望を集約します。

用語の解説

- ユニバーサルデザイン書体** 文字の大きさや行間、字詰め、文字全体の要素を考慮して、「文字のかたちがわかりやすいこと」、「文字が読みやすいこと」、「読み間違えにくいこと」という3つのコンセプトから生まれ、誰にでもやさしい書体をいう。
- ツイッター** Web上でユーザー登録をすると自分専用のページが作成され、そこからいま何をしているかを140文字以内の「つぶやき」として投稿し、共有するサービス。

3 コミュニティ

市民協働課・佐久島振興課・商工観光課・
農林水産課・健康課・秘書課・学教教育課

●現状・課題

阪神淡路大震災や東日本大震災を経験し、地域間の繋がりやコミュニティにおける絆の大切さが改めて見直されています。西尾市においても、小学校区を基本としたコミュニティを中心に地域活動を活発化していくことが求められます。

団塊世代の退職者は、現役時代には比較的希薄だった地域社会と結びつく機会が増えることとなります。このような状況のなか、これからの公共部門は行政だけで進めるのではなく、自助・共助・公助の考え方にに基づき、同じ志を持つNPOやコミュニティなどの団体と行政が手を携え進めていくことが重要です。

また、本市には5,000人超の外国籍住民が居住しており、言語や文化の違いから日常生活で誤解が生じやすいため、多様な文化の違いを理解し合う多文化共生社会を構築する必要があります。

また、グローバル社会における国際交流は教育やまちづくりの視点からも重要でありますので、引き続き推進する必要があります。

「にほんの里100選」にも選ばれている佐久島では、若者の島離れから老人の一人暮らしが増え、過疎・高齢化が進行しつつありますが、全ての島民が平等な生活を維持するための離島振興を引き続き進めていくことが求められています。これまで、島民で組織する島の活性化を担う任意団体「島を美しくつくる会」が、地域間の連携をより強いものとするため活動を続けており、島への定住希望者の窓口にもなっています。これからますます増えるであろう来島者への対応にも若い島民の力は欠かせません。公共交通を始め、観光や農漁業振興を支援する必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	現状値			目標値		
	2011年	2017年	2022年	2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ活動に地域間の温度差がなく、地域間交流が盛んに進められています。 ●知識あふれる高齢者と、自然を求める人と人との憩いの場として、島の活性化が進んでいます。 ●互いの文化を認め合う多文化共生社会が構築されつつあります。 ●学生を始め国際交流に参加する市民が増えてきました。 	佐久島移住者相談窓口					
	2か所	3か所	3か所			
	外国人生活支援相談窓口					
	1か所	2か所	3か所			
めざす姿 ～市民の暮らし～	現状値			目標値		
<ul style="list-style-type: none"> ●世代を超えた人と人のつながりが充実し、笑顔の絶えない生活が実感できます。 ●島民が生きがいを見つけ、安心して暮らすことができます。 ●自国の文化が共有され、充実感あふれる生活ができます。 ●国際感覚を身につけた市民が少しずつ増えています。 	佐久島移住者					
	15人	20人	30人			

●施策の内容

(1) 地域活動の推進

- ① コミュニティ活動を多角的に支援し、自助・共助・公助の精神に基づき、心豊かな地域づくりを進めます。
- ② 小学校区単位で設立された校区コミュニティの活動をより活発にするため、コミュニティリーダーの育成に努めます。
- ③ 様々なコミュニティ活動を通して、地域間の交流や連携を進め、西尾市全体が一体となった良好なコミュニティづくりを進めます。

(2) 多文化共生の推進

- ① 外国籍住民と日本人の多文化共生を推進するために外国籍住民との意見交換をする機会の活性化を図っていきます。

(3) 国際交流の推進

- ① 国際交流協会への支援や協会に所属する外国籍住民に地域活動の参加を促し、コミュニケーションの場を広げていきます。
- ② 姉妹都市ポリルア市からの訪問団の受入れや派遣を積極的に行い、人的交流を図ることでグローバル社会に対応できる人材を育成します。

(4) 総合的な離島振興

- ① 農業活動と島民が持つ知識を基盤とし、都市部との交流を進め、お互いが生きがいを感じるとともに、貴重な知的財産の継承を進めます。
- ② 佐久島独自のアート作品発表と持続性の高い事業活動の場としての基盤整備を更に進め、離島特有の魅力を発信し島の活性化を図ります。
- ③ 「島を美しくつくる会」を中心に行政との協働活動により、島外からの定住希望者に対して情報を発信するなど、島の活性化を図ります。

●協働のまちづくりの考え方

これからの公共部門は、行政だけではなく、あらゆる分野で民間と行政が協働で補完しながら進めていくことが望ましい姿です。コミュニティを始めとする各団体の設立や活動に対して支援をする必要があります。

また、佐久島振興については、島民で構成する「島を美しくつくる会」の知恵を最大限に発揮することにより島の活性化を目指します。そのためにも、行政窓口の体制を強化し、密接に島民との連携を図る必要があります。

多文化共生社会の構築につきましても、在住する外国籍住民との意見交換を充実させ、少しでも多くの市民と情報を共有する必要があります。

市民の役割	団体・事業者などの役割	行政の役割
<p>まちづくりの担い手として、コミュニティ活動やNPO活動に積極的に参加し、地域の連帯感を深めます。</p> <p>佐久島では、農業活動、漁業活動など島本来の産業を通して市内及び市外の地域間交流を進めます。</p> <p>外国人と日本人はお互いに意思疎通を図りながら、それぞれの文化や習慣を尊び分かち合うことに努めます。</p>	<p>市民活動団体は地域づくりの担い手として、行政だけでは対応できない地域課題に主体的に取り組みます。</p> <p>島を美しくつくる会は、佐久島振興の母体として、景観づくりや伝統文化の継承、また移住希望者の窓口、そして活動後継者の育成、意識改革など幅広い活動に努めます。</p> <p>国際交流協会は多文化共生の推進母体として、外国人と日本人との架け橋になるような活動を推進します。</p>	<p>団体設立支援や相談窓口としての「にしお市民活動センター（アクティにしお）」の機能を充実します。</p> <p>島民との連携をより深いものとするため、佐久島の窓口となる佐久島振興課の体制を強化し、島を美しくつくる会と協働活動できる環境の整備を図ります。</p> <p>多文化共生では、外国籍住民会議の設置や推進協議会を開催することで意見集約を図ります。</p>

4 行財政運営

企画政策課・人事課・税務課・財政課・
収納課・情報課・企業誘致課・商工観光課

●現状・課題

社会が成熟化し、超高齢社会となり市民の価値観が多様化する中で、国は明治以来の中央集権体質から脱却し、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換し、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる地域主権改革を推進しています。地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくるために、最も身近な基礎的自治体の自主性と自立性が強く求められます。

一方で、社会の変化に合わせて子育てや介護など、ますます多様化・高度化する市民ニーズに的

確に対応し、安定した行政運営を行うためには、一層の行財政改革が必要不可欠です。

このためには、職員の意識改革や資質向上を図るとともに、財政面では新たな財源確保に努め、ムダの削減や事務事業の見直しなどを行うことで、景気低迷により落ち込んだ自主財源を補いつつ、市民に対して財政状況や納税について理解を深めていただく必要があります。

また、今後、更新時期が集中し莫大な財政負担が想定される公共施設についても、将来の人口・財政規模に適した保有総量に見直していく必要があります。

●めざす姿（生活像）と目標指標

めざす姿 ～まちの状態～	目標値		
	現状値 2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ● 不断の行財政改革により、ムダの削減や事務事業の効率化が進んでいます。 ● 職員の意識改革が進み、資質も向上して、市民への対応もよりスムーズになっています。 ● 税の収納率が向上し、安定的な財源が確保されています。 ● 合併効果により、地域の力を結集したまちづくりが進んでいます。 	行財政改革推進計画の取組事項の進捗率		
	100%	100%	100%
	市職員の対応に満足している市民割合		
	・・・%	・・・%	・・・%
めざす姿 ～市民の暮らし～	目標値		
	現状値 2011年	2017年	2022年
<ul style="list-style-type: none"> ● 合併効果により、地域の力を結集したまちづくりが進み、コミュニティ活動も活発になっています。 ● 市財政に関する情報を市民の皆さんにわかりやすく公表し、現状と将来展望などの情報の共有化が図られています。 	市民ニーズに応じた行政サービスがなされていると思う市民割合		
	・・・%	・・・%	・・・%

●施策の内容

(1) 地域主権改革への対応

- ① 地域主権改革による権限の増大化と責任の重大化に適切に対応し、地域のことは地域住民が責任を持って決める地域社会を実現するため、自主・自立性ある行政施策を実行します。

(2) 行財政改革の推進

- ① 合併によって集約された地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用し、安定した行財政運営を確立するとともに、ムダを省いた事業執行と質の高い行政サービスを推進します。
- ② 行政評価委員会の存在を一層周知するとともに、市民の理解と協力を得た行政運営を推進することにより、委員会に寄せられる苦情や相談が減少することを目指します。
- ③ 自主財源の根幹となる市税に関する理解を深め、納税意識を高めてもらうために、ホームページや広報などで啓発します。

(3) 公共施設再配置の推進

- ① 西尾市公共施設再配置基本計画に基づき、将来の人口及び財政規模の動きに合わせて公共施設の保有総量を段階的に圧縮することで、より効率的・効果的な施設の維持管理・運営・配置を実現します。
- ② ファシリティマネジメント（FM）の考え方に基づいた再配置を推進するため、公民連携（PPP）の可能性を探りながら、公共施設の長寿命化、利用者負担の見直し、市有財産の効率的運用などの様々な取り組みを全庁的に展開します。

(4) 職員の意識・資質の向上

- ① 合併後の職員定員管理の適正化を図り、合併のスケールメリットを発現させます。
- ② 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、より専門的知識を持った人材を育成するとともに、職員の資質向上を図ります。

(5) 安定財政の確保

- ① 企業誘致を積極的に進め、税収の確保に努めます。
- ② 適正な債権管理により財源を確保します。
- ③ 売却可能財産の処分や公有財産の貸付けなどにより財源を確保します。

(6) 効率的な行財政運営

- ① 経費負担のあり方や行政効果などを十分精査することにより、民間活力の導入や補助金などの整理合理化を進め、財政運営の効率化を推進します。
- ② 情報システムについて、オープンシステムの推進やクラウドの研究を進め、ITコストの最適化を目指します。
- ③ 行政組織は、時代に合わせて柔軟に見直し、多様化・高度化する行政課題に的確に対応できる編制とします。また、地域住民の身近なサービス拠点である支所は本庁との連携強化を図ることで、質の高い住民サービスを提供します。
- ④ 多様化する広域的な課題については、県や周辺自治体と連携・補完しながら、より効率的な広域行政を進めます。

●協働のまちづくりの考え方

今後、市の歳入（多くを占める市税収入）が大幅に伸びることは考えられない時代となりました。今ある財源を維持し、それを最大限有効に利用することが求められています。多くの財源を必要とする施策を実現するためには、現行の事業を見直し、財源を捻出する必要があります。そこで、市民は、行政に依存することなく、行政から自立することが求められています。また、行政は、単にコスト削減のためにNPOやボランティア団体を活用するのではなく、市民・諸団体の自主的な活動が行政を補完することとなれば理想です。このように市民と真に協働する行政が実現できるような取り組みが必要とされています。

市民 の役割	団体・事業者などの役割	行政 の役割
市民それぞれが何ができるのかを認識し、西尾市をどのように創っていくかという視点により活動を行います。また、そのような環境整備を市にも要望することにより、自らが考え、行動できるようになることを目標とします。	それぞれの団体や業界の利益だけでなく、西尾市の発展に何が必要かとの視点により活動を行います。また、行政からの助成を求めない活動を行なっていくことにより、団体としての自立を目指します。	さまざまな機会を通じて情報を収集し、分析します。更に今後の予測を行い、その政策を立てることが役割となります。また、政策策定にあたっては、従来の方針にとられることなく、市民の意向を確認しながら進めます。

用語の解説

- 地域主権改革** 住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。
- 公共施設再配置** 公共施設の現状と課題を調査、分析して、公共施設のより効率的・効果的な維持・管理・運営方法及び施設配置を実現すること。
- ファシリティマネジメント（FM）** 企業、団体などが持つ業務用不動産及びその環境を組織活動にとって、最適な状態で保有、維持、活用するための総合的な管理手法のこと。（Facility Management）
- 公民連携（PPP）** 官（Public）と民（Private）が互いの役割を明確に分担して地域を良くしていこうという動き。（Public Private Partnership）
- オープンシステム** 様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築されたコンピュータシステム。各社が外部仕様を公開することで実現されている。価格や性能を比べて最も良い製品を組み合わせることができるといったメリットがある。
- クラウド** クラウドコンピューティングのこと。ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータの利用形態。従来は、ユーザーがコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データなどを、自分で保有・管理していたのに対し、クラウドでは「ユーザーはインターネットの向こう側からサービスを受け、サービス利用料金を払う」形態である。

資料

協働まちづくりプランナー

提言書

目次

◆協働まちづくりプランナー全体スケジュール.....	1
◆話し合いの経過.....	2
◆Aグループの提案.....	4
◆Bグループの提案.....	10
◆Cグループの提案.....	14

平成24年3月16日

表題 中村茂雄(硯堂)

協働まちづくりプランナー 全体スケジュール

回	開催時期	内容	備考
第1回	10月28日 (金)	○オリエンテーション □ワールドカフェ 「西尾市の10年後の姿は？」	会議の目的・役割の共有化 10年後の西尾市の姿を共有化
第2回	11月29日 (火)	○テーマ別会議① □テーマに沿った課題・重点プロジェクトのアイデアを提案	まちづくり課題の抽出・解決のアイデアを提案
第3回	12月21日 (水)	○テーマ別会議② □重点プロジェクトのアイデアをブラッシュアップ	解決のアイデアのブラッシュアップ
第4回	1月25日 (水)	○テーマ別会議③ □グループ提案の具体的な内容を整理しよう！	アイデアの修正と文章の肉付け
第5回	2月17日 (金)	○テーマ別会議④ □提言書を完成させよう！	まちづくり提案を整理し、提言書としてとりまとめる
発表会	3月16日 (金)	○フォーラム □提案発表会 □基調講演	公開での発表会 市長へ提言書の提出

～話し合いの経過～

第1回

- 第1回の協働まちづくりプランナーでは、「西尾市の10年後の姿は？」をテーマに、ワールドカフェ方式※で、参加者の方々が意見を交わしました。
- 3ラウンド、計60分におよぶ対話の結果、参加者の方が印象に残った意見やアイデアとして、右図のようなものが出されました。

※ワールドカフェとは「カフェのような創造的でオープンな場での対話を通じて知恵とアイデアを生み出す」という考え方の会議



↑ワールドカフェの様子

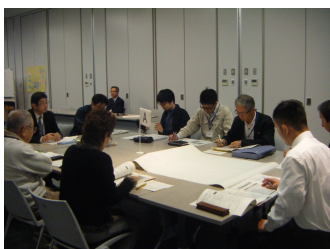
まちを愛する人づくり	総合大学、専門学校などの誘致	名鉄電車の利用増の件
まちづくりは人づくりから・・・	専門学校を作る。特に西尾の産業、うなぎ、お茶 etc	車がなくても暮らせる町
「まちづくり」は人づくり	観光資源の活用で西尾市へ人を呼ぶ。 蒲郡線各駅で無料自転車レンタルサービスで観光地サイクリング。公園を作る！矢作古川、親子で楽しめる公園。他の市町村で実行していない事をやる！！	“脱”車社会
まちづくりは人づくり。生涯教育・人材教育に優れた町。	観光地資源をもっとアピールして人を呼ぶ。	幡豆町、一色町を過疎化しない。 1.市の行政機能を幡豆一色支所へ移転する。 2.一色町公民館ホールをカーネーションホールとして改装。山本真輔美術館を新設。それらをもって文化的拠点とする。
人材育成等、協働での考えであるが人材の誕生ベースになる大学の〇〇による学園都市づくり	観光地としての町全体の受入れ体制の改善（意識）	都市公園の整備とアクセス
若い人の参加を非常に嬉しく、頼もしく思いました。	西尾・一色・吉良・幡豆に特徴のあるスポットを作る。それを繋げていく。	何でもある。突出したものもない。しかし、暮らしやすい。
町作りには、地域をまず知る。ワークショップを西尾で行うのではなく各地で行っては。	ポテンシャルを引き出せ	防災面で安全・安心な町づくり
市民活動・ボランティアをもっと盛り上げたい。元気な市民！	おらが町のチャンピオンー市三町の融合をまず！やりましょ。	防災への関心を再確認する。三町への具体的・活性化を検討。車のない町づくりは大きな目標。
活発な市民活動	市民が西尾市の本当の良さを知って、愛着を持っていれば10年後はきっと良い町になっている。	外国人富裕層GET！！
障がい者の方が暮らしやすい町づくり		
地域通貨のようなもの（ポイントなど）で高齢者にも目標をもって明るく元気に自立して暮らせる町（ボランティアオンリーでは長続きしないと思う）		

↑参加者が一番印象に残ったアイデア・意見

第2回

- 第2回の協働まちづくりプランナーでは、「重点課題と具体的な取り組みを提案しよう！」をテーマに、3つのグループに分かれて、具体的な取組のアイデアについて話し合いました。
- 話し合うテーマとしては、新市基本計画で挙げられている7つの課題の中から、以下の3つの課題を取り上げました。
 - ・ 多様な地域資源を活かした地域の魅力づくり
 - ・ 定住しやすい安全安心な暮らしの実現と自然環境の配慮
 - ・ 次代を担うひとづくり
- 事前に参加者が考えてきた具体的な取り組みの提案をもとに、各グループで提案すべき内容を検討しました。

テーマ (決まるテーマに〇)	1. 多様な地域資源を活かした地域の魅力づくり
重点課題	これからの西尾市には「豊富な魅力」の発信が重要だ！！
2 提案タイトル	新・西尾市の魅力をみんなで伝えよう！！
3 提案の目的	合併によって大きくなった西尾市の豊富な魅力を市民と行政が一体になって発信します。隠れた名産や名所を宣伝でき、市民と連携することで西尾市への関心を持っていただきます。郊外や離島のPRも行います。
4 提案の内容	新・西尾市情報誌の発行 ・西尾市の資源や観光地などの魅力を情報誌として発行します ・基本的に情報は市民から募集します ・一部で取材班を募集し、取材を提供した上で取材を行います ・範囲を西尾市全域とすることで、西尾市郊外や離島のPRにもつなげます ・取材や写真撮影を学校などと提携し、地域一体となって作成します ・情報誌は各家庭に届くようにします ・写真コンテストや川柳コンテストなどの定期的なイベントを開催し、情報誌の発展につなげます ・情報誌にQRコードを掲載し、読み取ることで地域情報動画へとリンクさせます ・既存の観光団体とも積極的に情報連携をします
5 協働の考え方 役割分担	市民 ・西尾市の魅力に関する情報や写真を提供 ・情報などを基に情報誌の作成を行う ・情報誌を通じたイベント開催に参加する ・自身の身の回りの良いところを積極的にPRする 行政 ・市民から寄せられた情報や写真を集約 ・情報などを基に情報誌の作成を行う ・取材などの機材や情報を提供する ・学校などの授業や部活動の1つとして情報収集を取り入れる ・情報誌の印刷代や配布に関する業務を受け持つ 連携 方法 ・情報誌の制作チームを立ち上げ、市民と行政が一体となって作成 ・一部で連携し、取材を行う ・各学校にも情報誌を配布し、学生の参加意欲を高める



↑各自で作成した「提案シート」の一例

←グループワークの様子

第3回

- 第3回の協働まちづくりプランナーでは、「アイデアをブラッシュアップしよう!!」をテーマに、具体的なアイデアの検討をしました。
- 各グループで、プロジェクトごとに取組内容を確認し、アイデアをブラッシュアップし、グループ提案の骨子としてとりまとめました。
- グループ提案の中間発表を行い、他のグループに対するアイデアや意見を交わしました。



←グループ発表の様子

第4回

- 第4回の協働まちづくりプランナーでは、「グループ提案の具体的な内容を整理しよう!」をテーマに、提案の具体的な内容を検討しました。
- 第3回会議の話し合いで整理した「提案骨子」を踏まえ、各グループのテーマに沿った具体的な提案内容についてさらに話し合いを進め、提案内容を再整理しながら追加・修正を行うとともに、具体的な内容を肉付けしていきました。



←グループワークの様子

第5回

- 第5回の協働まちづくりプランナーでは、「提言書を完成させよう!」をテーマに、これまで話し合ってきたまちづくり提案を整理し、提言書としてとりまとめました。
- これまでの検討過程ででてきた、メンバーの提案に対する思い入れを、各グループの提案の前文として取りまとめました。



←グループワークの様子

A グループ

テーマ「多様な地域資源を活かした地域の魅力づくり」

◎メンバー

中村 茂雄	松崎 孝子
長瀬 拓也	廣瀬 将人
颯田 洪	織田 善夫
伊藤 貞幸	颯田 芳喜
山下 昌宏	



私たちは、「多様な地域資源を活かした地域の魅力づくり」をテーマに話し合いを行い、西尾市の良いところを、市民はもとよりたくさんの人に知ってもらうためにはどうしたらよいのか、また、市民が自分の住んでいるまちに誇りを持ち、心豊かな生活を送るためにはどうしたらよいのかを考えました。

それには、まず、私たち市民が、食、自然、文化などの新西尾市の魅力に気づくことが重要です。次に、その魅力に磨きをかけ、将来を担う子ども達に伝えていくこと、そして、その魅力を対外的にも発信し、多くの人たちに情報提供していくことが重要です。

こうした考え方にもとづき、「①西尾の魅力をみんなに伝えよう」、「②豊富な財産を掘り起こして将来へ」、「③行ってみようと思える西尾にしよう」の3つのプロジェクトを提案します。

テーマ「多様な地域資源を活かした地域の魅力づくり」

重点課題

市民がまちの
魅力に気づく

地域資源を掘り起こし、磨きをかける

西尾のPR
情報発信

プロジェクト（取り組みの方向性）

西尾の魅力をみんな
（市民）に伝えよう

- ① “まちのお宝”の発掘
- ② 西尾検定の実施
- ③ 子どもへの学習機会の提供

豊富な財産を掘り起こして将来へ

- ① 食、自然、文化などの魅力づくり
- ② 地域の魅力のデザイン化

行ってみようと思える西尾にしよう

- ① 情報誌やインターネットによる情報発信
- ② 道の駅の活用
- ③ 様々な機会・ツールで西尾をPR

提案1	西尾の魅力をみんな（市民）に伝えよう
	<p><解決すべき課題></p> <p style="text-align: center;">これからの西尾市には「市民がまちの魅力に気づく」ことが重要！</p>

●提案の概要

目 的	<p>合併によって市域も市民も増加したが、新・西尾市の魅力が市民に十分に伝わっていない。そのため、西尾市にある身近な資源の魅力や素晴らしさを地域の人に気づかせるきっかけをつくり、市民がともに学べるようにする。</p>
内 容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="background-color: #ffff00; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>① “まちのお宝” の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宝探しボランティアを結成・育成する。 ・ お宝認定により魅力ある地域資源に行政によるお墨付を付与する。 ・ お宝発見ツアーを企画し実行する。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">↓ 活用</div> <div style="text-align: center;">↓ 活用</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p>②西尾検定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西尾市に関する検定試験を実施する。 ・ 検定のための講座を開催する。 </div> <div style="width: 10%; text-align: center;">⇔</div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #ffff00;"> <p>③子どもへの学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合学習の中で西尾市を学ぶカリキュラムを充実させる。 ・ 地域住民や市職員による出前講座を開催する。 ・ 地域でふれあう学習を充実させる。 </div> </div> </div>

●協働の考え方

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ いろいろなイベントに参加・参画し、市民としての意識高揚に努める。 ○ 広報「にしお」を熟読し、西尾市に関心を持ち、自ら魅力を見つけ出す。 ○ ボランティア活動として、まちのお宝発掘や勉強会に参加する。 ○ 昔からの言い伝えや“我が家のお宝”の情報を発掘し提供する。 ○ 西尾の魅力（検定MAP、カレンダー等）を自宅に貼る。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 読みたくなる広報「にしお」の紙面づくりを工夫する。 ○ 西尾の歴史を学ぶ勉強会を開催する。 ○ 情報発信を行い、市民からのお宝情報の提供を呼びかける。 ○ 周知方法などを工夫し、イベントなどへの市民の参加を促す。
連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が西尾の魅力に気づくように校区レベルでアクションを起こす。 ○ 支所や公民館を活用して幅広い広報活動を行う。 ○ 祭りやイベントなどの企画・実施を市民と行政の協働で行う。 ○ 小中学校で市民がまちの先生として参加するなど、参加しやすい仕組みをつくる。

提案2	豊富な財産を掘り起こして将来へ
	<p><解決すべき課題></p> <p>これからの西尾市には「地域資源を掘り起こし、磨きをかける」ことが重要！</p>

●提案の概要

目的	<p>新・西尾市には、食、自然、文化など各地域に独自の魅力ある資源がある。こうした恵まれた資源や環境を生かしたまちづくりを進め、地域の個性が光り輝く新たな魅力溢れるまちを目指す。</p>
内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #ffffcc;"> <p>①食、自然、文化などの魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本一の素材でウリになる加工産品を考案する（日本一×日本一のコラボ商品の開発）。 ・ 地元の食材を使ったB級グルメを開発する（B1 グランプリへの参加・研究会の設置、地元の素材を使った料理コンテストの開催など）。 ・ 海・山・島などの自然資源、祭り・文化財・伝統芸能などの文化資源を活かしたイベントを開催する（体験プログラムのメニュー化、N1（西尾No1）グランプリの開催、西尾ギネスブックの創刊など）。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #ffffcc; margin-top: 10px;"> <p>②地域の魅力のデザイン化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西尾の城下町、一色の海と産業、吉良の歴史、幡豆の自然など、地域の資源や特長を魅力化・デザイン化し、将来像を明確にする。 </div>

●協働の考え方

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な小さな情報（人・物・事）や魅力に気づき情報提供する。 ○ 市民自ら、市内の知らない場所や行っていない地域にも足を運び、五感を使って地域の魅力（財産）を体感する。 ○ 生産者と加工業者、消費者が協力しあい、日本一のプライドを持った商品開発、市民の誇りとなる食文化の考案などを行う。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域の中心となる資源や特徴を重点化して推進するよう支援する。 ○ 将来に生きるアイデアを市民から募集する。 ○ 商品開発に関する資金援助や資料提供などのバックアップを行う。 ○ 企業・町内会・各種団体など地域情報をとりまとめ、見える化（書面化）する。
連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地元の素材を使った料理コンテストを開催し、優秀作品を商品化する。 ○ 市内の小中高生による「うまいもの西尾」の料理、食べ物、献立を公募し、それを給食や店で生かす工夫をする。 ○ 魅力づくりに向けた活動グループを組織する。

提案3	行ってみようと思える西尾にしよう
	<解決すべき課題> これからの西尾市には「 西尾のPR・情報発信をする 」ことが重要！

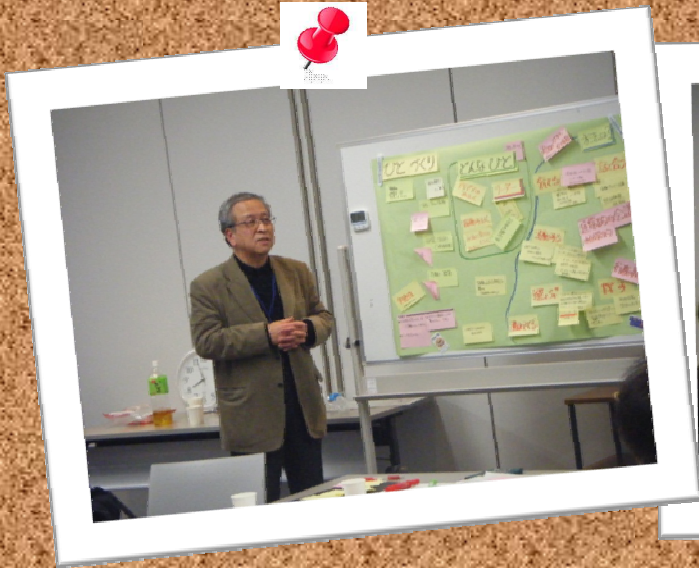
●提案の概要

目的	西尾市には、さまざまな良い物、良い活動、良い事があるものの、市民にも、観光PRの面でも、うまく情報発信されていない。新・西尾市の魅力を市民はもとより市外に向けて伝えるため、有効なPR手段を工夫し効果的に情報発信を行う。
内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>①情報誌やインターネットによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新・西尾市の魅力をわかりやすく整理した総合的な情報誌を発行する。 ・ Webサイト上に西尾の魅力を伝える動画館を運営する。 ・ 西尾の魅力を伝える行政の担当課を置く。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>②道の駅の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンシェルジュを配置して来訪者を市内に案内する。 ・ 四九の日のように“〇〇の日（市）”など特別な日を作る </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>③様々な機会・ツールで西尾をPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西尾をテーマとしたコンテストを開催する（フォトコンテスト、広場の活用企画案の全国公募など）。 ・ 西尾を舞台とした映画を市民と行政が一体となって制作する。 ・ 市民によるPR隊の編成、観光案内をするコンシェルジュの育成。 ・ 市のシンボルマークやキャラクター（ゆるキャラ）を作る。 </div>

●協働の考え方

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西尾市に関心と意欲を持ち、西尾のことを“知りたがり屋”の市民になる。 ○ 生活の中で西尾PRの意識を持って行動する。 ○ 西尾市の良いところを動画サイトに載せたりツイッターやフェイスブックなどで情報発信する。 ○ 地域参画の意識を持ち、“来てもらえる”西尾にするための行動を起こす。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西尾を知るための情報発信やPRについていろんな形で提供する。 ○ ボランティアやPR隊を育成する。 ○ 映画や動画制作における、フィルムコミッションを設立する。
連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民も行政も素早く情報をキャッチし、お互いに情報共有し、素早く発信する。 ○ 市民が自主的に活動できる場や機会を行政が作り、指導や助言をする。 ○ 市民参加型のイベントを開催する。

協働フランナーでの話し合いの様子



B グループ

テーマ「定住しやすい安全安心な暮らしの実現と自然環境の配慮」

◎メンバー

中根 輝彦	稲垣 龍介
谷田部 仁夫	二村 幹拓
丹野 幾代	加藤 雄二
石川 金男	杉山 康治
羽佐田 康幸	



私たちは、「定住しやすい安全安心な暮らしの実現と自然環境の配慮」をテーマに話し合いをしました。

「定住しやすい安全安心な暮らしの実現」のためには、いつ、大災害が起きるかわからないので、「防災」が一番大事だと考え、また、日々の暮らしについては、「防犯」がかかせないと考え、プロジェクトの提案をしました。

「自然環境の配慮」に関しては、合併して、海、山、川と働く場所もある、バランスの良い町になりましたので、自然と融合できる新しい「西尾市」づくりとして、プロジェクトを提案しました。

テーマ「定住しやすい安全安心な暮らしの実現と自然環境の配慮」

重点課題

防災・防犯

自然の保全と緑化

プロジェクト（取り組みの方向性）

絆で安全・安心

自然と共に豊かな共生

(1) 防災のまちづくり

- 1) 地域防災のレベルアップ
- 2) 避難情報の見える化

(2) 防犯のまちづくり

- 1) 地域で見守り・育てる

(1) 協働による公園のリニューアル

(2) 自然（海、山、川）を知る

(3) 小学校の自然観測

(4) 個性的な並木通りづくり

提案1	絆で安全・安心
	<解決すべき課題> これからの西尾市には「防災・防犯」が重要！

●提案の概要

目 的	地域の絆で守る防災・防犯のまちづくり
内 容	<p>(1) 防災のまちづくり</p> <p>1) 地域防災のレベルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校での防災意識のレベルアップを行う。 ② フォロー講習やレベルアップ講習を継続的に行う。 ③ 救命講習の維持向上を行う。 <p>2) 避難情報の見える化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ハザードマップの更新を行う。 ② 市内の防災看板を充実させる。 ③ 地域での危険箇所情報を地域住民で共有できるように、防災（危険箇所）マップ等を作成し、周知する。 <p>(2) 防犯のまちづくり</p> <p>1) 地域で見守り・育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 笑顔で声掛け運動を行い、顔が見えるご近所づきあいをする。 ② 企業協賛など（青パト車に宣伝、広告を貼る）を募り、小学校区に1台の青パト車があるように体制を充実させる。 ③ 地域行事（祭礼など）を活性化させて、地域の絆を深める。

●協働の考え方

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事（伝統行事、祭礼など）に積極的に参加をする。 ・地域での防災訓練などに積極的に参加し、互助の精神を育む
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・発信を行う。 ・地域活動を支援する。 ・大規模な防災訓練を継続的に行う。
連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ・総合防災訓練に参画し、日ごろから顔の見える関係づくりを行う。 ・迅速に情報を共有できる場を持つ。

提案2

自然と共に豊かな共生

<解決すべき課題>

これからの西尾市には「自然の保全と緑化」が重要！

●提案の概要

目的	海、山、川に恵まれた地の利を活かす
内容	<p>(1) 協働による公園のリニューアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公園のネーミング（命名権）を募集し、企業などに参加していただく。 ② 自然海浜公園。干潟を守っていける公園（民間のNPO 法人などの参加） ③ 自然の恵みを受けた地元産品の直売所 <p>(2) 自然（海、山、川）を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海を知ってもらおうイベントを行い、地元漁協も含めて地域交流を深める。 ② 自然をテーマにしたイベント（野鳥観察会、干潟を歩こう会など）を行う。 ③ 自然と融合できるイベントのマップを作って PR（広報誌、インターネットなど）する。 ④ 市民参加型の自然保護イベントを（蛸の里、カブトムシの里、川のいきものの里づくりなど）行う。 <p>(3) 小学校の自然観測</p> <p>ビオトープなどを行う。又課外学習を通じて自然を体験する。</p> <p>(4) 個性的な並木通りづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 植えてある樹木の種類で目的地が案内できるような街路樹づくり ② アダプト制（里親）を広める。 ③ 街路樹が沢山あるが、道路はきれい！住民参加で綺麗なまちづくり ④ 地元の声を聞いて樹木種類を選定する。 ⑤ 記念樹として街路樹を植える。（公募をして買っていただき、木に名札をつける）

●協働の考え方

市民の役割	・小学校などの課外授業などで自然の大切さを学び、公園、街路樹等の保全管理をボランティア活動、地域住民全体で参加し、守り、育てる。
行政の役割	・いきものふれあいの里のように管理棟、管理者を常駐させて、色々なイベントを企画、広報に努める。
連携方法	・地域住民、ボランティア団体などと企画会議を常時行い運営をおこなう。

テーマ「次代を担うひとづくり」

◎メンバー

林 賢治	末光 誠
久保田 芳道	竹内 直之
梅村 幸夫	田中 瑞穂
本多 翔太	杉浦 吉彦
高瀬 敬久	山崎 典子



私達は、新市基本計画の基本理念「自然と文化と人々がとけあい、心豊かに暮らせるまち」を議論のベースに位置付け、これからの西尾のまちづくりに極めて重要と思われる「次代を担うひとづくり」をテーマに話し合いをしてきました。

「ひとづくり」は非常に概念的かつ抽象的な言葉である為、まずその定義を共有することからスタートしましたが、基本的には ①市民一人一人が西尾のまちづくりに参画しやすい環境・システムを確立すること、②健全な子ども・青少年を育むことができる地域のあり方を整備すること この二点が「次代を担うひとづくり」に直接あるいは間接的に結びつくのではとの結論に至りました。

これらの目標の具体的な展開方法として、大きく二つの視点を重要課題として位置付けました。一つ目は、「地域を支える文化と人を育む環境づくり」として、まちづくりに意欲を持つ多くの人に、容易にいろんな活動に参加できる制度を確立すること。二つ目は、「地域で取り組む子育て・青少年健全育成」として、地域全体で健全な子どもを育む方策を、現代の時代状況に合わせて再構築し、その土壌基盤を形成すること。この二点を課題として認識し、その実践に向けてのいくつかのアイデアを出し合いました。その内容につきましては後述の提言書に記します。

今回の当公募に多くの方が参加し夜遅くまで議論を戦わせた、この西尾のまちづくりに寄せる熱い想い、溢れ出るエネルギーこそ、まさに「次代を担うひとづくり」の源泉であると確信しています。市民の中には、他にもまちづくりに意欲を持った人たちが実にたくさんいます。このパワーを是非これからの西尾のまちづくりに活かしていけるような、開かれたシステムの導入と協働可能な行政組織の見直しを、この提言の最優先事項として提案致します。

テーマ「次代を担うひとづくり」

重点課題

地域を支える文化と人を育む
環境づくり

地域で取り組む子育て・青少年の
健全育成

プロジェクト（取り組みの方向性）

「まちづくり」に参画しやすい
システムづくり

健全な青少年育成は
地域のちからで

○行政施策に対する市民提言の場を定期的
に開催する制度を設けよう。
（例 年3回）

○文化行政に特化した市部局の創設を
はかり、官民協働がしやすいシステ
ムを構築しよう。

○生涯教育制度の充実と拡充をはかろ
う。

○市民活動の拠点を整備しよう

○西尾の文化発信に象徴的な施設、団
体を設立しよう。

○老若男女すべてにわたる世代間交流
の更なる促進をはかろう。

○子ども、青少年を地域で見守り育む
システムを確立しよう。

提案 1	「まちづくり」に参画しやすいシステムづくり
	<解決すべき課題> これからの西尾市には「 地域を支える文化と人を育む環境づくり 」が重要！

●提案の概要

目的	これからの西尾のまちづくりに関心を持つ人達が、容易に自らの立場で意見発信ができるような、あるいは同じ志を持つ仲間と連携を組めるようなシステム・制度を確立し、市民参加型、官民協働型のまちづくりを目指す。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ タウンミーティングの定期開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に関し市民討議方式の導入。 ○ 文化活動団体の積極的支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民独自の文化芸術活動の紹介と連携。 ・ 地域の伝統技能、生活文化の保全整備。 ○ 生涯学習マスター制度。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が主体の学習制度-各種団体の連携。 ○ 公共施設の空き部屋の有効利用。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設の整備-コンサートホール、美術館 ・ 総合スポーツセンターの整備。 ○ 内外にアピールする全市的イベント開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一色公民館をコンサートホールに特化、美術館（山本真輔記念美術館）、公園の設置。 （例 一色カーネーションパーク） ・ 例 西尾市立交響楽団の創設 ○ 指導員、リーダーの育成。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全市的規模のスポーツ大会の開催。

●協働の考え方

市民の役割	まちづくりの個々のアイデアに、まず市民の間でその妥当性、必然性、効果予測を十分議論し、その採否、優先順位を含め意見集約し市民としての意思統一をはかることとする。その為のシステム作り、規範作りを行う必要がある。
行政の役割	市民がその役割を担う上で必要不可欠な、活動の拠点、必要な機器設備等を手当てするとともに、市民協議のシステム作り、規範作りに助言と協力を行う。併せて、議論の内容に行政サイドの視点を織り込むための情報公開を行う。
連携方法	連携をスムーズに進めるためにも、行政の縦割り組織を一部改編し、まちづくり市民活動が活性化するような部局の新設を含めた統廃合を行い（例 市民部、文化芸術部 等）市民にとって分かり易い顔の見える組織にすることで協働しやすい体系を確立する。

提案 2	健全な青少年育成は地域のちからで
	<p style="text-align: center;">＜解決すべき課題＞</p> <p style="text-align: center;">これからの西尾市には「地域で取り組む子育て・青少年の健全育成」が重要！</p>

●提案の概要

目 的	<p>大家族制度が崩壊して久しく、子育てに携わる親の育児方法に対し助言も支援も与える環境が無くなり、その結果、非行、いじめ、ひきこもりが横行し大きな社会問題となっている。時代状況から大家族制度の復活があり得ないなか地域総がかりで世代を超えた青少年育成は今日必須である。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交流に効果のあるイベントの定期開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な市民講座の開設。 ・ 教育の現場に活かした教材を。 (まちの先生、アーティストインスクール) ・ リタイア世代の活動、活躍の場を。 ・ サタデープランの充実、拡充をはかる。 ○ 地域の絆で子どもを育てる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども、青少年の地域活動を支援する。 ・ 郷土の歴史教育の充実。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土愛を育む教育。 ・ 国際感覚を持つ若者を育てる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本文化に誇りを持って海外に発信できる人材育成。 ・ 成長産業の研究機関を誘致。 ・ ゲームセンターへの規制強化。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、市民監視。 ・ 性教育のカリキュラム化。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教師、医師、市民協働

●協働の考え方

市民の役割	<p>世代を超えた地域内連携をとる為に、交流に効果のあるイベントの企画開催や市民講座の開設、教育現場に活かした教材の提供を行ったり、リタイア世代もその経験と知恵を若い人達に披露し人間として生きていくうえでのモラルを教え込むなど、地域で子どもを育てる意識を共有する。</p>
行政の役割	<p>地域で子どもを育てる市民の活動を支援するため、地域間情報の受発信（中継）、会場・設備機器等の提供、経費補助を行い、かかる主旨の活動が円滑に行われるためのバックアップを行う。</p>
連携方法	<p>市民・行政共催による青少年健全育成のための活動内容発表会等を定期的に行い、その効果の検証を行うとともに、対象となる子ども、青少年からもその意義をヒヤリングするなどして、活動の発展的拡大を一体となって図る。</p>